

会報

第71号

国立大学協会

昭和51年2月

会 報

(第 71 号)

目 次

○ 息子の死.....具島兼三郎.....(3)

A 事業報告

1. 諸会議議事要録

- (1) 理事会(50.10.29).....(8)
- (2) 理事会(50.12.12).....(15)
- (3) 第57回総会(第1日)(50.11.12).....(20)
- (4) 第57回総会(第2日)(50.11.13).....(36)
- (5) 第24回事務連絡会議(50.11.14).....(37)
- (6) 第2常置委員会(50.10.22).....(40)
- (7) 第3常置委員会(50.10.20).....(44)
- (8) 第3・第4常置委員会合同会議
(50.12.25).....(49)
- (9) 就職問題懇談会
(文部省主催)(50.10.30).....(55)
- (10) 就職問題懇談会
(文部省主催)(50.11.17).....(60)
- (11) 大学就職問題懇談会
(労働省主催)(50.12.2).....(65)
- (12) 就職問題懇談会
(文部省主催)(50.12.9).....(68)
- (13) 就職問題懇談会
(文部省主催)(50.12.23).....(73)
- (14) 第5常置委員会(50.11.11).....(77)
- (15) 大学格差問題特別委員会
(50.10.3).....(82)
- (16) 大学格差問題特別委員会
(50.11.11).....(85)

- (17) 医学教育に関する特別委員会
(50.10.4).....(88)
- (18) 図書館特別委員会(50.11.6).....(89)
- (19) 特別会計制度協議会(50.12.20).....(90)
- (20) 入試改善調査委員会(50.10.25).....(92)
- (21) 実施方法等調査専門委員会
(50.10.9).....(97)
- (22) 実施方法等調査専門委員会
(50.10.25).....(99)
- (23) 地区試験実施委員長会議
(50.11.6).....(103)
- 2. 諸会合.....(107)

B 要望書

- (1) 「身体障害者の大学受入れ」のため
の施策について(要望)
(50.11.12).....(109)
- (2) 大学図書館の振興についての昭和
51年度予算に関する要望書につい
て(50.11.12).....(110)
- (3) 国立大学の授業料について(要望)
(50.12.12).....(114)

C 資料

- (1) 富山医科薬科大学及び島根医科大
学の国立大学協会加入に伴い、理
事及び監事総会互選要領その他関
係規則の一部改正について

- (50. 11. 12)… (116)
- (2) 学費について(事務連絡)
(50. 12. 13)… (116)
- (3) 学費について(事務連絡 第2)
(50. 12. 25)… (117)
- (4) 学費について(事務連絡 第3)
(50. 12. 26)… (117)
- (5) 国立民族学博物館概要…………… (118)

D その他

- (1) 学長等の異動について…………… (120)
- (2) 寄贈図書…………… (120)
- (3) 窓
- ・生物材料の神秘さ…………… (106)
 - ・鯛の色づけ…………… (108)

息子の死

具 島 兼 三 郎

息子が死んだというのに涙が出ない。どうしたというのであろう。息子の死を伝える電話はすでに2回もかかったというのに……。1回は東京にいる娘からであった。死んだ長男のすぐ上の姉に当たる娘からである。娘の声は涙声であったから、終わりの方はよく聴きとれなかったが、そのオロオロ声のなかに

「弘がワルシャワ郊外で交通事故のために死んだそうよ」

という言葉があったことは確かであった。2回目の電話は息子が勤めていた三菱商事からのそれであった。こちらの気持ちを推しはかってか、同情に堪えないという声で

「御令息が亡くなられて、何と申し上げてよいやらわかりません」

という言葉を確認に聞いた。それなのに涙が出ないのである。

「そんなことがあって堪えるものか。きっと何かの間違いにちがいない」

理屈ではない。ただそう思えて仕方がなかったのである。自分の眼で確かめないうちに、どうしてそんなことが信じられよう。わたしは恐らくは残されていないであろうただ一つの可能性を探るために、ワルシャワに急行した。亡くなったときかされた長男の嫁を連れての旅である。これが普通の旅であったならば、どんなに愉快的な旅であったことであろう。しかし今は違う。心の重い旅であった。嫁はとみれば悲しみのために押し潰されそうになったか細いからだをやっとの思いで支えているというふうであった。時々ハンカチを顔にあて、肩をふるわせながら泣いているのがわかるが、どうしようもない。悲しいのはこちらとても同じだからである。

かつては心をはずませた機外の景色も今はなんの慰めにもならない。十数年前ソ連の上空を飛んだときには、シベリアの空間的ひろがりに眼をみはり、バイカル湖の大きさに思わず感嘆の叫びを放ったものであったが、今は機外の景色など何の関心もない。時々雲の流れを放心したように眺めるだけである。早くモスクワで乗りかえてワルシャワに行きたい——ただそれだけを考えている。

× × ×

モスクワに着く。空気がピリリと冷たい。雪が降っており、大地には氷が凍りついている。ゲートからワルシャワ行きの飛行機に乗りかえるまでのバスには暖房がない。からだの芯までしみとおるような寒さである。

やっと機内に入る。ヤレヤレという感じである。飛行機はエア・フランスであるが、ジャルとは比べものにならないほどお粗末である。からだを暖めるために、配られてきたシャンパンを一杯グツと飲む。機内のエア・コンディションも利いてきて、からだはいくらか暖まったような気がするが、わたしの心は依然として冷え切っている。電話でくり返し伝えられたように、息子はホントに死んだので

あろうか？この夏会ったときまで、あんなに元気で、あんなにこやかに笑っていたあの子が……。

飛行機は飛び立った。外をみる気もしない。眼をつむって独り物思いに沈む。誰とも口を利かないし、利きたくもない。海底に身を潜める貝のように、口をつぐんだままおし黙っている。ものの2時間近くも過ぎたころ突然

「ワルシャワはもうすぐだ」

という声が耳に入る。

眼をあけて外を見る。ところがどうであろう。モスクワを出るとき凍りついたように動かなかった鉛色の雪はいつしか姿を消して、空の彼方には夕日が赫々と輝いているではないか。しかし、その夕日は日本でみる夕日とちがって、血のように赤い。円い大きな傷口から空一面に血が流れ出ているような感じである。わたしは思わず長男の事故現場を連想して、顔を伏せた。

× × ×

自分の眼でハッキリ確認をといたねがいも空しく、ワルシャワに着いたときには、長男の遺骸はすでになく、あるものはただ大きな木の箱につめられた遺骨だけであった。それも日本でいう白木の箱とは凡そ似ても似つかぬ不格好な大きな木の箱であって、その重いことといたらなかった。どうしたのかときいたら骨をつめた壺が重いうえに、1人分の骨を残らずつめたので、重いのは当然のことだとのことであった。しかし、そんなことはどうでもよい。国がちがえば日本の習慣がわからないのは当たり前だからである。

わたしは変わり果てたわが子の姿を胸のふさがる思いでみた。嫁は遺骨箱を抱いて泣きくずれ、どうしようもない。泣きたいときには泣くしかない。泣けば悲しみは涙とともに流される。わたしも眼がしらが熱くなり、涙があふれ出るのを抑えることができなかった。ついて来た人達もみんな頭を下げ、中にはハンカチを目にあてている人もある。ウィーンからも、ロンドンからも長男の旧知の人々がやってきて、しめやかな通夜が行なわれた。三菱商事のワルシャワ駐在員田村主席の社宅でのことであった。きけば今度の出張に際し田村さんに徳利にはいったお酒をお土産にもってきたそうであるが、その徳利には英文で「ザ・トックリ・オブ・ゲンゾウ・アカガキ」と書いてあり、赤垣源蔵の徳利の別れのエピソードが説明書としてつけられていた。どんな予感が長男をしてこうさせたのか、わたしにはわからない。しかし、わたしは田村さんにすすめられるままに、その酒を涙とともに呑んだ。

翌日事故現場に行く。ポーランドの田舎道は一面に平らな畑や野原のなかを、ポプラやマロニエなどの並木を両わきにして、地平線の彼方まで真すぐ続いているような感じである。木枯しのふき荒ぶ寒い日で道の両側は落葉で埋まっている。ここでは日本のような紅葉はみられず、木の葉はみんな黄色である。黄金の秋ということばがあるそうであるが、ポーランドの晩秋は正に黄金の秋である。その黄色がホレボレするくらい美しい。

「こんな美しい自然の中でどうしてこんなムゴイことが起こるのでしょうか。」

嫁が思わず口にしたことばを、わたしも

「ホントにそうだ。」

と思った。長男の上に起こった事故は、およそこの美しい自然とは調和しがたいものであった。事

故はカトヴィッツからワルシャワに向う車道の上で、ワルシャワから約30キロぐらいの地点でおこった。10月24日の午後7時か、7時半ごろだったらしいが、わたしがそこを訪れたのは6日後の30日のことである。附近は一面の平野で農家が点々としてある。長女のいうところによると、長男は平野が好きで、広々とした野原の中に独りつつ立って、涙ぐんでいることがあったそうである。それが今度のこととどんなつながりがあるのか、わたしにはわからない。しかし、かれは自らが愛した平野、それも異国の平野の真只中で死んだのである。

ワルシャワからカトヴィッツの方にまっすぐに走っている道路の真ん中には幅3メートルぐらいの分離帯があり、その両側にカトヴィッツからワルシャワの方に向かう車線が2つと、ワルシャワからカトヴィッツの方に向う車線が2つある。事故はカトヴィッツからワルシャワの方に向う車線の上でおこつたらしいのである。ポーランド人の酔払い運転の車が、車線を間違えて、カトヴィッツからワルシャワの方に向う長男の車と同じ車線を、逆の方向から走ってきたというのである。それもその日視界がハッキリしておればよかったのだが、折あしくその時刻その辺一帯は霧に包まれて、見透しが利かなかつたらしいのである。長男の車に正面衝突したポーランド人の車がどうして車線を間違えたのか、わからない。しかし、ポーランドでは結婚式など何かお祝いごとがあると、2日2晩、ときによると3日3晩飲み、食い、踊るという習慣があるそうで、遠方から車で来たお客が披露宴の帰途、事故死する例は多いそうである。したがって長男の車にぶつかったポーランド人の酔払い運転の車も或いはそういうことで、この事故になったのかもしれない。人々のいうところによると、大破した相手の車には大きな十字架が積まれていたそうであるが、それが何を意味するのか、もとよりわたしには判らない。長男の車に乗っていた人はみんな怪我をしたわけだが、中でもわたしの長男は助手席に乗っていたために一番重傷で、病院に運ばれて間もなく亡くなったそうである。ポーランドの公団との間に大口契約ができ、その調印式を終わっての帰りの出来事であった。

見れば大破した車はすでに取り片付けられていたが、事故現場には衝突の凄まじさを示すように、無惨な痕跡がまだそのまま残されていた。衝突の際に砕け散ったであろう前硝子の破片が、ビー玉のようになり、ダイヤモンドを撒きちらしたようにあたり一面に散らばっていた。突然

「血が……………」

といって、嫁が泣きくずれた。そこにはおそらく息子のそれも混じっているであろうと思われる血のあとが、ドス黒く車道の上にこびりついていて、それは埃にまじってはいたが、紛れもなく、血の痕あとにちがいがなかった。わたしは嫁のことが心配で

「自分までがここでくず折れてしまったら、嫁がどうなる」

と自らを叱咤激励しながら、ともすればよろけそうになる自分を辛うじて支えた。一緒についてきてくれた三菱商事の人達が事故現場に近い分離帯の上に、その砂をかきわけて生花を供えてくれた。生花にそえて日本からもってきた線香もあげようとしてくれたが、木枯しの吹き荒ぶなかでは幾度マッチをすっても火は消えて、線香に火をつけることができない。何回か失敗したあとで、ポーランド人の運転手がいいことを思いついた。待たせていた車の中で線香に火をつけて、ここまで運んでくるという方法である。この方法は見事成功し、長男の霊に手向けられた生花のそばに線香をたてること

ができた。

香煙は強風のために数本の白い線となって、急流のように流れた。そのときわたしはその流れが何かわたしを息子の霊と結びつけてくれるような気がして、わたしはその香煙のあとを追っかけて走り出したいような衝動に駆られた。その香煙の彼方に息子の霊が待っていそうな気がしたからである。

吹きさらしの平野の中にいつまでも立っているわけにはいかない。嫁もわたしも、出来れば、いつまでも、いつまでもそこに立っていたいと思った。しかし、一緒についてきてくれた人々の手前

「もういいです」

といわざるを得なかった。

×

×

×

帰国。遺骨を長男の家の祭壇に飾った以上、子供にそのわけを話さないわけにはいかない。小学校二年生の男の子と、一年生の女の子である。嫁は二人の子を招いて行ってきかせた。

「パパは天国に行ってしまったのよ。もうオウチには帰ってこないの」

それをきいた子供達が長いこと声をあげて泣きじゃくったあとで、いったそうである。

「それじゃアうちのパパはもうお空のお星様になったのね。パパはお腹^{なか}が出ていたから、ホレあそこにあるあのお腹^{なか}の出た星がパパかもしれないね」

子供達がパパの死をそのように受けとめていてくれる限り、わたしは救われると思った。子供達が泣きはらした眼で空の上に見つけたお腹^{なか}の出たパパの星は、きっと今後末長く高い空の上から温かく子供達を見守り、やさしい言葉で子供達に語りかけ、かれらを慰め、励ましてくれるであろうからである。わたしはその星が長い年月の間に子供達とその母親の眼から涙を拭い去り、かれらの心の傷をいやし、悲しみに代えて、力と勇気とを与えてくれる希望の星にかわってしてくれることを願わずにはおられない。

×

×

×

通夜がすみ、葬儀がすみ、49日の営みがすんだと思ったら、トタンにからだがおかしくなった。さいしょの長男の急死を告げられたとき涙もせず、49日の営みがすむまで自分でも不思議と思うくらいシャンとしていたわたし、そのわたしがどうしたことであろう。急に涙もろくなり、独りになると涙があふれ出て仕様がなのである。シャンとしていた筈のからだ^{からだ}が急にガタガタになり、風船から空気が抜けるように、からだ中から力が抜けてゆくような感じである。世の中のことが何もかもイヤになり、できれば独り山奥にでもひっこみたいような気持である。すべてがうつろに見え、何をやっても空しく感ぜられる。あれほど好きだった長崎の景色までが、この頃はなんとなくよそよそしく見える。いつも奇麗だなアと思ってみていた山も海も、大好きだった石畳みのある坂も、お寺も、教会も今ではわたしにとって遠い無縁の存在になってしまったような気がする。いつも好んで歩いた散歩道でさえも、わたしを慰めてはくれない。晴れた日に悠々と大きく輪を画いてとびかっているトビ、かつては長崎におけるのどけさの象徴として、手放しに礼讃したそのトビでさえも

「他人^{ひと}の気も知らないで……」

と、腹立たしく感ぜられるときがある。

「御息様がお亡くなりになりましたそうで、何ともはや御愁傷様です」

といわれる度に耳を蔽いたくなる。家内はとみれば家の中を片付けながら、長男のものが出てきた
とっては泣き、長男がくれたものが出てきたとっては泣く。ついこの間までは家内が泣いても、
わたしは泣きたい気持ちをジッと押えることができたのに、今はそれができない。つい一緒に貰い泣き
をしてしまう。気が弱くなったのであろうか？この前の戦争では沢山の親達が同じ気持ちを味わった筈
である。その時わたしはわたしなりに

「気の毒だなァ」

と思っていた。しかし、今から考えると、その気持ちがなんととおりにっぺんで、なんと浅はかなも
のであったことであろう。息子に先立たれた親の気持ちがどんなものか、わたしは今こそイヤというほ
ど思いしらされている。

今ではただ時間という名医の治療を待つのみである。

(筆者 長崎大学長)

A 事業報告

1. 諸会議議事要録

(1) 理事会議事要録

日時 昭和50年10月29日(水) 13.30~16.30

場所 国立大学協会会議室

出席者 林会長

岡本, 相磯各副会長

今村, 臼淵, 加藤, 石原, 大山, 川

上, 水戸部, 豊田, 桜場, 井上, 安

達, 中村, 円藤, 池田, 後藤各理事

広根(第3), 渡辺(第6)各常置委

員会委員長

飯島監事

林会長主宰のもとに開会。

会長より、開会の挨拶に続き学長交代に伴う若槻大阪大学長の新理事就任について紹介があった。

ついで丁子事務局長より配付資料の説明が行われ、前回(8月12日)の議事要録を承認したのち議事に入った。

議事

I 会務報告

会長より以下の事項について報告があった。

(1) フランス大学長との交歓について

学長の国際交流の一環として行われたフランス大学長の招待行事については、去る9月21日から10月7日まで3名のフランス大学長が来日し、国内の国立・私立の各大学その他を訪問して多大の効果をおさめ無事終了した。後刻後藤第5常置委員長からもご報告があると思うが、関係大学のご協力に対して厚くお礼を申し上げます。

(2) 昭和51年度予算に関する要望について

昭和51年度予算に関する要望については、去る10月2日会長、岡本、相磯両副会長、渡辺第6常置委員長が要望書を持参し、岩間文部事務次官、竹内大蔵事務次官、平井行政管理庁事務次官(小田村行政管理局長同席)ならびに藤井人事院総裁(代理加藤人事官ほかに尾崎事務総長、茨木給与局長同席)を訪ねて要望懇談し、また同時に茅日本学術振興会会長ならびに緒方日本育英会会長にこれを送付して要望した。

(3) 国立大学協会宛要望書等について

国立大学協会宛要望書等について「資料5」のとおり提出があり、それぞれ関係委員会宛送付したのでご報告する。

II 協議

(1) 富山、島根両医科大学の協会加入について

会長より、去る10月1日から開学した富山医科大学と島根医科大学から当協会加入希望の申出があったので、これを総会に付議して承認しては如何かお諮りすると述べられ、異議なく承認された。

(2) 両大学の加入に伴う諸規則の改正について

このことについて事務局長より「資料7」に基づいて当協会関係規則について説明があり了承された。

(3) 第57回総会日程について

会長より、来る11月12日同13日開催の第57回総会の日程を「資料8」のとおりとしては如何かお諮りする、と述べられ、異議なく承認された。

(4) 第58回総会日時、場所等について

このことについて事務局長より「資料9」に

基づいて説明があり、来年6月22～23日(総会)および6月25日(事務連絡会議)に国立教育会館で開催することが承認された。

(5) 特別委員会委員の交代について

会長より、大阪大学長の交代に伴って、関係の特別委員会委員を「資料10」のとおり選任してよろしいか、と諮られた承された。

(6) 各委員会委員長報告と協議

1) 第1常置委員会

加藤委員長より次のとおり報告があった。

本委員会の作業は前回総会以後具体的な進捗はない。目下検討している事項は大学の技術系職員(技官)の待遇問題である。これを取り上げたのは、一つは大学における技術系職員は現在一般事務職員と同様「行政職」とされているが、これはその職務の内容、性質からして必ずしも適当な措置ではないこと、今一つは大学における研究、技術の開発のためには技術系職員の整備充実が必要であり、そのためにはその任務にふさわしい処遇をする必要があること、などの理由によるものである。また、最近各大学に学術研究の共同利用施設が増加してきているが、ここに勤務する技術系職員の位置づけをどうするかの問題もある。しかし、この技術系職員を事務系以外の職種——例えば「研究職」というものに格付けした場合の大学の管理運営上における位置づけのことが大きな問題となる。そのようなことで問題の検討のため目下各分野別に技術系職員の現場の実態を調査して資料を集める作業をしており、他方このことについての文部省の意向も打診しつつ調査研究を進めている段階である。

2) 第2常置委員会

谷田委員長欠席のため代って川上委員より次のとおり報告があった。

本委員会では一昨年秋以来検討してきた「身障者の大学受入れ」の問題について去る3月に調査報告書をまとめたが、これに基づいてこれの実現を促進するための措置として今回「資料11」のような要望を行うことを考えた。ついではこの要望書(案)「身体障害者の大学受入れのための施策について」についてご審議のうえ承認方をお願いしたい。

以上の報告に対し、①共通第一次試験が実施された場合の身障者の取扱いをどうするか、②全部の大学が受入れ態勢を整備するのか、③この要望書(案)の7項「当面の整備」の所で「さしあたり現在すでに身障学生を受入れている大学の設備、体制を整備する」と述べられているが、このように大学を限定するのは妥当か、④入試要綱の中に勉学に差支える者の入学を制限するという趣旨を記載することの適否、などのことについて種々論議が交され、関連して現在身障者を受入れている大学からの状況報告が行われた。このあと同要望書(案)の5項「学力検査」の個所の一部字句修正をして、この原案を総会に提出することを承認した。

3) 第3常置委員会

広根委員長より次の4点について報告があった。

① 前回の総会で「大学における課外活動の振興に関する要望書」(課外活動における顧問教官の地位の重要性とこれに見合う厚生補助費の増額についての要望)の提出が承認されたので、その後文部省学生課と連絡折衝したが、このクラブ顧問教官に対する直接的な予算措置は種々問題があって期待どおりに運ばなかった。しかし、間接的な形で顧問教官の負担軽減の措置はある程度考慮して貰えるようである。

② 大学卒業予定者の就職問題が今年は厳しい状況にあり、このため去る9月9日に文部省で大学8団体および高専3団体の関係者が集まって就職問題についての懇談が行われた。また同月22日には自民党の就職対策特別委員会主催の就職問題懇談会が開かれ、大学・高専各団体との情報交換や意見交換が行われた。以上のように来年3月大学卒業予定者の就職問題が各方面で論議される形勢にあるので、このような状況に対応して行くために国立大学学生の就職状況把握が必要と考え、今回「資料12」のような「就職に関する状況調査」を行うことにした。文部省でもこの種の調査を行っているの、それと重複しない範囲のことを尋ねることにし、また早期に回答が貰えるよう配慮して調査票を作成した。締切りは10月25日で現在相当数の回答が寄せられている。

③ 国立大学の授業料の問題は目下第6常置で検討されているが、本委員会としてはこれを学生問題の立場から検討しようということになり、第6常置が9月18日にまとめた「見解」を基に協議を行った。その際の意見としては同見解の「まとめ」に記述されている「授業料の引上げには余程の根拠を必要とする」という点を大いに強調してほしいということであった。殊に国立大学の学生の生活費の観点から考えると授業料値上げは大きな影響を与えることになるので、この点を十分配慮し強く訴えてほしいということであった。

④ 前回の総会で学寮問題の再検討について提言があったので、これの検討方法についての検討を行っている。この学寮問題については既に46年11月に第3、第4両常置委員会の合同で調査研究資料をまとめたことがあるが、

学寮に関しては各大学それぞれの事情があり統一見解的なものを公表することは不適當であるとの一部の強い意見があって、この報告書は遂に陽の目を見ずに終わった。しかし、その後時間の経過とともに大学の事情も変わってきたので、もう一度この問題を洗い直してみてもどうかとの空気となった。それで本委員会としてはこの時点で再度調査研究を行う必要があるとの態度になったが、これについては第4常置とも相談のうえ進めたいと考えている。

以上の報告に対し次のような意見が述べられた。

○ 学費問題に関連して寄宿料問題についても第6常置で検討してほしいとの意見があるが、寄宿料問題は学寮の性格論とも関連しむずかしい点があるので、まず第3、第4両常置委員会の方で検討してほしい、との意見があるのでお伝えしておく。

○ 前回の総会で学寮問題について再検討してほしいとの提言があった際、第4常置の委員長個人としてはそれはむずかしい問題である旨の発言をした。先程も話しがあった46年の調査研究の際には委員会でも総会でも議論百出し、以後この学寮問題については国大協として統一見解を出すのはむずかしいという空気となった。また、寄宿料の問題については学寮についての基本的考え方がまとまらないので、妥当な料金を決めることもむずかしい事情にある。

4) 第4常置委員会

池田委員長より次のとおり報告があった。

学寮問題については第3常置と資料を交換しながら今後の進め方を検討している段階である。次に本委員がここ数年来取扱ってきた学生

の教育研究災害の問題であるが、これについてはこれまで理事会、総会にその都度経過報告をしてきた。この問題も本委員会としてはほぼ一段落となったのでここにその経過を簡単に概括してみたい。

この学生の教育研究災害の問題については準備調査の段階を経て一昨年「正課中における学生の災害事故対策について」の要望書を出し、その中でこれの基本方針として4原則を提示した。文部省はこれを受けて昨年度教育研究災害検討のための調査研究会をつくり、以後ここで検討作業が進められ、その間各大学団体の意見をも徹しつつ本年3月に中間報告がまとめられた。文部省はこの中間報告の方向に沿ってこの制度の実現を図ろうということで本年6～7月にかけて各大学に対し「学生の教育研究災害補償制度に関するアンケート」を実施し、この制度の創設に対する賛否、この制度への加入の見込み、その他この制度の内容についての意見、等についての調査を行った。そのアンケートの結果のまとめが「資料13」であって、文部省が全国の国公私立大学についてまとめたものと、本委員会が国立大学の分だけについてまとめたものとの2種類がある。このアンケートの結果を簡単に紹介すると、「制度案に対する賛否」では全大学の回答校(81.4%)の中の82.4%が賛意を表しており、「加入の見込まれる学生数」については学部学生(昼間部)については44.0%、大学院生については56.5%となっている。また、「見舞金額に対する意見」についてはA、B、Cの3案のうち最も金額の高いC案の賛成が圧倒的に多い。その他この制度の内容についての意見も多々寄せられたが、このアンケートの結果に基づいて調査研究会では8月に最終答申をまとめ、爾後この制度化の仕事は行政レベ

ルに移り、来年度実施をメドとして概算要求でその詰めを行っている。

なお、先程の各大学に対するアンケートと同じものが文部省から国大協に対しても送られてきて意見を求められたが、国大協としては各国立大学の意見をふまえた上でないと回答ができないので、各大学が文部省に回答した写を送って貰ってこれをまとめてみた。それによるとこの制度案に対する賛成校数も加入見込学生の割合も共に全大学の合計結果より高くなっており、見舞金額についてはC案希望が多かった。そのほか、この制度の内容についての意見もまとめたが種々の意見が寄せられている。それで文部省に対してはこの集計結果を提出し、この制度の具体的つめを行う際の参考に資するよう要望しておいた。この措置は時間的な関係で事後報告となったがよろしくご了承願いたい。なお、来る11月の総会にもこの集計結果を提出し経過報告をしたいので併せてご了承願いたい。

以上の報告のあと渡辺第6常置委員長より、本日午前中に行われた全国大学院生協議会の代表者との会談の節この教育研究災害補償制度のことについても要望があったことについて報告があった。

5) 第5常置委員会

後藤委員長より次のとおり報告があった。

本委員会では前総会以後フランス学長団の受入れ準備にかかり、7月29日にフランス学長招待準備委員会を開いて具体的作業を進めてきた。このフランス学長の来日の模様については後刻報告する。一方、先般の総会で承認された「学長の国際交流に関する要望書」に基づき文部省の学術国際局に対し来年度海外の大学の学長10名以上を招待する予算を計上するよう折衝を行った。なお、先般モスクワで国際大学協会

の総会が開かれた際に昨年来日された西独学長団の団長と会い、そこで今後の日独両国の継続的情報交換、交流促進の話があったので、その具体的方法などについて委員会で検討した。

今回のフランス学長団招待の経過について述べると、予定どおり9月21日に3名の学長が来日し、以後17日間に亘って10大学とその他関係機関等の視察訪問を行い、種々懇談、交歓が行われた。帰国の前日の10月6日には学士会館で国大協主催の懇談会が開かれ、国大協関係者のほか公・私立大学、文部省、学術振興会等の関係者が集まり2時間以上に亘り話し合いが行われた。懇談はこれまでの両国の交流の状況から始められ、大学間の交流についてはフランス側にそのための担当官と事務局が置かれているので、今後はそこを通して交流を進めて行くことなどについて話し合った。なお、今回のフランス学長の来日の成果等についてはそのまとめを第5常置の井上委員にお願いし、来年春の総会までに取りまとめることにしているのでご了承頂きたい。

なお、昨年西独学長来日の際には招待行事終了後に準備委員会を開いたが、これは今後の学長の国際交流をどう進めて行くかの課題についての相談があったため開かれたもので、その結果、今後のことは第5常置に検討を委ねるという方針を決めて準備委員会は解散とした。今回のフランス学長招待の場合については今後の問題についての検討事項はないので、特に締めくくりにするための準備委員会は開かず招待の任務終了によって解散ということに本日の理事会でお取計らい頂きたいと思う。なお、今回の招待行事のまとめその他の残務は本委員会で引受けることにしている。

以上の提案について会長より諮られた結果、

異議なく了承された。

6) 第6常置委員会

渡辺委員長より次のとおり報告があった。

前回の理事会以後9月8日に学費、大学財政の両小委員会を開き、9月18日には常置委員会を、さらに10月18日には学費小委員会を開いてそれぞれ審議を行った。もう一つの教官待遇改善問題担当の給与問題小委員会の状況については前回報告したが、この教官待遇改善問題に関する数年間に亘る検討資料を「経過報告書」としてまとめる作業が一段落し、印刷に回すことになったのでここにご報告しておく。

次に大学財政小委員会の審議経過のことであるが、これについては同小委員会の飯島委員長より後刻ご報告願うことにする。学費小委員会においては国立大学授業料についての見解のまとめを行ってきたが、その原案が9月18日の常置委員会で承認されたので、これを各理事に郵送してご意見を求めた。なお、この授業料問題については「見解」のまとめに当たられた今村委員より後刻説明をお願いする。9月18日の常置委員会では主として「51年度予算に関する要望書」の作成について審議を行い、そのほかは各小委員会の経過報告ということであった。

以上の報告に加えて同委員長より本日午前中に行われた全国大学院生協議会代表者との会見の様態について報告があり、ついで各小委員会の審議経過について以下のとおり報告が行われた。

◎ 大学財政小委員会

飯島委員長より次のとおり報告があった。

前回の報告以後まだまとまっていない。大学財政のあり方について研究、調査されたものは現在のところ東大の改革委員会で作られたものが唯一のもので、これについて前回おさらいを

した。そのほか、国立大学の経費について研究用、教育用のものがどう使われているかについて抽出調査をした例があるので、その資料の提出を文部省に要請し、これについても検討したいと思っている。また、大学以外から出されている関係文献、資料等も収集するとともに、適当な機会に各大学にアンケートをすることも考えている。以上のような方法で検討を重ね、これを整理して来年6月の総会には調査研究結果を提出したいと考えている。その内容としては現状における国立大学の財政上の問題点とその改善策ということになる。本小委員会のメンバーは東大の大石教授を主査とし、その他教官関係、事務局関係の方々にも参加して貰って作業を進めている。

◎ 学費小委員会関係

今村委員より次のとおり報告があった。

本小委員会で検討し第6常置委員会で審議、承認された「国立大学の授業料について」という見解を各理事にお送りして意見を求めた。これについて川上理事より意見が寄せられたので、これについて小委員会で検討した。このご意見では第6常置の見解について「受益者負担の原則を否定する立場は改めるべきである」というように解釈されるが、受益者負担の原則については「見解」の2ページに定義的なことが述べられてある。簡単にいえば公共料金も受益者負担の原則の適用を受けるが、授業料はこれとは違うということである。その他「授業料の問題は国立大学だけの立場で考えるべきでなく高等教育全体として検討すべきである」とあるが、この点については10ページに一応見解を示してある。この「見解」の考え方というのは、授業料を上げるなどということではなく、上げるについてはその根拠が必要であることをいって

いるのである。つまり、ただ単に私立大学の授業料との比較で値上げを考えるべきではないということである。なお、この「見解」の中に学生の経済生活に関する資料を組み込むことにしていたが、全体の構成上別稿として末尾に添付することにした。

このあと会長より次のような提言があった。

この授業料の問題は、前総会において、最近の値上げぶくみの情勢からこの際授業料のあり方について根本的に検討する必要があるという提言があったので、第6常置にその検討をお願いしたものである。この「見解」については意見もあると思うので論議をお願いしたい。また、この「見解」の取扱い方についてもご意見を伺いたい。

このあとの「見解」の内容を中心として、

①受益者負担の考え方、②金額の算定基準、③国の高等教育政策との関係、④私立大学との関係、⑤学生生活との関係、⑥学費の国際的比較、などを論点として種々論議が交されたのち、この「見解」の取扱いについては、これを総会に参考資料として提出して意見をきき、国大協として正式な声明を出す必要がある際にはそれらの意見を基に理事会でさらに検討することとした。

7) 入試改善調査委員会

岡本委員長より次のとおり報告があった。

6月総会以後の本委員会の状況については前回の理事会において「入試改善調査研究報告書」についての説明会開催、同報告書に対するアンケートの実施、11月下旬に実施する試験問題実地研究の実施計画、などのことについて報告したが、この中のアンケートの件については目下そのまとめの作業が進行中である。

次に去る9月26日にこの全国共通第一次試験

のことに關して日教組よりの申入れにより会談を行った。約1時間半に亙りいろいろ意見交換があったが、日教組の意見としては、①大学入試の根本的改善には大学の収容力を拡大すること、大学間格差をなくすことが先決である、②国立大学入試センターができることと文部省の意向に左右されることになるのではないか、などの点が主なことであった。これに対し当方としては、①兎に角入試の現状を一步でも改善する努力が必要であること、②入試センターは国立大学自体の組織体であって自主的に運営されるものである、などの旨を答えた。

ついで9月22日付文書をもって文部省の入試改善会議から本委員会の「入試改善調査研究報告書」に対する意見が寄せられた。この意見の内容は、基本的には共通第一次試験の構想に賛意を表したものであるが、実施教科・科目数など一部の点について意見や希望が述べられている。

本委員会として目下最も重要な問題は前述のアンケートの結果の整理のことである。この結果により本年度の方向——これからの調査研究の課題や来年度事業の概算要求の内容などが決まるので大きな関心を払っている。

ついで加藤実施方法等調査専門委員会委員長より次のとおり補足説明があった。

先程の岡本委員長からの報告のように各大学に対して「入試改善調査研究報告書」についての意見を求め、その回答の結果のまとめを目下進めている。その中間的なまとめが資料14の「アンケートの回答についての概要」である。このアンケートは7項目について質問したが、その中の第Ⅰ項の2つの問がこの共通第一次試験の価値判断の資料となるものである。ここでは共通第一次試験についての賛否を直接きいて

はいないが、この共通第一次試験の方式が、①いわゆる「一発勝負」の欠点を従来より緩和できるか、②大学側としてより適切な入学者の選抜ができるか、をたずねたもので、この共通第一次試験の是非の価値判断の適当な資料になると考えられる。これによると、①については大学別回答のものでは66.14%が可とするもの、11.10%が否とするものとなっており、②については70.76%が可、7.68%が否となっている。なお、可と否のほかの残りの20~30%は態度保留のものである。このような結果からみて、共通第一次試験の研究については今後より具体的な検討を進めるべきでないかと判断するに至った。

以上の報告に続いてアンケートの第Ⅱ項以下の各項目についてそれぞれ回答結果の概要について説明があり、ついで次のように述べられた。

先程の残りの20~30%の態度保留の回答の中には共通第一次試験と第二次試験との関係に関するものがかなりあるので、これらを基に第二次試験のガイドラインについての研究を今後進めたい。また、共通第一次試験を居住地で受験する場合の試験場割当の問題、事故処理の問題、共通第一次試験と第二次試験の組合せ、入試センターの機構の詰め、等の問題が今後の検討課題となる。

以上の説明ののち、来る11月23~24日両日に実施される試験問題実地研究に関する説明があり、ついで岡本委員長より次のとおり述べられた。

今回のアンケートについては第Ⅰ項の第2問が全体の評価に関わるもので、集計の結果ではほぼ70%が可ということになっている。可と否の中間の20~30%のものの意見の内容について

は既に検討しているが、その疑問に対してはきめ細かく説明すれば或る程度納得して貰えるのではないかと思われる。今回のアンケートのこのような結果により、本委員会としては今後この共通第一次試験の具体像を求める努力をすべきものと判断するに至った次第である。

なお、前回の理事会の際に、今回のアンケートの結果をふまえた上で来年度は「国立大学入試改善調査施設」というようなものを設けてここでこれまでの調査研究をさらに詰めて行くため、それに要する経費の概算要求をすることについてご了承を得たが、これを成文化したものが資料14の2の「国立大学共通第一次試験に関する昭和51年度概算要求について」である。なお、この「調査施設」は国大協の意向により特定大学に付設されるものとなっており、今後共通第一次試験が実施されるようになった場合には国立大学入試センターに移行するものと考えている。本委員会ではこの概算要求案を承認したので理事会のご承認を得て総会に諮ることにしたいのでよろしく願いたい。

このあと共通第一次試験のあり方に関する二、三の質疑応答が行われ、提案の51年度概算要求案についてはこれを承認した。

8) 図書館特別委員会

川上委員長より次のとおり報告があり、了承された。

本特別委員会が取りまとめた「大学の研究・教育に対する図書館のあり方とその改革について(第二次報告)案」を各大学に照会して意見を求めたところ、45大学から「意見なし」の回答があり、35大学から種々の意見が寄せられた。それで、それらの意見を検討して来る11月6日に委員会を開いて修正作業をし、その上でこれを総会に提出して報告を行いたいのでよろ

しくご了承を願いたい。

9) 医学教育に関する特別委員会

北村委員長に代り相磯委員より次のとおり報告があり、了承された。

本特別委員会が検討を重ねてきた「医学教育に関する調査研究報告書」は予定よりかなり遅れたが、北村委員長のもとで鋭意作業を進め、予ての素案を修正した報告書(案)がこのほど出来上った。これは現時点においてはよい内容のものと思われる。この報告書(案)は目下各大学に照会中であるが、現在11大学から意見が寄せられている。それで、それらの意見を取り入れて最終報告をまとめることにしているが、今回の総会にはこれが間に合わないのので、できるだけ早くまとめ上げるということにしてこの報告書(案)を理事会で承認して頂きたい。

(7) その他

○ 後藤理事より、教育系、経済系大学(E E 大学)の会議(9月26日)および九州地区学長会議(10月8日)において定員削減の問題について要望が出された旨の報告があった。

○ 川上理事より、学生部長の管理職手当をその職務の負担度を考慮して図書館長以上にすることを要望してほしい旨提案があった。

最後に、池田理事(九州大学長)の学長退任(11月6日)に伴う理事退任について会長より紹介があり、池田理事より退任の挨拶があった。

(2) 理事会議事要録

日時 昭和50年12月12日(金) 10.00~12.30
場所 国立大学協会会議室
出席者 林会長
岡本、相磯各副会長
今村、白淵、加藤、川上、水戸部、豊

田，井上（友），若槻，井上（智），安達，中村，円藤，具島，後藤各理事
谷田（第2），山岡（第4），渡辺（第6）各常置委員会委員長

小泉，飯島各監事

林会長主宰のもとに開会。

会長の開会の挨拶に続き事務局長より配付資料の説明があり，前回（10月29日）の議事要録の朗読は省略して直ちに議事に入った。

議 事

I 会務報告

会長より以下の事項について報告があった。

(1) 日教組大学部会との会見について

去る11月19日，日教組大学部会からの申し出により，畠山日教組大学部長ほか8名と私ならびに加藤理事，第6常置委員会の太田東京学芸大学長とが出席して会談した。その会談の主な点は，過日の総会の事項のうち，予算，定員の問題その他教職員の待遇改善，入試改善の問題等についての要望であった。

以上の報告に関連して次のような要望があった。

大学現場で日教組との交渉が行われることがあるので，国大協が日教組と話し合いを行った際，何か問題点がある時にはそれを各大学に知らせるよう配慮して頂きたい。

(2) 本年度における入試改善の实地研究について

去る11月23日同24日，本年度における入試改善の实地研究が全国各地14カ所の会場において行われ，関係大学の多数の教職員の協力により無事終了した。この件については後刻さらに岡本副会長，加藤実施方法等調査委員長からご報告があると思われる。

(3) 国大協宛要望書等について

前回の理事会以後国大協宛に提出された要望書は「資料8」のとおりであり，関係委員会にこれを回付したのでご報告する。

以上をもって会務報告を終り，続いて協議に移った。

II 協 議

(1) 入試改善調査施設について

会長より，この問題については岡本副会長ならびに加藤委員長よりご説明願いたい，と述べられ，ついで岡本副会長（入試改善調査委員会委員長）より次のとおり説明があった。

国立大学入試改善の調査研究の仕事は48～49の兩年度は国大協が文部省から委託費を受けて実施してきたが，3年目の50年度からはこの経費が国立学校特別会計に計上され，その予算が各関係大学に配賦されるという形で運営されるようになった。しかし，この調査研究の仕事が進むにつれて，仕事量も次第に増加してきたので，さらに充実した機構の下で運営する必要が生じてきた。一方，共通第一次試験が実施される場合には入試センター（仮称）の設置が必要となるが，このセンターの組織，業務の実際的な面についての具体的な検討も必要な段階となってきた。現在このような状況にあるが，しかし共通第一次試験の実施についてはまだ決定の段階に至っていない。それで当面の措置として「国立大学入試改善調査施設」というようなものを特定大学に付設し，ここで共通第一次試験に関する具体的な詰めを行うとともに，今後この共通入試が実施されることになった場合にはこれを入試センターに移行させることとする方策を考え，このために必要な経費を来年度予算に概算要求することとした。この件は去る11月の総会に諮り承認を得たが，この「調査施設」をどこの大学に設置するかは決定は理事会一任

ということになった。それで本日は、これについてご協議願いたいと思う次第である。

ついで加藤実施方法等調査専門委員会委員長より次のとおり補足説明があった。

入試改善調査研究報告書にも記載されているように、この共通第一次試験が実施されるとその実施機関として入試センターを設置しなければならない。この入試センターの形態については独立の国立大学共同施設とするというのが第一の考え方であるがそのほかこれを特定の国立大学に附置するという考え方もある。しかし、この後者のことと今回の「調査施設」とは関連はしていない。この「調査施設」を設けることにした趣意は、来年度もこの調査研究の仕事を続行する必要がある、しかもその内容はかなり事務的な面にも亘り、また実地研究もさらに大規模なものが必要とされるので、それらの仕事を遂行するためにはこのような専門的な機構が必要であるということである。そして、このような機構を作るに当たって、将来共通第一次試験が実施されるようになった場合にはこれを入試センターに移行するものとしたものである。ただ、「施設」ということになると独立機構とはしにくいので、特定大学に付設しなければならない。それで、どの大学にこれを置くかということが本日の議題となったわけである。

以上の説明に対し、概ね次のような点が論議の対象となった。

- ① この「調査施設」を特定大学に付設する場合、そこに勤務する者の身分保障はどうなるか。
- ② そこに勤務する者の人事問題をどういう形で処理するか。
- ③ これの設置手続はどうなるのか、また教官

の選考はどのような方法で行うのか。

- ④ その施設はどの程度の規模のものか、コンピュータを設備するのか。
- ⑤ この「調査施設」は国大協と密接に関係するので、その観点から設置場所を考慮する必要がある。

以上のような点について意見の交換が行われたのち、この施設を東京大学に設置することが望ましいとの意見が出された。それに対し会長は次のように述べた。

この話は本日始めてきいたことなので、この席で即答はできない。一般の研究施設ならそう問題はないが、この共通入試関係のものは性質が違うので、この問題については評議会の了承を得る必要がある。特にこの「調査施設」に配置される教官の身分問題や選考の問題がある。また、この「調査施設」は将来入試センターに移行するという考えでもあるので、それとの関係のこともはっきりさせておく必要がある。

以上の説明に関連して、この「調査施設」と将来の入試センターとの関係についての論議があったのち、全会一致で会長に対しこの「調査施設」を東京大学に設置することについて格段の努力をしてほしい旨の要請があり、これに対し会長より、評議会に諮ったうえ結論を出したい旨述べられた。

以上で本議題の協議を終ったが、関連して共通第一次試験に関する問題について引続き次のような論議が交された。

- 本年度も実地研究が実施される場合、現在の科目別専門委員会の委員に引続いて協力して貰うのなら、来年3月までに根回しをしておく必要がある。
- 科目別専門委員会の委員の委嘱のことに關しては各科目別委員長とも連絡して意見を伺

っている。来年度も実地研究を行わざるを得ない状況なので、科目別専門委員会の委員は半舷上陸で交代しなければならないと考えている。

- 半舷上陸で交代する場合、どの地区から委員を選ぶか、将来を展望して考えてほしい。
- 今年の実地研究の際、各大学の関係者は連休に出勤し、これに対し教官には謝金が、事務職員には超勤が支給されたが、部課長等の管理職には何の手当も支給されなかった。この点来年は考慮してほしい。次に共通第一次試験が実施される場合の第二次試験のあり方について検討する要があると思われるが、何かガイドラインがあるか。
- 第二次試験のガイドラインについては現在検討中であり、年度内にはまとめたいと思っている。なお、今後の調査研究の作業スケジュールとしては、来年6月の総会で共通第一次試験実施についての各大学の意向を伺うという前提で予定を立て、来年3月中旬に各大学に調査研究結果を報告して意見を問うことにしている。そのため報告書の原稿は来年1月中旬にまとめる方針としている。
- 第二次試験のあり方については、大学には総合大学、単科大学、教育大学等種々性格が異なるものがあるので、その点を考慮して余り束縛しないようなものを考えてほしい。
- 特殊な大学については考慮を払っている。
なお、この間、先般の実地研究の結果について加藤委員長より、今回の実地研究の受験者の応募状況、出席率は昨年度より良好であった旨の報告があった。

(2) 学費について

このことについて会長より次のとおり述べられた。

この問題については、総会において種々意見が出ており、具体的にはこれをふまえて理事会が対処していくことになっているが、その後第6常置委員会においていろいろご配慮を願っているので、まず第6常置委員長ほか関係の方々からその後のことについてお話を願いたい。

ついで渡辺第6常置委員長より次のとおり説明があった。

この学費の問題については、その検討を第6常置に委ねられていたので、小委員会をつくり、そこで国立大学の授業料の性格等について検討を行い、一応の見解をまとめた。これを過般の総会に呈示し検討の資に供したが、その際、その授業料問題について国大協として意見表明を必要とする場合は、その時の論議をふまえて理事会で文案をまとめる、ということになった。しかし、その案をまとめるについて、第6常置も協力するようにとの話があったので、小委員会でも協議したいと思ったが、交通ストの関係で開催できなかった。しかし、何か叩き台になるものが必要と思い、取敢えず「今村案」や飯島委員の意見を基に「資料6」のような素案をまとめてみた。

以上のような前置きののち同案の朗読ならびに補足説明が行われた。

このあとこの素案についての検討に入り、字句、文章の表現等に関し、またその内容について——特に高等教育に対する国の責任、受益者負担の原則等の問題を中心に種々論議が交され、それらの意見に基づいて別紙のとおり同案を修正し、これを「国立大学授業料についての要望書」とすることを決定した。

ついでこの要望書の取扱いについて協議があり、これを文部省と大蔵省に提出することとし、取敢えず本日午後文部省に対し要望を行う

こととした。

なおこの間、この要望書の裏付け資料として学費小委員会の福原委員長のもとで作成された「学生生活調査よりみた家庭の学費負担能力」の紹介があり、その内容について若干意見交換があった。

(3) その他

1) 来年度の就職選考開始時期の申し合せについて

このことについて会長より次のとおり述べられた。

この問題については、本年度は経済事情の深刻化に伴いたびたび変更されたが、来年度についてはどのようにしたらよいか。関係各大学団体等との申し合せの関係もあり、ご意見を伺って協会としての考え方をまとめたいと思うのでよろしくご協議を願いたい。この問題については第3常置委員長よりご報告願うことにしたが、本日欠席されているので代って事務局長より報告を願いたい。

ついで丁子事務局長より次のとおり報告があった。

大学卒業予定者の就職選考開始時期については、本年は大学8団体の間で当初6月1日求人活動開始、7月1日選考開始の線が決められたが、経済不況の影響もあって、その後企業側の意向でこれが9月1日—10月1日に変更された。しかし、これに対し私大側から強い反対があって、結局最終的には9月1日—11月1日ということになった。このような経緯もあって、来年度の就職事務開始時期については11月中旬以降、数回にわたる文部省の就職問題懇談会のほか労働省主催による懇談会等も開かれ、慎重な検討が進められている。これまでの状況について述べると、企業側は10月1日—11月1日の

意向が強く、これに対し大学側は、11月1日選考開始は大学の教育計画上支障が多い、また年内に就職問題を片付けるのがむずかしくなる、などの理由から、11月は避けて9月1日—10月1日としてほしいというのが大方の希望である。国大協としてはまだこの問題を正式に審議していないが、来る12月25日に第3常置委員会が開かれることになっているので、理事会としてこの問題について特にご意見があれば承っておきたい。

以上の報告ののちこれの取扱いについて協議の結果、この問題については第3常置委員会に一任することとなった。

2) 学生の教育研究災害補償制度について

このことについて会長より、この問題のその後の経過について第4常置委員長よりご報告願いたいと述べられ、ついで山岡第4常置委員長より次のとおり報告があった。

本委員会では昭和48年以降この制度を実現するための要望を行ってきたが、49年度から文部省にこの制度に関する調査研究会が設けられその具体化の検討が行われ、いよいよ来年度実施をメドとして現在行政レベルでの作業が進められている。この制度の実現は前述のように国大協のイニシアチブで進められてきた関係もあり、過般会長名をもって各大学長宛にこの制度の実現に協力されるよう依頼したので、よろしくご了承いただきたい。

以上の報告に関連し、放射能による災害事故に対してはこの制度が適用されないとのことであるが、放射能による災害事故は大学における実験中にも発生する可能性があるため、この点検討してほしい、との提言があり、これに対し委員長より、その点は文部省の方に質してみるとの答弁があった。

なお、この件に関し丁子事務局長より次のような補足説明があった。

去る12月8日学徒援護会（この制度の事務管掌機関）主催によるこの制度に関する大学団体との懇談会が開かれ、その際、この制度に関する趣旨徹底のための説明会が12月11日から17日に亘って全国各地で開かれるとの話があった。

3) 国際学生交流財団準備会について

このことについて会長より次のとおり報告があった。

次代を担う学生、青少年の国際交流活動を推進する目的をもって国際学生交流財団の設立の準備が進められている。これの母体は熱心な学生有志による任意団体の組織であったが、天城勲氏がこの趣旨に賛成し財団法人化を進めることになり、目下文部省に対し財団の認可申請が行なわれている。これの設立発起人には各界の人達が入っているが、私も発起人に名を連ねているのでご承知おき願いたい。

この報告に関連して後藤第5常置委員長より、このことについては詳しいことは知らないが、第5常置は国際交流の問題を担当しているので、できれば本委員会からも発起人を出したいと思うのでよろしく願いたい、と発言があった。

4) その他

○ 授業料値上げ問題に関連し、奨学金を幅広く貸与するため低利の奨学金貸与制度を設けてはどうかとの提言があり、これに対し山岡第4常置委員長より、インフレ下の現状においては、そのような制度も必要かとも思われるので文部省に一応質してみる、との答弁があった。

○ 井上理事（第5常置委員）より、先般来日したフランス学長が各大学を視察訪問した際

の状況報告が各大学より提出されたので、来年3月頃までにまとめることにしている旨報告があった。

(3) 第57回総会議事要録（第1日）

日 時 昭和50年11月12日（水）10.00～16.30

場 所 学士会館神田本館210号室

出席者 各国立大学長

会長から、開会の挨拶があったのち、議事変更について諮られ、異議がなかったので議事の順序を変更して、本年10月に創設された富山医科薬科大学および島根医科大学の当協会加入について協議し、異議なく両大学の加入が承認された。

ついで会長から、平松富山医科薬科大学長および深瀬島根医科大学長の紹介があった。

会長から、本日は宮城教育大学からは山本学長に代わり伊藤学生部長が代理出席された旨の紹介があった。

1. 前回総会以後における学長の交代について

会長から、前回総会以後における学長の交代について次のとおり紹介があった。

大学名	前学長	新学長
北海道教育大	船山 謙次	岡路 市郎
富山医科薬科大		平松 博
名古屋大	芦田 淳	石塚 直隆
大阪大	釜洞醇太郎	若槻 哲雄
和歌山大	角山 栄	神野璋一郎
島根医科大		深瀬 政市
九州大	池田 数好	武谷 健二
宮崎大	外山 三郎	井上 由扶

2. 委員長等の交代について

会長から、前回総会以後における常置委員会委員長および常置委員会教員委員の交代について次のとおり報告があった。

委員会	前任者	新任者
第4常置委員会委員長	池田九州大学長	山岡高知大学長
第6常置委員会教員委員	氏原正治郎 (東京大学)	大石嘉一郎 (東京大学)

3. 会議資料について

事務局長から、今回総会の配布資料について説明があった。

4. 日程について

会長から、今回総会の日程については、去る10月29日に開催された理事会で協議した結果、別紙(資料3)により運営することになった旨の説明があり、了承された。

I 会務報告

会長から、それぞれ次のとおり報告があった。

(1) 第56回総会において決議された各種要望書の処理について

去る6月開催の第56回総会の際決議された各種要望書については、総会終了直後会長、両副会長および関係常置委員長等が、文部、大蔵、外務、行政管理庁ならびに人事院等関係各方面に対し、それぞれ要望書を持参し懇談要請した。

(2) 第3次定員削減の繰上げ実施について

政府においては、深刻な国家の財政事情に対処するため第3次定員削減計画の一部繰上げ実施を行うことになったが、これについては去る7月24日関連記事が新聞紙上に報道されたので、同日会議出席中の岡本副会長、加藤理事と協議し、取敢えず文部省に岩間事務次官を訪ね善処方を要望した。その後7月29日開催の閣議において結局このことが決定されるに至ったので、翌7月30日相磯副会長ならびに渡辺第6常置委員長と同道し、岩間文部事務次官、平井行政管理庁事務次官ならびに竹内大蔵事務次官に

面談し、国立大学の実情を申述べて特段の配慮方を要望した。

なお、その際文部省側からの説明によると、昨年8月に国立学校の定員削減に関し、文部省と行政管理庁との間で取り交された申し合わせ(国立学校の定員削減ならびに総定員法の検討および所要職員の増員等に関する申し合わせ)は、行政管理庁との間で再確認されているとのことである。またこの申し合わせの中の総定員法の改正については、昨年の段階では一応51年度ということであったが、諸般の事情で51年度は見送られることになったとのことであった。

(3) 昭和51年度予算に関する要望について

昭和51年度予算に関する要望については、去る10月2日林会長、岡本、相磯副会長、渡辺第6常置委員長が要望書を持参し、岩間文部事務次官、竹内大蔵事務次官、平井行政管理庁事務次官ならびに藤井人事院総裁を訪ねて要望し、また同時にその他の関係方面にも送付して要望した(会報第70号59ページ参照)。

以上の事項については、その都度文書をもってご報告し、または事務連絡をしたが、改めてご報告してご了承を得たい。

(4) 第25回特別会計制度協議会について

去る8月12日第25回特別会計制度協議会を開催し、来年度国立学校特別会計予算概算要求に関連して、かねて検討中であった「国立大学予算関係検討事項」について協議した。後刻第6常置委員会関係報告の際改めて第6常置委員会委員長から詳しくご説明があることと思う。

(5) フランス大学長との交歓について

学長の国際交流の一環として行われたフランス大学長の招待行事については、去る9月21日から10月7日まで3名のフランス大学長が来日

し、国内の国立、私立の各大学その他を訪問し、相互理解の上に多大の効果をおさめ無事終了した。

これについても後刻第5常置委員会委員長よりご報告があると思うが、この際関係大学のご協力に対して厚くお礼を申しあげる。

なお、その他については事業報告書(資料6)をご参照願いたい。

II 議 事

1. 富山医科薬科大学および島根医科大学の協会加入に伴い、理事および監事総会互選要領その他関係規則の一部改正について

事務局長から、本年10月に富山医科薬科大学および島根医科大学が創設され、当協会に加入することになったので、「理事および監事総会互選要領」「国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領」「大学運営協議会規程」の一部をそれぞれ改正するものである旨の説明があり、原案どおり承認された。

2. 各委員会報告と協議について

各委員会委員長から、大略次のとおり報告があった。

(1) 第1常置委員会(加藤委員長)

本委員会では技術系職員のあり方について目下検討をつづけているが今の段階で総会に報告する状態ではない。

現在技官は行政職(一)の俸給表の適用を受け事務職員と同じ扱いを受けているが、その仕事の内容と位置づけに問題がある。そこで技術系職員の待遇改善、その位置づけ、研究技術系職種の新設の可能性、必要性の有無について小委員会を設け検討中である。小委員会の報告がまれば各大学に意見をお伺いすることになると思うので、その際はよろしく願いたい。

(2) 第2常置委員会(谷田委員長)

身体障害者の大学側の受入れの問題については前回の総会で説明し、その後将来の課題について検討した。この身障者の受入れについては大学の側において十分な対応の措置を必要とすることはいうまでもないが、その措置は施設設備、要員、諸経費等にわたり、個々の大学内部のみでは解決し得ない点が多い。現在、この問題については、文部省でも若干の予算措置を講じているが、現実に身障学生を受入れている大学側としては問題が多い。そこで委員会としてこの点について検討し関係方面に要望するため別紙<「身体障害者の大学受入れ」のための施策について(要望)>(案)をまとめさきほどの理事会で承認を得た。ついではこの要望書案を本日の総会でご採択頂ければ文部省、大蔵省等関係方面に提出したい。

以上の前置きののち、この要望書の内容について「資料8」に基づいて説明があった。

これに関連し、要望書案の最後の項「当面の整備」の個所に「大学における身障学生の受入れのための諸方策について具体的研究を推進するため予算的措置をとることが望ましい」とあるが、国立大学協会にその問題を研究する機関を設けるのか、それとも各大学に諸方策を研究するための機関を設置するため予算措置をするのかとの質問があった。これに対し委員長から、委員会で従来専門委員の方々にお願ひし研究をつづけてきたが、具体的方策についてはやはり現場で研究してもらうことが必要であり、したがってこの項目は、身障者を受入れようとする大学において研究のチームをつくり研究することが必要なので、文部省に予算的措置を講じてほしいという趣旨である旨の説明があった。

ついで会長から、第2常置委員会の要望を国立大学協会の要望として異議がなければ採択す

ることにしたい旨述べられ、異議なく承認された。

このあと委員長から更に次のとおり報告があった。

その他の問題については、①学部の修業年限短縮措置（スキップ制）の問題があり、これについて委員会で自由討議をしているがまだ報告の段階でない。また②公務員の週休2日制に対応して教員の週休2日制と教育課程との関係はどうするかの問題についても検討しているが、これも話題の提供程度で具体的検討までには至っていない。

なお、全国歴史教育研究協議会から、大学入試の際の歴史の試験問題は高校の課程に即した適切なものを出題してほしいとの要望があったのでここにご報告しておく。

(3) 第3常置委員会（広根委員長）

本委員会では課外活動振興に関する要望書のアフターケアの問題のほか学寮、学費、学内暴力問題等の諸問題について審議し、また就職問題につき各大学へ概況照会を行ったほか、就職問題懇談会、自民党の就職対策特別委員会に出席し意見交換、要望等を行った。以下これらの問題の概況についてご報告する。

① 課外活動振興に関する要望書のアフターケアの問題について：課外活動の振興に関する要望書の提出を前回の総会に諮り承認を得たのでこれを関係方面に提出したが、この要望を推進するためその後文部省学生課と折衝を行った。この要望書の主眼点は、クラブ活動において重要な地位を占める顧問教官が活動しやすいようにするため、経済面におけるバックアップ（特に旅費の支給）を配慮してほしいというものであったが、折衝の結果では、現状においては顧問教官の旅費を直接支

給することはむずかしいが、顧問教官に対する経済的援助は間接的な方向で行っていききたいとのことであった。この問題についてはさらに将来にわたってアフターケアをつづけていきたい所存である。

② 学寮問題について：この学寮問題については昭和46年に第4常置委員会と合同で学寮問題調査研究報告書を作成したが、この報告書は種々論議があつて結局棚上げとなった。しかしその後、前々総会および前総会で、この学寮問題についてはなお検討する余地があるのではないかとの意見が出されたので、学生の居住条件整備の意義に鑑み、それをうけて第3常置委員会でも検討をすすめてきた。その詳細については会報70号17ページをご参照いただきたい。

なお、この問題については第4常置委員会とも十分連絡をとってさらに検討をすすめていきたいと思っている。

③ 学費の問題について：この件については第6常置委員会でご検討いただいているが、第3常置委員会としては主として学生の経済生活の面からこの問題を検討した。授業料が値上げされると学生の経済的負担が加重され、特に下宿学生の場合を考えると、この値上げによる負担は学生のアルバイトでまかなわれることが予想され、アルバイト過重のことが心配される。アルバイトが過重になると学生本来の生活をそこなうことになりかねない。それゆえ学生の負担の限界を考えると授業料の値上げについては慎重に考えていただきたいというのが本委員会の意向である。

④ 就職問題について：今年の就職状況は企業からの求人的大幅な落込みがあり、むづかしい状況にある。このような事態に対し関係方

面でこれの対策が検討されており、これまで文部省の就職問題懇談会、自民党の学生就職対策特別委員会に出席し意見交換、要望等を行った。その際の大学団体側からの要望事項を要約すると、①指定校制を止めてほしい。②中小企業の求人開拓を促進してほしい。③大企業に対しても大幅な求人削減や採用中止をしないよう働きかけてほしい。などのことであった。

なお、このような就職状況に対応するための措置として、本委員会では、去る10月1日付けで各国立大学学生の就職状況の調査を行った。その調査結果をまとめたものが資料9「昭和50年度国立大学卒業予定者の就職に関する状況調査報告」である。これによると各大学、学部によってちがいはあるが、全体的に求人が落ち込んでいる。本委員会としてはこの調査結果をもとに種々の場で発言したいと思っている。

なお、この大学卒業予定者の就職問題については全日本学生自治会総連合、女子学生の就職問題を考える連絡会等から、「卒業予定者の就職その他」、「女子学生の就職問題について」などの要望書が国大協に提出されているのでご報告しておく。

(4) 第4常置委員会(山岡委員長)

本年6月の総会では本委員会より4つの要望書を提出したが、その後の経過について報告すると次のとおりである。

① 大学保健管理施設の増設・充実の要望について：このことについて文部省に問い合わせたところ、来年度の要求として4大学に保健管理センターを新設するほか、センター所長の助教授定員を教授定員に振替える措置が進められるなど要望書の趣旨が尊重されている。

② 国立大学共同利用研修施設設置に関する要望について：国立大学共同利用研修施設が鳥取県の大山と長崎県に配置される予定である。

③ 大学および大学院の奨学制度の拡充についての要望について：奨学金の額は、本年度は修士22,500円が33,000円に、博士33,000円が42,000円に増額され、奨学生数は修士500人、博士700人増員されている。

④ 正課中における学生の災害事故対策についての要望について：本委員会は正課中の学生災害補償制度の問題を重要な課題としてとりくんできたが、池田前委員長のご努力により実を結びかけている。その詳細については資料10と会報70号22～25ページをご参照願いたい。この学生の教育研究災害補償制度の問題については、国大協の要望を承け文部省の方でも49年度以降国、公、私立大学の各代表、日本学校安全会、日本損害保険協会等の代表たちをあつめて「学生の教育研究災害補償制度に関する調査研究会」を設けて昨年11月頃から急ピッチで作業を進め、調査研究会としての中間報告案を本年3月にまとめた。その後文部省がこの中間報告案について各大学団体および各大学に意見調査を行ったが、その結果をとりまとめたものが資料10である。これによると全体として大多数がこの制度に賛成である。それで文部省では、この制度の実施については保険会社とも対応し、大学側のとりまとめを学徒援護会が主体となってその用務を扱う構想で来年度実施をメドに概算要求の準備をすすめているということである。この制度の成否は入学時に新入生の50%が加入すれば成功するとのことであるが、この制度は国大協ですすすめた案であるので成功する

ようご協力をお願いしたい。

以上は前回総会提出の要望書に関する報告であるが、その他の問題として学寮問題についての審議を行った。これについては先程第3常置委員長がお話しになったように、第3常置委員会と連絡をとって合同で委員会を開き寮問題を検討していきたいと考えている。

この学寮問題はなかなかむづかしいことは確かであるが、以前の調査研究以後大学の情勢も大分変わってきており、また大学側より再検討の強い要望もあるので第3常置委員会との合同委員会で慎重に検討し、場合によっては大学でどのような意見をもっているかアンケート調査を行いたいとも思っている。

(5) 第5常置委員会(後藤委員長)

本日は、フランス学長招待の件と8月にモスクワで開催された国際大学協会総会のことについてご報告したい。

① まずフランス学長招待の件であるが、これについては去る6月の総会で昨年の西独学長招待の例にならぬ、フランス学長招待についての準備委員会を設置することが了承されたので、7月29日および9月22日に準備委員会を開いてフランス学長の招待についての具体的計画を打合せた。これに基づいて9月21日に3人のフランス学長が来日し、準備された日程にしたがい、17日間の期間に10大学を視察訪問し、懇談が行われた。

帰国前日の10月6日には、国大協主催により、学士会館で日仏学長懇談会およびサヨナラパーティーを開催し、訪問を受けた各大学学長、文部省、日本学術振興会関係者も交え、大学間の交流について懇談した。この懇談においてフランス学長側より次のような意見が述べられた。①日本の大学の研究水準

は、極めて高い、②フランスには、大学入学試験はなく、日本のように入学試験が大きな問題となることはない。また、フランスでは、中学、高校を卒業して一定の資格を得ると、大学へ入学する権利を取得するので、大学へ入学する学生数は非常に多い。しかし大学へ入学した者が全員卒業するとは限らない。この点は日本と大きな違いである。③大学間の国際協力については、フランスでは、外交上の問題もからむことから、文部省、外務省、大学で協力する機関が必要であるとして、文部大臣のもとに担当機関が設けられている。以上のような意見のほか、留学生の単位互換や教官の相互派遣の条件の相違の問題、相互の大学の内容理解の問題等が論議され、これらの問題については、今後の日仏の学術交流について来年か再来年、日本の学長をフランス側で招待するとき更に話し合いたいとのことであった。以上のおり、フランス学長団は、予定どおり日程を完了し10月7日に帰国された。それで先般の理事会でフランス学長招待準備委員会は解散し、残務は、本委員会で処理するという事となったので、ご丁願いたい。

② 次に以上のことに関連し本委員会の今後のあり方に関する事項についてご説明したい。

これは予てからの問題であるが、昨日委員会を開いてこの件について協議した。本委員会は昨年の西独学長の招待に続き本年はフランス学長の招待のことを担当してきたが、学長の国際交流については、その場限りの招待だけに止めず、これを契機に今後この交流をどのように継続して行くかの問題がある。このことは、去る8月に開かれた国際大学協会総会のため自分がモスクワに行った際、昨年

来日した西独の学長等と懇談したときに要望があったものであり、先方より資料や情報の相互交換の希望が出された。それで昨日の委員会にこの件を諮ったが、これに関連して第5常置の性格論が論議された。本委員会の所掌事項は、総会の決定により、現在「大学間の協力」となっているが、昭和42～43年頃は、留学生の問題に終始し、それ以降は、外国人教師の問題、外国人講師の処遇問題、外国の大学との単位互換の問題、在外研究員の問題等を扱ってきており、最近では現在の国際環境からして国際交流の問題が中心を占めて今日まできているのが実情である。したがって本委員会としては、今後も国際交流の問題を扱っていくつもりであり、現行の所掌事項「大学間の協力」を「内外の大学間の交流」というように改めたいと考えているので、検討のうえ、来年6月の総会へ提案したい。なお、今後の国際交流の仕事については委員会でその方途を検討して行くことにしているが、さしあたっては今まで関係のあった諸外国との資料交換から始めたいと考えている。なお、今回の委員会で文部省の学術国際局の国際交流に関する方向や計画をきき、国大協としてもこれに対し積極的な意見を述べて行くつもりである。

- ③ 8月19日から1週間、モスクワ大学を会場として、国際大学協会総会が開かれ、自分を含め、岡本、相磯両副会長および飯島広島大学長、川上東工大学長等が参加し、日本から国立大、私立大19校35名が参加した。各国からは471校1,000名以上が参加し、「21世紀のための高等教育」を主題とし、二つの分科会に分かれ「高等教育と社会開発」「大学と社会革新」等について討議があった。しかし、

発言者がそれぞれ社会主義、自由主義の原理に根ざした発言をし、議論が統一性に欠けていた。役員選挙等についても、政治的動きがあったが、理事に加藤一郎前東大総長が再選され、会長には、カナダのモントリオール大学のゴドリー氏が選出された。討議の内容はいずれ会報等でご報告したい。

(6) 第6常置委員会(渡辺委員長)

本委員会では3つの小委員会を設け教官の給与問題、大学財政の問題、学費の問題等を検討してきた。以下各小委員会の概況をご報告する。

- ① 給与問題小委員会ではこのたび「国立大学教官等の待遇改善問題に関する調査研究経過報告書」をまとめた。これの内容は、前委員長の時代に教官の待遇改善問題を討議したが種々問題があつて結論に至らなかったため、その間に作成された諸資料を参考資料として残すことにしたものである。
- ② 大学財政小委員会は大学財政のあり方について検討するために設けられたもので、飯島委員が委員長に就任され作業を進めている。この小委員会ではこれまで次の2つのことについて審議した。(ア)51年度の予算に関連して文部省から提案のあった「国立大学予算関係検討事項」について検討を行い、その結論を「国立大学予算関係検討事項について」(資料11)のような意見書にまとめた。①本小委員会の本来の仕事である大学財政の基本的あり方について、2回ほど討議を行い、その問題点についてのフリートークや東大の「大学財政に関する改革資料」に基づいての検討などを行い、また関係資料の収集などを行っている。今後その問題点を整理し、各大学にアンケート等を求め、できれば来年の6

月までに白書の形で結論をとりまとめたたいと考えている。

- ③ 学費小委員会では、国立大学の学費、特に授業料の性格について検討してきた。この授業料問題については今村委員にお骨折りねがい「国立大学の授業料について」という授業料の性格等についての案を作成していただき、これを小委員会で検討した。これは国大協の意見書としてまとめたものではないが、小委員会で具体的に討議し、これを第6常置で資料としてまとめ討議の参考にするものである。この内容については後刻今村委員より補足説明をお願いする。

以上が本委員会の各小委員会の概況であるが、大学財政の問題に関連して国立大学の予算に関しての文部省と国大協との協議機関である特別会計制度協議会の審議状況についてご報告したい。去る8月12日特別会計制度協議会が開催され文部省側から提案のあった「国立大学予算関係検討事項」について文部省と意見交換を行ったが、その詳細については、会報70号39ページに書かれているのでご参照いただきたい。なお、ご参考までにその主な問題点を申し上げると次のようなことである。

- ⑦ 既存の定員、欠員の活用について：定員削減の実施によって定員増が困難な状況にあるが、国立大学が拡大されていく場合、とくに最近のように医学部、医科大学が新設されると、新しい定員を多量に必要とする。一方大学の定員の中には既存の定員の内に欠員が相当あって、それとの関係をどうするかという問題がある。それで、現在の定員や欠員をどのように活用するかということでこれの融通策が提示されたが、後々への影響を考えるとこのような方法を安易に使うことはできない

のではない。この問題についてはどのように取り扱うか今後の問題としてよく考えていきたい。

- ④ 客員講座制の導入：これも定員との関連があつて、客員講座制度を設けるといことは有利な点もあるが、しかし客員という形で、定員が増加するところをなしくずしにされていくとの考え方にたつと、安易に賛成しえない。客員制度のいい点とは必要があるがそのような点に問題がある。とくに51年度に定員増がむずかしいので安易に客員制度をとり入れるのは問題があると思われる。

- ⑤ その他問題となつたのは、特別研究員制度の導入とか、基準的経費の改善などである。この基準的経費の改善の一策として特別教育研究経費という新規事項が提案された。これは従来なかったものであるが、①教育内容、方法の改善のプロジェクト、②特定研究的なもの、③大学間および大学院間の相互交流経費、④公開講座等の対外活動、⑥大型の共同研究、などの内容の事項を特別研究するためにその経費をもちこもうという新しい考えである。このような形で予算がふえることは結構で反対はしないが、そのまえに、我々がもっとも要望するのは、平素の一番必要な経常的な経費の増額ということである。

最後に「51年度予算に関する要望について」の要望書を関係方面に提出したので報告する。これは毎年国大協が関係方面に要望していることととくに従来と内容がかわつたということはないが、とくに今年問題となりそうなことを整備して第6常置で検討して作成した。詳細は会報70号59ページに書かれているので参照願いたい。なお、全国国立大学農学部・水産学部から「教官等の積算校費に関する要望書」が、また

全学連の方から「学費の値上等について」の4項目要求が、それぞれ国大協によせられているのでご報告しておく。

以上の報告ののち会長から、学費問題についてご審議いただきたい旨述べられ、最初に学費小委員会の今村委員から「国立大学の授業料について」の資料について詳細な説明があった。

ついで会長から、今村委員にはたいへんご努力いただきこの資料をつくっていただいたわけであるが、この資料は討論の参考として提出したもので、国大協としての授業料についての見解の原案として出したものではない。理事会としてもまとまった意見が出たわけではない。それで、ここでご討議願ひ、国立大学の授業料の性格、また値上げが問題となればこれをどう考えるか、国大協としてそれについて配慮するとすればどのような措置をとるのが適当か、などの問題について議論していただきたいと思う、と述べられ、これについて各学長から概ね次のような意見が述べられた。

- このたび第6常置委員会から、授業料についての見解を出していただき、授業料の性格についても明らかにされた。この案を参考資料としてではなく国大協の案として採択されることを希望する。この総会で、国大協が多くの大学の考えを集約され、この第6常置委員会の原案を国大協の正式の見解として関係方面に働きかけていただきたい。
- 授業料値上げについては、对学生の問題もあるが、国大協としてはそのことだけを考えるべきではない。何が妥当であり、何が妥当でないかを考えていかなければならない。この案はよく出来ているとは思いますが、せんさくすれば問題点は出てくる。現在授業料値上げの根拠としていわれているのは要するに私立

大学の授業料との格差だろうと思う。

現在、大学生の80%近くが私立大学に学んでいるが、私立大学は経営的にも困難だし財政も苦しいという現状から授業料の引上げが行われる。それに比較して国立大学の授業料は安い。大学で学びたいという者に対する教育の機会均等ということと考えればその辺に問題がある。このような点から出てくる社会的批判に対して答える理屈を我々が持たなければならぬといえる。しかしまた、現実の問題として学生の要求に対処することも考えなければならぬ。種々の要素を勘案して妥当と思われる線を出していく必要があると思う。

- 最近の学生は生活費の中でアルバイト収入のしめる割合が多い。学生の家庭の状況をくわしく聞くと必ずしも生活は豊かでない。それを守ってやるのが我々の立場であると思う。種々の理屈があると思うが、国大協としてはできるだけ学生の負担が増えないようにその方向で努力していただくようお願いしたい。
- この原案については種々議論があると思うが筋道としてはこのようなことになると思う。授業料値上げに対して国大協がどのような態度をとるかということについては、一方では、学生の対応、他方では社会の反応ということがあり、また私学の国立大学に対する態度のことや政府、文部省に対してどう説得するかというような多面的な対応要素がある。それを一片の文書にまとめるとなると誤解やまさつや国立大学に対する不要な偏見を助長することがあるかも知れない。それで、これを国大協の基本的資料として出すとか、或いは国大協が行政機関や政界等に対応しよ

うとする場合には、それなりの行き方を考えなければならない。授業料を上げるとか上げるなどか議論があるが、国立大学の授業料が戦後低廉な額を保持してきたことによって経済的に困窮している学生を受入れ、これを社会に送り出したという目に見えない功績を忘れてはならない。現在の国立大学の生計実態をみても全国一律でなく地方の学生には生活が楽でない者が多い。それらの実態に基づいて政府、行政機関に折衝する要がある。

- 仮りに授業料が値上げされるとしても値上げ幅については考えなければならない。また、値上げした場合の学生に対する授業料免除拡大、奨学金増額等を考え、学生生活が窮迫しないよう考慮しなければならない。この総会において授業料問題を審議したその意見をもとに、そのあとは理事会、会長、副会長におまかせして善処していただきたい。
- 国立大学の授業料は教育的視野から安くあるべきだとの信念をもつようになった。その1つの理由は戦前の国立大学の授業料は120円専門学校は80円、その頃小学校の先生の初任給は40円で、当時国立大学の授業料は安くなかった。その当時の国立大学はエリート大学でエリートによってリードされる戦前の社会であった。戦後の国立大学は大衆社会の中の大衆大学である。戦前の基準は問題とならない。民主社会の中では、できるだけ経済事情の困難な子弟をも受入れなければならない。昭和10年頃の私立大学の授業料は140円で国立大学の授業料との格差は殆どなかった。しかし現在は大きな格差がある。このことは不幸なことである。私立大学の授業料が高くなったから国立大学の授業料を高くしなければならないと言っている者もあるが、こ

の意見は十分注意して取り扱わなければならない。私立大学の問題は、私立大学の基準によって、私立大学の方法によって解決すべきである。現在種々の点から授業料を値上げされざるをえないということはある程度考慮してもよいが、何を基準にして値上げするのか。かりに値上げするにしても荒っぽい上げ方をせずキメ細かい配慮をすべきである。

- 財政当局に対し次のことを理解させてほしい。前回の授業料の3倍値上げの時は日本の経済状態は高度に成長し所得が倍増する状態であったのに、現在の経済状態は、公共料金が上る、賃金その他の収入は増加しない、しかも比較的安定はしたが物価は上るといった状況にある。このような国民生活の状況からみると、数年前の3倍値上げの時のように乱暴に値上げするのは、経済状態のバックグラウンドについての考慮を欠くものといわなければならない。その点の配慮が財政当局にも必要であると思う。一方、このような経済状況の下でアルバイトの職につくことも困難になっている事情も配慮すべきである。
- この問題については、政府の考えが明らかになった後に国大協の考えを出す必要がある場合に、今日の議論をふまえて理事会を開き対処していただきたい。
- 授業料値上げには反対であるが、関係者と会長とで会われてこの値上げをする理由を確めて、今日の議論をふまえて、国大協として何らかの意思表示をすることが必要ではないか。
- 原則的には「値上げ反対」に賛成であるが、現に日本の高等教育の80%を担っている私立大学で授業料値上げが行われている。国立大

学の授業料が無償であってもよい根拠として教育の機会均等と社会の発展に寄与する点をいっているが、それが社会一般に通用し得るか。値上げ反対という場合には、妥当な論拠を示して説得しなければならない。国立大学のエゴイズムと見られては本意でない。日本の高等教育は世界の趨勢とは異なり80%も私立大学に負っている。この多数の私立大学を国立なみに援助するとなると膨大な財政措置が必要となる。そのような点についてふれないでは説得力があるであろうか。日本の高等教育をどのようにするかとの見解をもって、その理想にたてば授業料は安いのが当然であるというのでなければ説得力がない。その意味で「日本の高等教育のあり方」は将来どのようにあるべきか等の全体的視野に立って考えなければならない。

- 学生が学費値上げ反対というので、各寮ごとに生活実態調査をしたが、地方の国立大学は、都会の国立大学と違った点がある。生活実態にしても月の生活費が2万円～2万5千円の者が約50%もあり、寮生の63%は何らかのアルバイトをしている。高度成長期ならばいざしらず授業料を値上げするにしても父兄の負担能力を考えれば限界にきている。国立大学の学生の多くはそのような状況にあるのではないか。

以上のような論議が交されたのち会長より次のとおり述べられ、了承された。

この授業料の問題について今後なんらかの処置を国大協が必要とする場合には、本日の総会での意見をふまえて理事会で審議したうえ、関係方面に働きかけたい。なお、この文書については参考資料として提出したもので国大協の見解ではないので、この場かぎりの資料として頂

きたい。

(7) 入試改善調査委員会(岡本委員長)

本委員会で調査研究中の国立大学共通第一次試験のことに関し前総会以後の経過をご報告する。国立大学共通第一次試験に関し、昭和49年度に取りまとめた「国立大学入試改善調査研究報告書」に基づき、本年5月末から6月末にわたり、全国7地区で、国立大学および高等学校関係に対して説明懇談会を開いた。さらに各国立大学に対して上記報告書の内容についてアンケート調査を行い、各大学の回答を取りまとめ中であるが、重要な事項について回答の概要をまとめたので、本日、中間報告として配布した。

去る9月26日には、この共通第一次試験のことに関し日教組大学部会と懇談した。その際、日教組側より受験地獄の解消については、入試制度の改善だけでなく、大学の収容能力の増加、大学の格差は正等が根本策であるとの意見が述べられた。これに対して国大協としても単に入試制度の改善のみを考えているものではないが、現状を改善するための一策としてこの問題を取り上げている旨説明した。また、入試センターの設置が文部省主導になるのではないかとの疑義が出されたので、入試センターは、大学の共同で自主的に運営されるものである旨説明した。

次に、文部省の入試改善委員会から、この報告書について、9月22日付文書で意見が寄せられた。その骨子は、共通第一次試験について基本的に異存はないが①試験教科数をもう少し減らすこと。②第二次試験は、各大学が自主的に決めることであるが、試験科目は、少ない方が望ましい。③共通第一次試験の利用方法について、第二次試験の結果と合せて総合判定するのが理想であるが、予備選抜に使うことを否定す

べきでない。㊸入試センターは、単なる入試実施機関でなく、入試そのものを研究する性格を強く出してほしい。㊹将来、国公私立大学全体が、この制度に参加することを考えるとしても、現在は国立大学だけを対象に考えるべきである。というものである。

本委員会として目下検討している問題は共通第一次試験と第二次試験の関係、事故処理、試験場割当、身障者の扱いなどであるが、現在最も重要な問題は過般実施した「報告書についてのアンケート」の結果のことである。このアンケートの集計結果については、加藤実施方法等調査専門委員長より説明して頂くが、このアンケートの結果と11月下旬に実施される実地研究に基づいて報告書の考え方を検討し、今後の共通第一次試験についての方向を決めていきたいと考えている。

ついで加藤実施方法等調査専門委員会委員長より、次のとおり説明があった。

本年度共通第一次試験実地研究は、11月23日・24日に行われる。受験者数については昨年の3,000人より少し規模を大きくし、1地区約700人合計5,000人を予定したが、受験希望者が多く、調整して最終的に受験申込者は5,126人となった。各地区ごとの受験者数は、別紙一覧表のとおりである。今回は1地区2会場で行うことにしたが、一部地区では、本番の際における居住地受験の受験生の割りふりの研究の試行も含めている。なお、試験科目については、48年度から施行された高校の新しい教育課程に準拠することにし、そのため「基礎理科」および「数学一般」等をも加えた。試験実施の結果については、いずれご報告したい。

次に報告書についてのアンケート調査については、各国立大学からの回答結果を整理中であ

るが、重要事項について一部集計ができたので、中間報告として別紙のとおりまとめた。アンケートでは、この共通第一次試験を実施することの可否についての直接的な意見を求めることは避けた。それは具体的事務的事項について検討すべき点が残っており、誤解があってはならないと思ったからである。アンケートは7つの事項について質問しているが、2番目から7番目までは、もしも共通第一次試験を実施するとしたらということに関連する質問である。これに対して共通第一次試験の方向を推定する問いとして、アンケートの第1項目では、問1で「共通第一次試験と各大学独自の第二次試験を組み合わせることで選抜することによって、受験生側から見た「一発勝負」の欠点を従来より緩和することが考えられるか」、問2で、「この入試方式は、大学側から見た場合、従来より、より適切な入学者の選抜ができるか」との二つの質問をしており、これについての各大学の回答から、この入試制度を今後積極的に検討すべきか否かの指針が得られると思う。大学単位の回答結果を集計すると、問1については㊸そう考えられる。㊹実施が適切ならばそう考えられる。が合わせて66.37%、㊺この設問では判断しえない、または判断しにくい等中間的なもの20%、㊻はなはだ疑わしい。㊼否定。が合わせて13.66%であった。問2に対しては、㊸と㊹合わせて70.76%㊺と㊻合わせて7.68%であった。問題は、賛否保留㊼の20%であり、種々疑問や問題点が出されているが、委員会で今後検討していきたい。委員会としては、以上のことから、約70%の大学においては、共通第一次試験を行う入試方法について、従来に比して合理性があると理解されていると判断されるので、今後積極的にこの具体像を求めて調査研究を重ねるべきもの

と判断するに至ったので、ご了承願いたい。委員会としては、今後この方針にそって、共通第一次試験と第二次試験の有機的組合せ等を研究していきたい。なお、アンケートの回答の中には、この共通第一次試験に関連して①1期校、2期校を一本化すること。②高校側の意見を十分きくこと。③公私立大も含めてこの制度を考えること。④共通第一次試験と第二次試験の関係を検討すること。⑤第二次試験のガイドラインを検討すること。⑥身体障害者の受験対策を検討すること。などについて提案、要望があり、また、この制度は、①受験地獄の解消に役立たないのではないか、②大学、高校の格差を固定化し、教育を画一化するおそれがあるのではないか、③大学および受験生の負担増加をもたらすのではないか、④秘密保持等の事故防止が可能か、等の疑問も出されている。本年度内には、それらの点について検討し、各大学の意見をききたいと考えている。

ついで岡本委員長より、只今のようなアンケートの結果に基づき、本委員会としてはこの共通第一次試験についての具体的検討を進めて行くべきものと判断し、このことを過般の理事会に諮り了承を得たので、この総会においてもご承認を願いたい。なお、この共通第一次試験のことについて疑問点もあることと思うので、本委員会の湊委員にも出席願いたいこれから意見交換を行うことにしたいのでよろしくお願ひしたい、と述べられた。

このあと次のような質疑応答があった。

- 共通度一次試験が目指す入試の改善とは何か。
- いわゆる入試地獄は、入試制度の改善だけでは解消できない。大学の収容能力の増加、大学の格差解消等も必要である。しかし、現

行の入試制度が受験生にとっては、一発勝負であり、試験問題が高校教育から遊離し、高校教育をゆがめているといわれており、入試そのものにも欠点がある。共通第一次試験は一発勝負による不公平をやわらげ、高校教育の正常化、受験生の適性の的確な発見、高校教育の多様化に対する対応に役立つものと思う。

- 人生は、一発勝負で切り抜ける場合がしばしばあり、一発勝負が悪いとはいいい切れない。共通第一次試験と第二次試験を行うことは、二重一発勝負になる。大学入試については結局高校教育をゆがめているか、受験生に過度の負担がかかるか、が問題だが、このアンケートの設問は、それを無視している。もう少し、入試全体としてどのようになるのか、見通しを示す必要がある。共通第一次試験と第二次試験の関係が具体的にはっきりしたら本制度の可否を考えたい。
- 一発勝負でも平素の勉強の成果が表現できるならよいが、試験当日の体調や試験問題の山が当る、当たらないということで不公平が生じるのでは困る。その不公平を避ける意味では、2回試験を行い、問題を精選し良い出題ができるよう改善していくことが必要である。共通第一次試験が大量処理であるため試験問題がコンピューター処理できるものという制約があり、また2回受験という負担増の問題があるにも拘らず考えられているのは、大学進学のための基礎学力は、大学の大衆教育化に伴い全国一率に考えて良いこと、また、各大学が毎年入試問題を作成していると問題が種切れになり、出題が徐々に偏向して高校の教育と遊離し、高校の教育が有名大学入学のための受験技術に傾くので、高校側の

意見もきき、衆知を集めて良い試験問題を作ろうという考えからである。このような意味から、共通第一次試験は、高校側からも要望されている。受験生の負担については、共通第一次試験と第二次試験との時間的配置を考えなければならないし、また、第二次試験の出題科目を少なくすることも考えられるが、教育的観点からすればただ負担軽減だけを考えればよいというものでもないと思う。大学側の立場からだけで判断し、受験生に負担をかけても良いと考えている訳ではない。

- この問題について、全大学が同意するとは考えられない。最後はどうして決定するのか。
- 各大学の性格は異なり、意見は異なる。芸術大学等への特殊性も考えなければならない。本問題について全大学の意見一致は、あり得ないと思われる。しかし、1期校、2期校の一本化の問題と同じように、共通第一次試験についての国立大学の意識の大勢を示し、問題点を確実に指摘することはできると思う。国大協の態度表明はその辺までと思う。
- 全会一致でなければ何もできないのでは、結局改善はできない。1期校、2期校の問題について、先に70%の賛成があり、国大協としての推進の方向が出ており、高校側からは、共通第一次試験と同時に行われるならば1期校、2期校の一本化実施を認めてよいとの意見もきている。共通第一次試験について65%から70%の国立大学が評価している事実をもとに、これを前向きに進めていくべきであると思う。
- 共通第一次試験と第二次試験の性格は異なっており、相補うものであることが必要である。共通第一次試験の出題を勘案し、第二次

試験は各大学でその実情に応じて自主的に行ってもらおうのが良いと思う。共通第一次試験については、学部、学科ごとに複雑な希望が出されており、多学部の大学では、5教科8科目が望ましいとの意見もある。第二次試験は、マークシート形式の共通第一次試験の欠点を補うべきもので、受験生の思考力や表現力、論理性、進学する学部への適性を見るべきであり、論文形式の試験が主体を占めると思う。意見としては、小論文を課するとの意見も多く、面接や実技に重点を置きたいとの意見もある。共通第一次試験では、高校の必修科目に対応し、基礎学力を判定し、第二次試験では、高校の選択科目に対応し、進学する学部への適性、学力を見ることになる。

- 入試改善が可能か、否かは、最終的には試験問題の内容にかかると思う。その点多くの人が関係して作成した共通第一次試験の問題は、良く作成されていると思う。しかし各大学が第二次試験で、また難問奇問を出せば共通第一次試験についての努力も無駄になる。第二次試験をどうするか自分の大学でも検討しているが、教員養成系の大学は体育、音楽あり書道ありで実技の試験だけで良いとの意見も多い。国大協で第二次試験まで統一されると動きがとれなくなるので慎重に考えてほしい。
- 共通第一次試験実施には、賛成するが、本学では、従来3教科で第一次試験を行い、実技で第二次試験を行っていたので共通第一次試験で5教科を課せられると受験生の負担はますます大きくなり、実技の方は低下することになる。第一次試験については必ずこうあるべきだとする画一的なものにしないよう考えてもらいたい。

- 共通第一次試験の問題の出し方が、第二次試験の出題内容を決める枠となり、参考となる。しかし、時間的な関係で共通第一次試験の問題を知らずに第二次試験の問題は作成せざるを得ない。そこで、出題が重複する可能性があるが、現在でも1期校、2期校で出題が重複することはあり、試験問題の重複は止むを得ない面がある。しかし、このことについては先程の芸術大学等特殊な大学での共通第一次試験の取り上げ方の問題とともに委員会でも更に検討していきたい。
- 共通第一次試験の成績は、第二次試験の足切りに使われるのか、その点どう考えるか。また、入試はできるだけいねいに行いたいと思うが現在はその余裕がない。先程共通第一次試験は負担増大になるとの話があったが、受験生や大学の負担軽減だけというのは納得できない。また、共通第一次試験実施の時期も十分検討してほしい。高校長より、共通第一次試験は3月、第二次試験は8月に実施し、9月入学も考える、との意見も聞いている。
- 共通第一次試験の成績の使い方は、各大学が決めることであるが、十分に幅を持った足切りに使うなら支障ないと思う。試験の実施時期については、高校の授業との関連もあり、冬休みの時期に行うことは無理があり、9月入学を前提に考えるのも社会的問題ともからみ、無理がある。それで、現行の入学試験日の3月3日を中心にとどの位の幅があるか検討している。
- 第二次試験は各大学が自主的に行うということは分るが、全く自由でバラバラになっても困るのでガイドライン的なものは必要であろう。なお、共通第一次試験を実施するに
 いては、どこで誰がやるのか、その責任主体を明らかにする必要がある。また第二次試験の各大学の責任者は誰か、文部省の責任範囲、文部省の大学入学者選抜要項との関係などのことを、抜本的に整理する必要がある。
- 入試に関する責任は、共通第一次試験および第二次試験を含め、現在と変ることなく大学にある。共通第一次試験は、83国立大学全体の責任で行われるものであり、実施機関の入試センターも83大学の責任で運営していくものである。文部省の入学者選抜要項との関係も、現在と変わらない。その作成に関与する文部省の入試改善会議とも、密接な連絡をとっている。第二次試験のガイドラインについては、各大学の自由度を念頭において、委員会で検討したい。
- 共通第一次試験について、問題の漏洩等事故が発生したら誰か一つの人格をもつものが受験生の不服を受けて処理せざるを得ない。重要なことなので検討されたい。
- 科目別研究専門委員会の委員には、3年間ご苦勞願っている。51年度にも、実地研究を行うとしたら、委員の半数交替を検討されたい。
- 共通第一次試験については、これまでその実施の可否について検討しているといわれていたが、今回は「今後積極的にこの具体像を求めて調査研究を重ねるべきものと判断するに至った」とされている。これははいよいよ実施に踏みきったと判断してよいか。
- そこまで強く意識していない。今回のアンケートの結果から判断して「積極的に具体的検討を進めて行く」という姿勢を示したもので実施に踏みきったということではない。来年3月頃までに残された検討課題やアンケー

下に含まれている問題点を検討して報告書をまとめ、これについてのアンケートを行い、その結果によって態度を決めたいと考えている。

このあと委員長から、共通第一次試験に関する全国高校長協会、全国普通科高校長会、公立大学協会からの要望書の紹介があり、ついで次のように述べられた。

先程も述べたように、委員会としては、共通第一次試験を行うことに完全に踏み切るということではないが、アンケートの数字をふまえて、「共通第一次試験を行う入試方式について、今後積極的に、この具体像を求めて調査研究を重ねるべきものと判断した」のでこの調査研究を進めることをご承認願いたい。高校側からは共通第一次試験の実施について強い希望が寄せられているが、なお検討すべき問題点もあるので慎重に検討して報告書をまとめ、それに対するアンケートも行ったうえで来年6月の総会にははっきりした結論を出したいと考えている。

なお、この共通第一次試験の調査研究の仕事は、国大協で処理するには、仕事が大きくなり過ぎた感がある。それで今後の仕事を続行するにはもっと充実した機構の下で行う必要があると思われる。そのようなことから、国立大学共通第一次試験に関する昭和51年度概算要求では、「国立大学入試改善調査施設」を要求し、事業経費等1億9千万円を要求したいので、ご承認願いたい。

なお、この施設は、①国立大学入試センターに関する調査 ②共通第一次試験に関する準備調査（実地研究を含む。） ③共通第一次試験に関する大学、高校に対する周知徹底 ④大学入試の改善に関する調査研究、等を行うものであり、国大協の意向により特定の大学に付設され

るものである。なお、この調査施設は共通第一次試験が実施される場合には、国立大学入試センターに移行する予定である。以上のような方針、計画のもとにこの共通第一次試験の調査研究を更に進めて行きたいので、よろしくご承認願いたい。（承認）

（8）図書館特別委員会（川上委員長）

本特別委員会の関係資料として本日2つの資料をお配りした。一つは大学図書館の改革に関する第二次報告書（案）であり、いま一つは大学図書館振興のための来年度予算に関する要望書（案）である。大学図書館は大学における研究、教育上重要な地位を占めるものであり、これを整備充実するためには絶えず改善を図らなければならない。それで45年の第一次報告書に続き今回第二次報告書を作成したわけであるが、この報告書（案）を作成するに当ってその素案を各大学に示して意見照会をした。これに対し全大学より回答があったが、そのうち46大学より意見が寄せられた。それで小委員会のもとでこれを検討し、原案を一部修正するとともに「あとがき」を全面的に修正してここに各大学の意見の概要を載せることにした。なお、これを正式の報告書として公表する際にはもう少し練り直し、また附録に本日提出の要望書とアメリカの大学図書館に関する資料を付け加えることにしている。以上のような次第であるので、この「大学の研究・教育に対する図書館の在り方とその改革について」（第二次報告）（案）をご承認頂きたい。

次に「大学図書館の振興についての昭和51年度予算に関する要望書」のことであるが、これは毎年提出しているものであり、その内容は前年度のものと同様である。ただ、要望事項の1—(3)図書館職員の増員のところで昨年度の

24人を本年度は60人とした。また、1—(4)図書館職員の研修旅費は新規要求事項である。この要望書には理由書がつけられることになっているが本日間に合わなかった。理由書の内容はほぼ昨年と同様なので、本日この要望書のご承認が得られたら、理由書を付して明日午前中に文部省、大蔵省に提出したいのでよろしくお願いしたい。(承認)

最後に会長より次のとおり述べられた。

本日は、第2常置委員会の「身体障害者の大学受入れのための施策についての要望書」と只今の「大学図書館振興についての昭和51年度予算に関する要望書」の二つの要望書が採択されたので、これを明日午前中に各委員長から関係方面に提出して頂くことにする。各委員会よりの報告はまだ残されているが本日はこれにて閉会する。なお、明日は午前中総会を続行し、午後は文部省首脳を交えての学長懇談会を開催する予定であるが、この懇談会の運営要領は昨年に基づき予め話題を提出して頂くことにしたい。

以上で第1日の議事を終了した。

(4) 第57回総会議事要録(第2日)

日時 昭和50年11月13日(木)12時~12時30分

場所 学士会館神田本館210号室

出席者 各国立大学長

会長から、本日は昨日残された特別委員会の報告と協議をお願いしたい旨の挨拶があったのち、議事に入った。

1. 各委員会報告と協議について

各委員長から、大略次のような報告があった。

(1) 大学格差問題特別委員会(水戸部委員長)

前回総会の際、今回総会に報告書案を提案し

たい旨の報告をしたが、その後論議が多くいまだ委員会として結論を得るに至っていないので、次回総会に提案することをご了解願いたい。今後の予定としては、来年1月の委員会で報告書についての成案を得たのち、各大学の意見を伺って修正し、次回の総会で審議願いたいと考えている。

(2) 医学教育に関する特別委員会(北村委員長)

医学教育に関する特別委員会は、当初、大学改革の一環として問題点を検討していたが、医学教育に関しては通例の大学教育とは違った側面があり、問題点も異なることから特に特別委員会を設置して検討してきた。その結果、本日配布した「医学教育の改革に関する調査研究報告書(案)」がまとまったので、9月にこれを各大学に送付して意見を求めた。これに対して現在8大学から意見が寄せられ、33大学からは意見なしの回答をいただいている。これらの意見と本日の意見に基づいて来年1月末頃にこの報告書案の修正等を行い、成案を得たいのでよろしくご了承頂きたい。

以上の報告に対して、「近年単科の医科大学が設置されつつあるが、総合大学における医学部の拡充発展にも尽力願いたい。」旨の発言があった。

2. 入試改善調査施設の設置大学について

岡本副会長から、次の発言があり了承された。

昨日、明年度概算要求の問題について審議願った際、「入試改善調査施設」を特定大学に附設する旨の説明をしたが、この附設大学の決定については今後理事会でご相談願って決定したい。

3. 次回総会について

事務局長から、次回総会を6月22日、23日の両日に、事務連絡会議を6月25日に国立教育会館で開催したい旨が述べられ、了承された。

4. 昨日決定した要望書の提出について

谷田第2常置委員会委員長から、次のとおり報告があった。

本日、川上図書館特別委員会委員長とともに文部省および大蔵省に向向き、昨日採択された「大学図書館の振興についての昭和51年度予算に関する要望書」「身体障害者の大学受入れのための施策について」の両要望書を提出し、特段の配慮方を要請した。

(5) 第24回事務連絡会議議事要録

日時 昭和50年11月14日(金) 10.00~14.30

場所 学士会館210号室

出席者 各国立大学事務局長

湊東京大学教授

午後事務連絡のため文部省井内大学局長、清水管理局长、松浦人事課長、宮地会計課長その他数名が出席。

丁子事務局長司会のもとに開会。

初めに林会長からつぎのようなあいさつが述べられた。

今回の総会は、国立大学共通第一次試験のことが主な議題であった。これについて、来年度は新たなステップを踏み出すことになるので、なお一層のご協力をお願いすることになろう。つぎに、定員削減の問題については、国大協は反対の立場から強く要望し、総定員法の再検討というところまで漕ぎつけることができたのであるが、昨今の情勢から総定員法の再検討は見送られ、新たな閣議決定に基づく定員削減の翌年度分の一部繰り上げが実施されることになった。困難な問題ではあるがご尽力をお願いする。

以上のあいさつがあったのち、事務局から会議日程および配付資料の説明があった。

I 総会の概況報告

1. 会務報告

事務局長から、資料<第57回総会概況>に基づき、総会における会務報告についてつぎのような説明があった。

- (1) 富山医科薬科大学と島根医科大学の当協会加入が承認された。
- (2) 前総会以後における学長の交代について資料(4)のとおり了承された。
- (3) 委員長ならびに教員委員の交代について資料(5)のとおり了承された。
- (4) 前総会以後の主な事項として次の諸事項に関する報告があった(詳細は総会第1日議事要録参照)。

- ① 第56回総会において決議された要望書の処理について
- ② 第3次定員削減の繰上げ実施について
- ③ 昭和51年度予算に関する要望について
- ④ 第25回特別会計制度協議会について
- ⑤ フランス大学長との交歓について

2. 協議事項(この詳細は、総会議事要録参照)

事務局長から、資料<第57回総会概況>に基づき、総会における議事概要について、つぎのような説明があった。

- (1) 富山医科薬科大学および島根医科大学の協会加入に伴い、本協会の関係規則が改正された。
- (2) 各委員会委員長報告と協議(詳細は、総会議事要録参照)

各常置委員会の審議事項について、それぞれの委員長から概略の説明があり、また要望書等については、いずれも審議の結果、採択された。

◎ 入試改善調査研究について報告

入試改善調査委員会の湊委員から、同委員会で調査研究中の国立大学共通第一次試験のことに
関し、概略つぎのような説明があった。

国立大学共通第一次試験のことは、すでに二回にわたって報告書を発表した。大学入試は一つの大きな社会問題となっている。私学を含めても大学進学志望者の全員を受入れることはできない実状にあるので、何等かの方法による選抜試験を行わざるをえない。したがって、高校の授業は、高校の理想と使命を達成することから離れ、大学入試突破のための予備校化することになる。ところで、現在国立大学はそれぞれの大学で入学試験を行っているので、試験問題のダブリまたは難問奇問を出題することにもなり、あるいは、選抜試験は一発勝負で一生の運命を決することにもなる、という批判も起きている。このような状況にあるため、国立大学としても何等かの新しい対策をたてねばならなくなった。

国大協は、数年前からこれらの問題点を踏まえて、国立大学の共通第一次試験という方法が実施できないかどうかという観点から調査研究をすることになった。ところで、これに要する予算がかなり大きな額になり、今年度からは直接関係の大学に予算配賦されることになった。

この事業の主体は国大協の中にある入試改善調査委員会であるが、その中でも特に実施方法等調査専門委員会が中心になって事業を進めている。本年はその事業の一環として来る11月23・24日の両日に実地研究を行うことになっており、関係の7地区の14大学にはすでに準備の作業をお願いしている。

本年は、一地区に二つの試験場を置き居住地受験、試験実施本部との連絡などについてテス

トすることを主眼としているが、実施の細部について、昨年と特に異なるところは、試験問題等の分封を各地区にお願いすることである。作業内容の詳細については近く開かれる入試事務担当者の会議でお話し協議することになっている。

なお、今回は高校の新教科課程に基づいて試験問題を出题することになっている。入試改善調査委員会のもう一つの重要な問題は、去る3月に公表した「入試改善調査研究報告書」についてのアンケート調査を各大学にお願いしたことである。このアンケート調査の重要点の一つは、この共通第一次試験を行うことによって、いわゆる「一発勝負」を緩和することができるかどうかということと、もう一つは、共通第一次試験が行われることによって大学が、従来よりもより適切な選抜ができるかどうか、ということについて各大学がどのような考えをもっておられるかを尋ねたことである。

アンケート調査結果のおおよその見通しは、この共通第一次試験のやり方には、なお検討しなければならない問題点はあるが、少なくとも入試制度改善の方向に向って一步踏み出し得るのではなかろうかという意見が60~70%はあろうと、実施委員会では考え、今後積極的にこの具体像を求めて調査研究を重ねるべきものと判断している。このような段階に至ったので来年度は「入試改善調査施設」というようなものを設け入試センターのあり方等について具体的な検討を進めて行く方針で概算要求を行っているのでご了承を頂きたい。

(以上で午前中の会議を終了)

◎ 文部省連絡事項

各関係官から大略つぎのような説明があった。

○ 清水管理局长

(1) 技術職員の併任：国家財政がきびしい情勢にあるので、技術職員の定員増を大きく期待することはできない。したがって技術職員の併任の方法により施設の整備・維持・管理に遺漏のないよう期せられたい。

(2) 文部共済：文部共済を巡る身近かな問題も起ることが予想されるので、ご協力をお願いする。

○ 松浦人事課長

(1) 定員削減：これについては新たな閣議決定があり、52年度の削減率から10分の1を51年度に繰上げて実施することになった。国大協、文部省は最善の努力を重ねたのであるが、経済情勢の悪化によりやむなく削減を忍ばざるをえなくなった。具体的な実施についてはいま検討中である。

(2) 教官給与の改善：教官等待遇改善研究調査会での答申を受け、それを基にして人事院に申入れをした。しかし、きびしい経済情勢にあるので早急に大幅な改善を期待することはできない。

(3) 週休二日制：民間企業の週休二日制は67.4%まで伸びたが、不況下であるので公務員の週休二日制には批判もある。しかし、この制度は世界的な趨勢にあるので、特別の定員・予算措置をしないで、たとえば開庁方式（仕事をしながら）により実施できないであろうかという意見もある。いずれ具体策について連絡することになる。

○ 宮地会計課長

(1) 50年度補正予算：その主な項目につきその概略の説明があった。

(2) 体育施設の開放：地域住民のために大学の体育施設を開放されたいという強い要望があ

る。教育・研究に支障のない限度で、責任の所在を明らかにして協力されたい。

(3) 受託研究：受託研究費が、一部には私的に利用され経理が乱脈に落入るおそれがある、という批判もあるので、十分な配慮をお願いする。

(4) 51年度の予算編成：大蔵省の査定作業はほぼ例年どおり順調に進行している。しかし、行政経費等については予想以上にきびしいのが窺える。いずれにしても教育・研究に要する予算のデッドラインは確保すべく最善の努力を払いたい。

○ 井内大学局长

(1) 予算編成：51年度は定員・予算両面とも、従前にないきびしい予算編成になることは必至である。

(2) 共通一次入試：本年度は、第2回の実地テストが来る11月23・24日に行われる。この実地研究の成否如何によって、大学入試改善の方向へ一歩前進することができるかどうかの分れ道になるので、関係の大学は遺漏のないように配慮されたい。

(3) 学生教育研究災害補償制度：これを51年度から実施したい。具体の仕事は学徒援護会が行うことになるが、実質的な準備の作業もあるので、12月からブロック別説明会を開催することにしたい。

(4) 医学部と附属病院の事務の一元化：明年度から具体的な検討作業に入ることになる。これについて、特に医学部の置かれている大学では事務局長の立場から、そのメリット、デメリットおよび一元化の方法等検討を進められ、有効なアドバイスをお願いする。これは定員削減に対応する事務合理化の一つの具体策にもなる。

(5) 附属学校会費の問題：国立大学の附属学校はPTA会費が高く、特殊な生徒だけを教育するエリート校化し過ぎているのではないかと強い批判がある。PTA会費の動き、その合理化の検討をお願いする。（文部省の事務連絡終了、文部省側退席）

3. 総会の議事概要報告（継続）

(1) 各特別委員会の報告事項について、事務局長よりそれぞれ委員長から概略の説明があったと次のような報告があった。

- 大学格差問題特別委員会は、格差是正に関する報告書案を検討中である。
- 医学教育に関する特別委員会は、調査研究報告書の成案を各大学に送付し、それに対する各大学の意見を求めそれに基づいて成案作成中である。
- 図書館特別委員会は、第二次調査研究報告書案に対し、各大学から意見が寄せられたので、これに基づき最終的な調整作業を進めている。なお、図書館予算の要望書は例年のように採択されたので、これにより関係方面に要望した。

(2) その他

第58回総会の日時・場所等について別紙、資料(16)のとおり了承された。

4. 学長懇談会について

事務局長より、総会2日目に開催された文部省と学長との懇談会の概況について次のとおり報告があった。学長懇談会においては、主に先程、文部省から述べられた事務連絡事項を巡って懇談が行われた。その主な事柄はつぎのようなことであった。

- (1) 教官の待遇改善について
- (2) 学生部職員の待遇改善について
- (3) 第三次定員削減について

(4) 総合大学の中の医学部の充実、医学部と附属病院の事務の統合について

(5) 学長の国際交流について

(6) 新聞に報道された授業料値上げの問題について

以上をもって事務連絡会議を終了した。

(6) 第2常置委員会議事要録

日時 昭和50年10月22日（水）13.30～16.00

場所 国立大学協会会議室

出席者 谷田委員長

山田（伴）、小山、清水、丸井、若槻、曾沢各委員

桑島、安倍、小西、猪岡各専門委員

谷田委員長主宰のもとに開会。

まず、つぎのとおり新委員の紹介があった。

若槻哲雄 大阪大学長

つぎに、前回（6月17日）の議事要録を朗読し、一部字句修正のうえこれを承認した。

ついで、委員長からつぎのような経過説明があった。

(1) 身体障害者の大学受入れについては、さきに調査報告を作成したので、この課題についての委員会審議は、これをもって一応の区切りをつけ、残された問題については報告書の中に「今後の課題」として指摘し、これらの諸問題については今後更に検討を重ね、文部省その他に要望することにした。

(2) 共通第一次試験については、自由な意見交換を行った。主な話題になった二次試験との関連の問題などについては、入試改善調査委員会の方で、各大学にアンケート調査を行うなど、その調査研究が進められているので、その結論を待つことにしたい。

(3) 学部学生の修業年限については、これから

検討をはじめの課題であるが、この問題は単位制ということと関連しており、現在の単位制を建前として消化できる時間数を割出すと4年間の修業年限ということになる、という数学的要素が基礎にある。したがって、この問題の検討に入るとすれば、現在の単位制そのものの基本的な問題から入らなければならないことになろう。本日時間があれば、この問題の進め方についての協議もお願いしたい。

議 事

1. 「身体障害者の大学受入れ」に関する経費措置等の要望について

初めに別紙資料の朗読があった。

ついで、委員長からつぎのことが述べられた。

これは、本日午前中に小委員会を開き、最終的にまとめたものであるが、これの基をなすものは、前に出された「身体障害者の大学受入れ」についての調査報告の末尾に「今後の課題」として指摘してある数項目であって、これを事項ごとにまとめ要望書の形に整えたものである。なお、最後の三行を付加えた趣旨は、この要望書の全体を受けてのことではあるが、このことは委員会においても従来から論じられてきたことであって、すべての大学に一律にこれだけのことを実施せよということは現実的でない。けれども、さしあたり各ブロックに一大学ぐらいは、モデル的な体制の整備をすることが、現実的にも必要であり、望ましいことであるということが総括的な意見である。という趣旨である。

以上の説明につづいてつぎのような修正意見が交された。

○ 各ブロックということの明確な定義はある

のであろうか。なお、これに関連する基本的な意見で、身障者のある特定の大学にまとめることは、差別になるので、それは基本的な思想ではなく、基本的には身障者も一般の大学に入学させることにある、ということであった。このように、各ブロックの一大学に身障者を受入れるということになると、その基本思想に反することになる、ということで、論理がむし返されることにならないであろうか。

- そのことは小委員会においても議論され、親委員会でも指摘されるであろうということであったが、身障者個人の側からは、できるだけ居住地の大学に入学したいという強い要望がある、ということも無視できないということであった。なお、委員会の意見としては、身障者のための大学を各ブロック別に設けたいという現実的な意見も平行的にはあった。
- チューター制のことを考えても、当該ブロックの身障学生をお世話するというのも理想的・現実的であるということである。
- 共通入試の検討も進められていることでもあるし、そのこととの兼ね合いからしても、例えば、一ブロックに一大学は身障者入試の実施ができるという意味であれば、具体的・实际的であると思う。
- 各ブロックの一大学というのは、身障者を差別する意味の特殊教育の大学を設けるということではないという基本線を崩すものではない。
- 問題は、入試だけに限定されることではないことは勿論であるが、各ブロックに一大学は受入れ実施の体制整備ができれば、身障者の入試はその大学に依頼するということになり

うと思う。

- その点はデリケートな問題である。身障者から受験の申出があった場合、他の大学で入試を受けるようにとはなかなか言い難いことであるし、また、身障者に対する各学部の考え方も異なり、更に問題は入試だけのことでなく、入学後の大きな問題もあるので、当該の大学で入試を行うことが好ましいであろう。
- 身障者の入試には予想以上の手数と経費がかかる。それでも身障者に大学の門戸を開放するということであるので、入学の申出があれば断ることはできない。
- 原案のような体制の整備となると、各ブロック別に身障者のための宿舎も整備しなければならないであろう。
- 最後の三行は、デリケートなところでもあり、このままの形では、この要望書の結論としては、身障者のための特別の大学を各ブロックに設けるとして、そのために予算を投じて体制の整備をする必要がある、と読みとれるおそれもあるので、新たに7の項目を立て、それを「当面の整備」として、さしあたり、「現在すでに身障学生を受入れている大学においてはその教育と研究とが円滑に行われるよう設備・体制の整備をすることが緊要である。なお、大学における身障学生の受入れのための諸方策について具体的研究を推進するため予算的措置をすることが望ましい。」とすることにしたい。
- 盲人の学生を「めくら」「文もう」あるいは「盲じゃ」と言うのは適当でない。目が見えても勉強しない者は「開盲」と言われており、また「亡者（もうじゃ）」というのは別の意味のことであって、正確には「盲人」

「盲者（もうしゃ）」と言うべきである。このことは単に言葉や文字の読み方だけの問題ではないと思う。

以上の他にも若干の意見交換が行われ、別紙「要望書（案）」のとおり、委員会としての最終案が承認され、これをもって理事会の了承を得て総会に報告することになった。

2. 報告事項

委員長からつぎの三つのことが報告された。

- (1) 全国歴史教育研究協議会から、共通入試に関連して、各大学は高校までの歴史教育を十分研究され理解されたうえで慎重を期して適切な入試問題を出題されたい、という趣旨の要望書が提出されている。
- (2) 入試改善調査委員会の進捗状況は、各大学に共通一次入試についてのアンケート調査を行っている。あと三大学を残すだけで回答が寄せられ、いま、小委員会においてその整理を進めているところである。なお、文部省の入試改善会議の方では、各方面の意見とともに国大協の結論をまっている、ということである。
- (3) 日教組から、共通一次のことについて話し合いの場をもちたいということの申出があり、畠山大学部長他数名の者と、国大協からは岡本委員長、加藤、湊、谷田委員が出席し大学入試の一般的なことについて話し合いをした。主な話題は、入試のことだけを改めても問題の抜本的改善にはならない。例えば、国立大学の地域配分の問題、格差解消の問題が残されている、ということであった。これに対して、国大協側は、勿論それらの問題は重要なことではあるが、入試方法も改善すべき一つの問題であるということを取組んでいるので協力されたい、ということが述べられ

た。これについて日教組としては特に反対だということではなかった。なお、11月に行われる実地試験の受験希望者は今年は予定数を超えるということであるので、この課題の趣旨が高校には切実な問題として滲透してきたことがうかがえる。

3. 学部学生の修業年限について

初めに委員長からつぎの提言があった。

いわゆるスキップ制—修業年限の短縮のことを考えるべきではないかということであるが、この問題は、大学院については考えられないことでもないと思うが、果して学部にも適応するかどうかご検討願いたい。

以上の提言に対し、つぎのような問題点の所在を指摘しながら意見が交された。

- 現在の4年を短縮するということは、3年半ということではなく、3年にするということであろうか。
- これに関係することであるが、かつて、大学の入試改善に関連して自民党文教部会から改革案が出されたことがある。あの案は国・公・私立大学を含めて全国一斉の入試をやることにすれば、例えば、今年度高校を卒業する大学進学志望者は、その殆どが入学できることになるという極めて明快な論理である、ということであった。そうして、これを実現するには高校の学習を十分修めたいうでのことにする。それには大学の入学時期を9月にすることにしようかということであったが、現実の問題として就職時期の関係など社会の年度の調整をどうするかの問題が残ることになるので、大学を9月入学、3月卒業という3年半の大学案が出されたが、これには、やはり即座に理工系の方から6月は勿論のこと3月でも短縮することは無理であるということであった。
- この問題は一律には解決できない。実験系でも無生物系の分野では可能性があろうが、生物系では、例えば、動物の変化を観ることが重要な要素をなしておるので、これを途中で切るということではできない。また、非実験系でも年限の短縮に対応できるかどうかは疑問である。
- この問題の発想はどこからきたのであろうか。例えば、中教審から出された高校全員入学あるいは10ヵ年連続の課程案などの関連において出てきたのであろうか。その辺のことをよくふまえたうえで考えなければならないであろう。
- 聞くところによれば、例えば、数学・物理などにおいては3年内外の期間で殆どの単位を修得する者もいるので、そのような優秀な学生を4年間も在学させておく必要はない、早く卒業させて若いうちにつぎのことをやらせようということのようである。
- この問題については、まず、大学の方で現在の4年間の課程を根本から洗い直してみたいうで、能力に応じて進学・卒業をさせる、学年にはとくに拘束されることはない、という基本的な方針を打出したいうでないとこの議論は進められないと思う。
- これには単位制の問題が前提にあると思う。大きな問題ではあるが現在の単位制自体がこれでよいのかどうか、有名無実ではないかということもありうる。
- 特に優秀な学生で特別進級・修了できる者にとっては、卒業証書の必要性もないと思う。しかし、一般論としては、3年でも卒業できるとなると、ますます形式だけの卒業生を大量生産することになって、大学は勉学の

場ではなく、むしろ、高校まで着実に勉強してきたの方が能力があるということにもなりかねない。単位制の問題には量と質の両面の問題がある。

- この問題で考えられることは、大学院進学志望者に限り、3年間で学部卒業ということではなく、修士ということにして、修士課程の入学試験を受験できるという程度のことはなかろうか。

4. 週休2日制について

これについては文部省から、国大協に検討しておくようにと連絡があったわけではないが、程遠くない時期に当面する問題であるので、一応の検討をしておくことも考えられるということで教育面、研究面、事務面から若干の意見交換が行われた。その主な論点はつぎのようなことであった。

- 事務職員が週休2日になった場合は、教育・研究とくに実験系の生物系の分野ではその影響が大きい。激寄せを受けるところでは逆に労働過重になることもありうる。
- 教育系・事務系はうまく操作すれば実施できないことではないが、実験系ではかなりの無理がある。また、そのために学力の低下することも明らかである。
- 大学も大衆化してきた。自ら進んで研究しようという熱意も薄れつつあるように思える。だとすれば、先程のスキップの問題も考えられてくる。
- 実験系では、ある程度の技術を積み重ねながら学ばなければならない。それには相当の年限が必要である。
- いま論じられている理念は確かにある。しかし、ここまで大衆化した時代の大学にその理念が持ちこたえることができるかどうかは

疑問である。大衆化した高等教育の大学はいかにあるべきかの根本問題に帰着することになろう。

(7) 第3常置委員会議事要録

日時 昭和50年10月20日(月) 13.00~16.30

場所 国立大学協会会議室

出席者 広根委員長

岡路、綿貫、福井、博田、加藤、豊

田、桑原、平、水野、許斐各委員

広根委員長主宰のもとに開会。

委員長より開会の挨拶に続き次のような報告があった。

前回の委員会の際に「50年度大学卒業予定者の就職状況調査」のことに付いて審議しこれを実施することの了承を得たが、その調査票の文案について若干修正意見があったので、その後事務局の方でそれを基に修正を行い、去る10月1日付で各国立大学長宛に別紙のような調査依頼状を送付したので了承頂きたい。なお、調査票の文案修正の経過について事務局の方から説明して頂くことにする。

これについて事務局より修正点についての説明が行われ、了承された。

ついで就職問題に関連した2つの配付資料①「採用計画調査の発表に当って：日本経済団体連盟 50. 9.17」、②「要請文：全日本学生自治会総連合50.10. 8」について丁子事務局長より説明があった。

前回(9月30日)の議事要録を承認した。

議 事

1. 学寮について

このことについて委員長より次のとおり述べられた。

この学寮問題については前回の委員会で、過

去の検討の経過と今回これを取り上げるに至った経緯、また過般の第4常置委員会での論議の模様などを紹介したうえご協議を願ったが、その結果、この学寮問題については46年当時これを検討した時とは情勢も大分変わってきたので、もう一度この問題の検討方法について検討してみようということになった。

なお、その際、学寮問題に付随する寄宿料の問題について、その検討を第6常置小委員会の方に委託するかどうかとの話もあったので、その後第6常置委員長に会い話し合ったが、第6常置としては第3常置の意向次第で検討してもよいとのことであった。それで、このことについては今後第6常置とも連絡をとりつつ進めて行くことにしたい。

本日は前述のようにこの学寮問題の検討方法についての検討ということであるので、この点についての討議をお願いしたい。

以上の説明ののち意見交換に入り、まずこの問題の取り上げ方について次のような意見交換があった。

- 46年に学寮問題を検討し苦勞して調査研究資料をまとめたが、種々論議があつてこの資料は陽の目を見ずに終つた。そのような苦い経験があるので、この問題にもう一度手をつけるかどうかを最初にはっきりさせる必要がある。
- 学寮の基本的改革をしようとするならまずその管理方式を改めなければならない。それを改める姿勢が大学にあればよいが、その意思がないならこの問題を取り上げてみても無駄だと思われる。
- この問題を取り上げるかどうかということだが、前総会では第3常置と第4常置でもう一度これを再検討するというところになった筈

である。現実には学寮の状態は種々様々であるが、この委員会としては既成事実をふまえて研究していくことが必要だと思う。困難な問題があるからといってただ放置しておくのはよくない。

- 46年に学寮問題の検討を真剣にやつたが、その調査研究報告書は総会の席で論議があつて棚上げになつた。しかし、時の経過もありまた苦勞して正常化された学寮の事例もある。それで、まず今までの流れを検討することから始めてはどうか。学生の居住の問題について中心になって考えるのは大学であるから、学寮の管理をうまくして教育的効果が得られるようにすることについて研究する必要がある。
- 調査研究の報告書を出す出さないは別として、まず研究をしてみることは必要であらう。
- 学寮については種々な形態がある。特殊な専門分野の大学（例えば芸大、商船大など）の学寮は一般の大学の学寮とは性質が異なる面があり、また学生数の多い大学の学寮と学生数の少ない大学の学寮との間でも異なる要素がある。そのようにいろいろなタイプがあるので、タイプに分けて検討することが必要であらう。
- 学寮にはいろいろなタイプがあるので一本化して論ずることはむずかしい。それでプロジェクトを設けてタイプ別のデータを明らかにして具体的な調査をすることが大切であると思う。どういう条件を整えれば理想的な利用状況が実現されるかということを考えていくと改革のところまで論議を進めなければならない。そしてその改革をどのような手段でやるかということまで議論を詰めないという意味はない。そういう意味で継続的に検討する必

要がある。

- 1 大学の中でも新寮と旧寮があったり、炊夫を置いている所と置いていない所があったり、教育面の強い寮と厚生面の強い寮があったり、また学生定員に対して寮生の多い所と少ない所があったりして、それぞれ学寮の性格が違うので一律に律しられない点がある。
- 管理がうまくいっていないと改革も何もできない。管理がうまくいけばどんなことでもできる。管理がうまくいっていない状態で学寮問題を研究してみても余り意味はない。
- 現状に不合理な面があってもその現実を現実として、その状態から管理の可能な状態に移すにはどういう問題があるかを検討することが改革へと繋がる。そういう問題を検討し、それが有効に使えるかどうかを研究する必要がある。

学寮問題の検討方法について以上のような意見が交されたほか、学寮の現状について学寮規則の作成、食堂の取扱い、炊夫の待遇、入寮退寮、在寮期間等の問題について状況報告や意見開陳などがあり、最後に委員長より次のとおり提言があり、了承された。

学生の居住条件を整えることは大学としてやるべきことの守備範囲に入る。また、学生や学寮も以前とは大分変わってきている面もある。そういう観点から学寮問題を改めて研究する必要があると思われる。ただ、この研究をするに当たっては大学の型の違いもあり、学寮の性格の違いもあるので一般論的に、一定のパターンで論ずることは不適当である。それで種々のデータを集め、その上に立って細かい検討をしなければならない。そのようなことで第4常置の意見もきいて作業を進めることにしたい。また、

来る11月の総会での報告についても第4常置と打合せて処置するようにしたいのでよろしくご承頂きたい。

2. 授業料について

このことについて委員長より次のとおり述べられた。

前回の委員会で第6常置委員会がまとめた見解「国立大学の授業料について」を基にこの問題を討議したが、時間の関係で本日継続審議をすることになった。この問題は来る10月29日の理事会での議案にもなっており、その際に本委員会としての意見も述べたいと思うのでよろしくご審議を願いたい。なお、この授業料問題に関して岡本委員と豊田委員より別紙のような意見が提出されているのでご参照頂きたい。

ついで意見交換に移り主に次のような意見が述べられた。

- 46年に国大協が発表した国立大学の授業料についての見解（授業料は形式的な使用料であり、有効利用のための確認料である、とする見解）と今回の第6常置がまとめた見解とは基本的な法律問題の点では両者変わったところはない。授業料について法律上のことを云々してみても原則というものはないので、国大協としては余り見解を変える必要はないと思われる。その点から今回の見解にもあるように国立大学の授業料については「学生生活上の影響を考慮してできるだけ低廉であることが望ましく、余程の根拠がない限り行うべきでない」というのが妥当な意見ということになる。この線は国大協としては一貫しているのではないかと思う。
- 今回の授業料問題の検討の起りは、これまで国立大学の授業料値上げに際し国大協としては「国立大学の特殊性を考慮し慎重に配

慮されたい」という趣旨の要望をしてきたが、それだけでは理由が不十分なのでもっとはっきりした根拠を示す必要があるということから始まったものである。

- 授業料値上げ問題が提起されるのは主として私立大学の授業料との格差論からきている。国立大学と私立大学とは設置者は異なっても設置基準の点からは同一であるので学費の上で両者に差があるのは社会的不公正であるとの世間一般からの意見が強い。
- 国立と私立とでは存立の基盤がはっきり違うのではないか。私立大学は一種の企業的原則に立っている。従ってその経営に必要な職員給与、施設設備整備の費用は学生の負担になる。その点基本的に国立大学と相違する。両者の共通な点としては社会に有用な人材を養成するという点であるが、しかし存立の基盤は両者異なっている。今回の第6常置の見解について種々意見があるが、国大協として意見をまとめるとすればこの見解の「まとめ」の3項目くらいの線が妥当なところではないかと思う。
- 授業料値上げの問題が起きると大学の現場としてはこれに対する見解を考えることになるが、一大学の意見では対社会的に余力がない。国大協として国立大学共通の見解をまとめることはそれなりのメリットがある。ただ、見解をまとめることとこれの取扱いをどうするかを分けて論じないと結論が出ないのではないか。
- 最近物価が急激に上昇した。この見解では「国立大学の授業料は教育に要する経費の一部を学生が負担するものである」といわれているが、そうすると国立大学の運営費が上がるとそれに見合って授業料もある程度上がる

ということにもなる。しかし、その上げ幅が問題である。

- 昭和17年以降の国立大学の授業料値上げのデータを調査した結果では、授業料の上げ幅は物価指数とは無関係であって過去の実績から妥当な額の数字を算出することはできない。
 - 授業料を従来いわれているように「学校が教育を施すという事実に対する反対給付」とか「学校という营造物の利用に対して徴収される使用料」ということにするとインフレによって授業料も上がることになる。そこで、この見解でいうように「授業料は教育に要する経費の一部を学生が負担するものであるが、教育の機会均等を確保するためにできるだけ低廉であることが望ましい」とするのが妥当な考え方のように思われる。そこで上げ幅とか上げた場合の授業料免除枠の拡大とかが現実的な問題となってくる。
 - 授業料については明確な原則が必要だがそれが仲々むずかしい。そうなるかどうかで妥協するということになる。しかし、いずれにしても何らかの共通な考えは必要である。国立大学の授業料は前回(47年度)に3倍値上げされ、今度また2~3倍値上げするとの情報が流れているが、それは余りに大幅すぎる。国立大学の場合は私立大学の学費値上げと同じ感覚で考えるべきではない。学生側も社会通念として納得できる程度のものでなくてはならない。
- 概ね以上のような意見交換ののち委員長より次のような提言があり、了承された。

国立大学の授業料についての第6常置委員会の見解は一応妥当なものと考えられるが、実際にどう処理するかとの問題となると別の問題が

生じてくる。対社会的、对学生の両面を考えていかなければならない。その第1点としては学生の負担問題があり、第2点としては国立と私立の建前の相違の問題があり、第3点としては現実論としての妥当な金額という問題がある。学生の補導部門の問題を担当する当委員会としては、学生の福利面を考える上から学生の負担の関係について特に強調しておかなければならない。そういうことで第6常置に対し当委員会の意見を伝えることにしたい。

3. 学内暴力問題について

このことについて委員長より次のとおり述べられた。

前回は時間の関係上この問題を取り上げられなかったので本日改めて協議することにした。この問題は学生補導上の問題として正に本委員会で考えるべき問題であると思うが、どういう視点から捉えていったらよいか。

これについて概ね次のような意見交換があった。

- この学内暴力問題というのはいわゆる武力闘争などのことをいうのか。
- そのことも含まれるが大学紛争の場での暴力的な事態もある。暴力の根源を除くことは簡単なことではないが、大学としてこれを放置しておくことはできない。
- 大学の自治を守るため、研究教育遂行に必要な学内秩序の維持には大学は責任をもって対処しなければならない。
- 程度を超えた暴力は教育的指導の限界をこえるので警察力に頼らざるを得ない。しかし、小暴力は教官の説得により收拾できる。
- 過激派同士の衝突は大学として防ぎようがない。それは大学の能力をこえる事柄である。しかし、学内で衝突事件が起きれば、特

に殺人事件などともなれば大学として責任がある。それを防ぐためには予め警察と連絡し予防措置を講ずるより仕方がないが、そのことに對し学内からの反撥もある。

- 大学は治外法権ではないが、警察が入った瞬間に教育放棄だとか大学の立場の放棄だとかいうことをいわれる。しかし、集団暴力事件に対して教育的にどう対応できるか。過激な暴力事件の処理は大学教官の守備範囲をこえる。

- 武力闘争が起きた場合にも大学は治外法権であるから警察の世話にはならないというような考え方は次第になくなってきている。

- そういう過激な暴力は大学の自治を破壊するものなので、大学の立場としてこれを警察力で排除するのは当然である。

- 大学自体が処置できることは限度がある。それで、警察力を依頼する場合の процедуруをどうするかについての学内のコンセンサスを取りつけることが問題となる。

- 場合によっては時間を争うような事態も発生することがあるので、それに対応できる態勢についての研究が必要である。

概ね以上のような意見交換ののち委員長より次のような提言があり、了承された。

この学内暴力の問題については、大学の教育の枠内で処理できることは当然やらなければならないが、現状においてはそれを超える過激な暴力の事例が多い。それに対しては警察力の導入によって処置するより方法がない。その際、大学側としてその処理に関しての基本的、現実的な諸問題があり、それらの点について検討しておかなければならない。本日は時間もないのでこの程度に止め、今後この学内暴力問題に関する文献、資料等にも当たりながら大学のとる

べき態度等についての検討を進めて行くことにしたい。なお、本委員会は特別の事情がなければ11月総会までは開催しないことにしたいのでご了承頂きたい。

(8) 第3・第4常置委員会合同会議 議事要録

日 時 昭和50年12月25日(木) 13.00~16.00

場 所 学士会分館6号室

出席者 (第3常置委員会) 広根委員長

綿貫, 岡本, 福井, 博田, 加藤, 豊田, 脇坂, 桑原, 平, 水野, 北村, 許斐, 永松各委員

粟冠専門委員

(第4常置委員会) 山岡委員長

村尾, 白淵, 勝木, 鈴木, 林, 吉利, 三上, 増尾, 武谷, 太田各委員
井上臨時委員

本日の第一議題「学寮問題」は第3常置委員会(補導問題担当)と第4常置委員会(学生の厚生問題担当)双方に関係する事項であるため両委員会合同で協議を行うことになり,第3常置委員長が議事進行に当たり開会した。

初めに広根第3常置委員長より次のとおり挨拶があった。

僭越であるが合同会議を主宰させて頂くのでよろしく願いたい。学寮問題の検討について第4常置委員長との相談の結果,本日の合同会議を開催することになった。本日はこの学寮問題の内容について討議するというよりも,まずこの問題についてどういう方法,方向で進めて行くかについてご協議願うことになるものと思う。この学寮問題に関しては去る11月の総会の際に第3,第4両常置委員長よりそれぞれ検討経過について報告したので概略ご承知のこと

と思うが,初めに第3常置の審議状況のあらましをお話し申し上げ協議に入りたいと思う。

ついで山岡第4常置委員長より次のとおり挨拶があった。

去る9月の委員会で池田委員長の後任に推薦されたので評議会の了承を得て委員長に就任した。本日は委員長就任後初めての委員会であるが,それが合同会議という形になった。この学寮問題については,これまでの経緯からしても学生問題として捉えた方が適切と思われるので第3常置の方で主導して頂き,第4常置としてはそれを補助する意味で協力して行きたいと思う。学寮問題が純然たる学生の厚生問題ということになれば第4常置の主管となるが,従来補導的見地より取上げられてきた経緯があるので,第3常置が中心となって議事を進めて頂きたいと思う。

両委員長から概ね以上のような挨拶があったのち議事に入った。

議 事

1. 学寮問題について

初めに広根第3常置委員長より次のとおり経過説明があった。

学寮問題は学生の補導と厚生の両面にかかわる問題であるので,いろいろな角度より検討をお願いしたい。まず順序として第3常置委員会の審議経過についてご報告したい。第3常置としては本年の9月30日と10月20日の2回に亘ってこの学寮問題について協議した。この協議は学寮問題についてのこれまでの経緯をふまえてこれの取組み方,検討方法をどのようにしたらよいかについて討議したものである。学寮問題については予てから第3,第4両常置委員会において審議,検討を重ねてきたが,昭和45年11月からは両常置委員会の教員委員,専門委員

をもって構成する「学寮に関する小委員会」が設けられ、学寮に関する基本的諸問題について調査研究を行った。そして、この経過と結果を46年11月に「学寮に関する調査研究資料」としてまとめたが、この資料は諸種の事情から公表されず棚上げとなった。しかし、前々回の総会あたりからこの学寮問題について再検討の必要があるのではないかとこの提言があり、この46年の「調査研究資料」についても現時点で検討し直し修正を施せば価値あるものができるのではないかとこの意見が出された。そのようなことから9月30日の委員会では、学寮問題を検討するとするならどうという点を検討すればよいかということで、過去の学寮問題の検討経過、総会での提言の趣旨、第4常置での論議の経過等を基にして意見交換が行われた。その討議の様子は議事要録に記されているが、その際には関連して寄宿料の問題も論議された。ついで10月20日の委員会では前回の委員会の論議を承けて学寮問題の検討方法の検討ということで意見交換を行った。その時の議事内容は議事要録に詳しく述べられているが、当日の結論として議事要録には次のとおり記してある。「学生の居住条件を整えることは大学としてやるべきことの守備範囲に入る。また、学生や学寮の状態も以前とは大分変わってきている面もある。そういう観点から学寮問題を改めて研究する必要があると思われる。ただ、この研究をするに当たっては大学の型の違いもあり、学寮の性格の違いもあるので一般論的に、一定のパターンで論ずることは不適當である。それで、種々のデータを集め、その上に立って細かい検討をしなければならない。そのようなことで第4常置の意見もきいて作業を進めることにしたい。また、来る11月の総会での学寮問題に関する報告について

も第4常置と打合せて処理することにしたい」。以上のようなことで、11月総会には第4常置委員長とも相談のうえ報告を行った。今日までの経過は概略以上のようなことである。

ついで山岡第4常置委員長より次のような経過説明があった。

第4常置の方では学寮問題についてそうまとまった議論はしていない。9月11日の委員会では学寮問題の過去の経緯、寄宿料の問題、これに関連して学寮の性格論等のことが話題になったが、結局学寮問題については第3常置の意向にそって今後の検討を進めようということになった。なお、先程話しがあった「時の経過による事情の変化」のことは本委員会でも話題となった。

両委員長からの以上のような経過説明に続いて、広根第3常置委員長より更に次のような提言があった。

先月の総会に第3、第4両常置委員長よりそれぞれ審議経過を報告し、現在の時点においてこの学寮問題について再検討の必要があると思われるので前向きに検討したいという趣旨を述べた。それで本日の合同会議開催ということになったわけであるが、この問題の検討をどう進めたらよいか。46年にこの学寮問題を検討した際には両委員会から委員を出して小委員会を構成して審議を行ったが、今回はどういう方法で行ったらよいか。まず、どういう方向で検討するかということが問題であるのでその点を論議して頂き、その検討の方法は教員委員、専門委員の方々におまかせしたらとも考えられるがいかかであろうか。

以上の提言に対して46年の調査研究に関係した委員より次のような発言があった。

○ 検討の方向とともにどういう内容を取り上

げるかということを決めて貰わないと検討を
まかせられた委員の人達も困るので、その辺
のことも議論して頂きたい。

- 46年の学寮問題の調査研究の時には途中から参加した。その後48年に出された「大学改革に関する調査研究報告書」でも学寮問題は「学生の生活環境」の項で取り上げられ、その執筆を自分が担当した。その際この「学寮に関する調査研究資料」を参照して作文したが、学寮の基本的性格が問われている段階で余り詳しいことを論ずるのは適当でないとの意見があって、結局その時には「学寮の基本的性格それ自体が問われている」という程度の簡単な表現に止めることになった。46年から現在に至る中間的経緯としてこの点をご報告しておく。

- 46年の「調査研究資料」を公表されては困るということの主要な論拠の一つとして、下宿居住学生は自分の負担で生活を賄っているのだから、学寮に居住する学生に対して大学が校費を支出する必要はないのではないかという問題があった。生活に必要な経費は学生自身負担するのが筋であるということだが、その点を解決しようとする場合、現状からそのような方向に向かうようにするかどうかということが学寮問題の一つのポイントである。今度この問題を検討する場合にもその点が重要なポイントになる。

- 現在国立大学の学寮の収容人口は少ない。しかも、大体2～3割程度欠員となっている状況にある。入寮者が定員に充たない理由としては、①学寮に入ることについての親の心配、②勉強しにくい環境、③施設の老朽化、などが挙げられるが、この老朽化した建物を改築しようとするには大学が建物管理の責任

を遂行することの裏付けが必要である。国有財産に対する管理機構の確立は国民に対する義務として当然のことである。その筋道から学寮の管理体制をはっきりさせる必要がある。それはそれとして、学寮の理想像を考える前に現状をどう解決しなければならないかの点を検討することが学寮問題検討の力点の一つである。46年の調査研究の経験からして今度の与えられた仕事をやるに当たってどうやったらよいかについての意見を予め承っておきたい。

概ね以上のような意見が述べられたのち、次のような意見交換が行われた。

- 学寮についての第一の問題は学寮の基本的性格ということであるが、最近建設された筑波大学の学寮では受益者負担の線によって運営されており、これが文部省主導の形の一つとなっている。以前に比べると学生の経済的、思想的な面も大分変わってきているので、それに対応してこれからの学寮がどうあるべきかの方向づけを考えて貰うことが一つの課題である。学寮にはいろいろなパターンがあるので一概にはいえないが、これからの学寮は筑波方式——厚生施設のように考えて行ってもよいのではないかと思われる。しかし、学寮には教育的な面も必要と思われる。一部には学寮不要論もあるが、最近の学生の傾向をみると大分思想も変わってきているので、以上のような方向にもって行きたいと考えている。
- 全国の大学を一律に考えるのは無理である。芸術大学や商船大学等の寮では教育面が多いと思われるが、その他の大学の寮についてはその点に疑問がある。そのようなことから学寮不要論も出てくることになる。いろいろな大学があるので学寮の性格を一つに絞る

のは無理と思う。

- 学寮は厚生施設か教育施設かの議論となるが、教育施設ということになると学生の負担はゼロということになる。そういった議論でなく、学生の宿舎として下宿に比べて学寮をどう扱うかということ論すべきである。或る学寮を教育施設ということで学生の負担をタダにすると、どこの寮も皆タダにしるということになる。学寮については種々バラエティーがあっても全国共通の原則を立てないといろいろな議論が出てくることになる。
- 学寮問題についてどういう方向で検討するかについて学寮の基本問題、性格問題があるが、これを一本のものとして考えるのは無理がある、しかしその反面、或る面については同一に扱わなければならない、というのが一つの問題点である。それともう一点として、学寮の管理機構、経費負担についての現状はどうかということが大きな問題である。つまり学寮の理念と現状と対策という三つの面が考えられる。
- 学寮についてどこの大学がどれだけ緊急な問題を感じているかをきいてみる必要がある。
- 前回の調査研究の結果がどういう理由か分らないが公表されなかったとのことだが、その事情をよく検討してみる必要がある。以前のことやむやだと再び取組んでも同じことを繰り返す懸念がある。それで、この問題を扱う場合、以前の資料を検討しどういう問題があるかを調べ、これが公表されなかったことについて、もし問題のこなしが足りなかったのならそれを土台にして展開して行くことが必要である。それと、その後情勢が変ったというならばその新しい要素を取り入

れることにする。そのような詰めを行って結論めいたものを出すようにして、再び棚上げにならないようにしなければならない。

- 以前の「調査研究資料」が棚上げとなったのは炊夫の公務員化問題、光熱水料等の経費負担区分の問題などに対する報告書の内容に問題があったからである。炊夫の賃金や光熱水料を校費負担にすると研究費が食われることになり大学としては困る。大学によって事情は違うと思うが、この点について全体のコンセンサスをつくる必要がある。
- 国立大学の学寮規則は○管規と同じではないが、新しい寮をつくる時には○管規が基準とされる。
- いろいろ問題が出されたが、どう進めてよいか何か一つの方角を出してほしい。大学に持帰って相談しないと意見が出せない点があるかもしれないが。
- 学生寮をつくることは学生には教育的効果がある。地方から出てきた学生には住居が必要だが、この頃は下宿も少なくなったし、行政面においても学生群に対する住居の配慮がない。学生が都市に住んで生活するために居住できる設備を公的に考えるか、大学が考えるかの必要がある。今一つの問題は、学寮を持ちながら大学はその管理運営に無責任であるということがいわれているが、たしかに管理体制なくして学寮をつくることは罪である。次に学生の生活費の面から考えると、自宅通学者が一番低廉で下宿生活者が一番高額である。学寮入居者はその中間の経費で生活を賄っている。その点を考えると学寮を純然たる受益者負担で運営してよいかどうかも問題である。安い下宿では健康的によくないこともあり、高級な下宿に住むにはアルバイト

でかせがなければならぬことにもなる。それらの点を考えても学寮は必要である。学生のための学寮規格に応じたものをつくれれば教育的効果はある。

- 炊夫の公務員化はいつも問題になりトラブルの種である。それで寮に食堂を置かず学内に食堂を整備してこれを利用させる方法を講ずればこの問題は解決する。
- そのような新しい方式も出てきたところで学寮問題を考え直してみる。46年の調査研究の時のアンケートの結果では学寮は必要であるとの意見が多かったが、総会では反対意見があった。大学からのアンケートの回答と個人的意見が食い違うようなことのないようにしなければならない。

概ね以上のような意見交換ののち、広根委員長から次のような提言があった。

中間的なまとめであるが、今までの話を大きく分けてみると、次の二点に要約されると思う。第一点は学寮の基本的問題、性格問題に関することである。これについては学生の居住条件を整える必要があると思われる。しかし、これを全国一本に考えるのは無理な点もある。第二の点としては学寮の管理機構、経費負担のことがある。これらについての理念、セオリー、現状およびその対策の問題がある。これらの事柄が以前の「調査研究資料」が棚上げにされるに至った問題点である。それで、今回この点をはっきりさせておかないと前回の二の舞いになる恐れがある。今までの論議を一応まとめてみるとそのようなことなので、特に対策のところでは今後どうするかということを重点に検討してはどうかと考える。なお、各大学が学寮に対して緊急な問題を抱えているかどうかを調べてみることは必要と思われる。極めて大づかみにい

えば、学寮の基本問題、管理機構、経費負担等の問題が主要な論点であり、その理念と現実と対策の検討ということが当面の課題ということになる。それで、これらの作業の進め方であるが、学寮に関する小委員会のようなものをつくって細かく検討し、問題点が出てきたところで全体で協議するというようなことにしてはどうか。

以上の提言に続いて更に次のような意見交換が行われた。

- 一番問題なのは学寮のあり方という基本問題である。この点をはっきりすれば管理や経費の問題もおのずから明らかになる。
- もう一つの大事な問題は学寮の入退寮権の問題である。学生だけで入寮選考をしていると誰が寮に入っているのか分らなくなる。入退寮の決定権と炊夫の公務員化と光熱水料の負担区分の問題の3者が学寮の管理運営上の中核的な問題である。これらについての考え方ははっきりさせないと解決がつかない。
- 前回の「調査研究資料」が棚上げになった理由は分ったが、学寮の居住条件を整備すべきであるということになると、受益者負担が高むことになる。しかし、学生は寮の経費負担を上げるなどいっている。寮の居住条件をよくするために学生に高負担させるということを経済協会の立場で表明すると、大学現場では困ることになる。しかし、学生の負担を低くした方がよいということになると大学が寮に金をつぎこんでもよいかという議論になる。そここのところがはっきりすれば小委員会としても検討することができるが、そうでないと二律背反になって中途半端な結論しか出せないことになる。学寮の校費負担については以前に出された学徒厚生審議会の答申に細

かい基準が示されている。これと対比すると学寮の現状は悪い条件になっている。これが改善されないと学寮運営はむずかしい。

- 学寮問題に経験あるベテランに検討をまかせたいということなので、教員委員、専門委員の方々で46年の「調査研究資料」の修正版の叩き台の草案を作って貰えると有難い。この草案は委員の方々が見たいと考える方向でまとめてくれればよい。仮に流産の危険性があっても勉強にはなる。余り考え過ぎないで前向きに進んで貰いたい。
- 本日は大づかみな話であったが、その間のつながり等を考えてまとめてほしい。二律背反やホットな問題があることを前提に問題を整理して頂いて、それに基づいて協議を進めて行くことにしたい。
- 本日出席の委員には新しい学長も多く、学生部長を経験された学長もおられるので、46年の「調査研究資料」を一度お目通し願ったうえ2月初め頃にもう一度合同会議を開いて協議してはどうか。もう一回全体で論議した方が小委員会としても検討作業が進めやすいのではないかと。
- そういう方向で処理したい。なお、本日のいろいろな意見が出たが、その議事要録をできるだけ早くまとめて1月半ば頃にお送りしご参考に供することにしたい。その上で再度集まって討議したい。
- 46年の「調査研究資料」の内容のよい点、まずい点を指摘して論議すると能率的と思われる。
- この学寮問題については、筑波方式の新しい寮も出来たという事態もあり、また学生の気分も以前と変ってきたという事情もあり、一方総会からの検討要望もあったことでもあ

るので早急に検討に着手し、できれば来年の6月の総会に何らかの報告ができるよう作業を進めてほしい。

- 小委員会のメンバーに誰がなるにせよ、第3、第4両常置委員会の委員の方々のコンセンサスがないと小委員会は苦勞する。46年当時と状況が変わってきたということであるなら、46年の「調査研究資料」を各大学の学生部の人達に検討して貰って意見を聴取すると参考になる。
- 学寮問題について、執行権をもつ学長の立場から執行上困る点を指摘して貰えると参考になる。

概ね以上のような意見交換のち広根委員長より次のような結びの言葉が述べられた。

この学寮問題については二律背反の点やホットな問題などが絡んでいるが、それらの具体的なことは46年の「調査研究資料」に大部分含まれているので、本日の意見と併せて次回までに検討おき願いたい。特にこれでは困るというような点についてお考えおき願いたい。また、各大学の実情をふまえたご意見を出して頂ければ幸いである。次回の開催時期は第4常置委員長と相談のうえ2月の初め頃に開催することにしたい。

以上で第3、第4両常置委員会の合同会議を終り、引続き各委員会それぞれの議題について協議が行われた。

2. 学生の教育研究災害補償制度について（第4常置委員会）

このことについて山岡委員長より次のとおり報告があった。

予てより本委員会で審議していた「学生の教育研究災害補償制度」の問題も、49年度から文部省の調査研究会の検討作業を経て行政ベース

の段階に移り、明年度実施を目途として具体化の一步を踏み出すことになった。これについて過般林会長より各大学長宛にこの制度の実施に協賛されるよう依頼をしたのでよろしくご了承頂きたい。本日この制度についての説明会資料をお配りしたので、これによりその内容をご承知頂きたい。

以上の報告に関連し、放射線被爆による災害に対してこの制度が適用されるかとの質問があり、これに対し委員長より、放射線被爆の問題は種々むずかしい問題があるため別途に補償制度ができており、その方で処理されることになっている旨説明があった。

3. 昭和51年度就職事務開始時期について（第3常置委員会）

このことについて広根委員長より次のとおり説明があった。

本年度の大学卒業予定者の就職事務開始時期についてはご承知のとおり二転、三転の末9月1日求人活動開始、11月1日選考開始ということになった。そのため各大学の就職問題担当の教職員の方々に大変ご迷惑をおかけした。一方、この就職問題については、本年は経済不況による大幅な求人減があり、就職難の様相を深めている。これに対し文部省その他の方面でこれの対策が検討されている情勢にあるので、本委員会としてもこれに対応するため10月初めに各国立大学に対し就職状況に関する調査を行い、実態把握に努めるとともに打開の方途を考究した。その調査の結果は去る11月総会に報告したとおりである。

本日の議題は来年度の大学卒業予定者に対する就職事務開始時期についての打合せであるが、これについては本年度のゴタゴタの轍を踏まないよう関係方面でも慎重な態度を持し、11

月中旬以降今日まで文部省、労働省等主催による懇談会が数回開かれている。それで、その事情をご承知頂くため、まず事務局の方よりその経過報告をして頂き、その上で協議をお願いしたい。

ついで事務局より、11月17日以降12月23日までの間に4回に亘って開かれた就職事務開始時期に関する懇談会の模様について概略の説明があり、現在の状況は大学団体側としては9月1日求人活動開始、10月1日選考開始の意見が大勢であり、これに対し企業側は10月1日—11月1日の意向に一致しており、このような情勢から文部省、労働省はこの両者の方針の食い違いを調整するため、9月15日—10月15日の線までとめる努力をしている段階である旨報告があった。

このような経過をふまえ国立大学側としてどのような方針を決定するかについて協議が行われ、種々意見交換ののち次のような結論となった。

- ① 国立大学としては9月1日—10月1日がよい。10月1日—11月1日は必ずしも賛成でない。
- ② 止むを得なければ9月15日—10月15日である。この線でも更に文部省に努力して貰う。
- ③ 以上は暫定措置とし、今後検討の余地を残して貰う。

(9) 就職問題懇談会議事要旨(文部省主催)

日時 昭和50年10月30日(木) 10.00~12.30
場所 文部省第4特別会議室
出席者 大学8団体、高専3団体(国立高専協会欠席)

(文部省) 十文字学生課長他1人

初めに文部省十文字学生課長より次のような挨拶があった。

10月末になり求人活動の時期が終って11月からは就職試験が開始されることになるが、この時点で各大学、高専の求人状況についてお話しを伺いたいと思う。先般ご相談のうえ実施した就職状況調査のうち、9月末現在における各大学、高専の求人申込状況についての回答が大部分集まったので、これを中間集計して昨年度の状況と対比する形でまとめてみた。それで一応この結果について説明を行ったあと、最近の求人申込状況について各団体より情報をご報告願ひ、またこのことに関してご注意頂くことがあればおきかせ願ひたい。

以上の挨拶ののち別紙「求人申込状況調査中間集計」（50.10.27現在）の内容についての説明が行われ、ついで次のような補足説明があった。

この調査結果にみられる求人倍率4.5倍（これについては求人が各大学にまたがっているため絶対数はこれよりかなり下回ると思われるが）、労働省が9月末に各地区の私立大学13校について調査した結果の求人倍率2.1倍（これは1社当り何人就職したかを踏まえた数字で確実度が高い）という点からみると、世間で大騒ぎする程の求人の落込みはないといえる。しかし、その中身についていうと、大企業の採用中止や採用減が目立ち、その反面で中小企業からの求人増が目立つという現象がみられる。

なお、昨日自民党の就職対策特別委員会が開かれたが、その際に全国中小貿易協会から、中小企業は大卒の採用を強く希望しているので大学はこれを斡旋してほしいとの話しがあった。また、商工会議所代表からは次のような話しがあった。世間では今年は就職難だといわれてい

るが、中小企業の求人需要を考えればそういうことはない。中小企業ではここ5年来、大卒を採用したいと希望しても大学側からは返事もこない。中小企業の中にも優秀な会社があり、そのような会社から大卒採用について相談があるので、全体的にこれの対応を考えて行くことにし、大学生に関しての就職特別委員会をつくり明日その第1回会合を開く。そしてその会議において①各府県の商工会議所に大卒の就職に関する相談セクションを設け、各大学から照会があったら企業調査を行うことにするとともに②中小企業の大卒受入れ体制の整備について努力することの決議をする、とのことである。明日のこの会議には私も出席するので、大学側から伝えてほしいことがあればおきかせ願ひたい。

以上大学卒業予定者の就職問題に関する当方からの情報をお伝えしたが、11月からは就職採用試験も始まるので、その採用内定状況を把握して必要な対策を考えて行きたいと思う。それではまず就職に関する最近の状況——求人伸びとか内容とか、或いはこれに対する大学としての具体的対策等について、各団体よりご報告をお願いしたい。

これについて各団体より概ね次のような報告が行われた。

（国立大学協会）文部省のこの調査結果は参考になるので、11月中旬に開催される国大協総会にこれを伝えたい。当協会としても去る10月1日付で各国立大学に対し就職状況調査を行った。現在はまだ半数程度の回収状況であるが、大体のことを申し上げると次のようなことである。今年の求人申込状況については、大企業からの採用中止や大幅な求人減、これと反対に中小企業からの求人増、それと女子学生に対する

極端な求人減などが目立ち、またこれを業種別にみると電気、化学、建設、繊維、造船関係企業などの求人減が目立ち、これに対し一部のコンピューター関係、金融関係方面等で若干求人増がみられる。このような状況の下における今後の求人の伸びの予想については「余り期待できない」というものが圧倒的に多い。

次にこのような求人状況下における学生の動向について述べると、就職相談の増加、会社訪問の活発化や、公務員、教員等の志望増加、大学院進学希望者の増加などの現象がみられ、また勉学に対する真剣さも見受けられる。なお、父兄から大学に対し就職についての問合せなども若干あった。一方、このような状況に対応する大学側の措置としては、就職説明会を積極的に開催して学生に対するインフォメーションの提供に努力するとともに中小企業への就職勧奨等の指導も行い、また特定企業に学生が集中しないよう調整を図るなどの措置を講じている。さらに求人開拓については、教官の活動、卒業生、同窓会等への協力依頼、職安との連絡強化等種々な手段を講じている。このような対策が講じられているが、今後の就職の見通しについては、就職先をえり好みしなければ大部分就職できそうであるとか、或いはかなり厳しい結果が予想されるとかいう観測をしている大学が多い。

次に今年のこのような大卒者の就職状況に対し、大学側から関係方面に要望したい事項としては次のようなことが挙げられている。最も多い意見としては ①特定大学の学生を優先採用するいわゆる指定校制をとらないでほしいという要望であり、その他 ②急激な求人減をせず長期的展望で採用計画を立ててほしい、③女子学生の採用促進について配慮してほしい、④就

職試験期日が集中しないようにしてほしい、⑤地方大学が不利にならないように配慮してほしい、など種々な要望が出されている。また、就職推薦選考時期に関する意見も数多出されており①中央雇用対策協議会の求人、選考時期の協定を厳守してほしい、②採用試験解禁以前の採用内定をやめてほしい、などの要望のほか、現行の9—11月協定の変更を求める種々の提案もあった。今回の就職状況に関する調査の中間的集計の結果は概略以上のようなことである。

(公立大学協会) これまで公立大学関係では学生の就職問題について余り深い関心を寄せていなかったが今年は熱心にやっている。各公立大学から資料を取りよせて調べた結果では、本年9月末の求人数は昨年5月末の求人数の70～80%程度となっている。学生の動向については、教員や公務員の就職希望者の増加が目立っている。しかしその採用数が少ないので学生も苦勞しているようである。学生は大部分が大企業希望なので就職も仲々むずかしいが、中小企業まで足を伸ばせば最終的には何とかなるのではないかと思われる。10月以降の求人の伸びは余り大したことはない。

(私立大学連盟) 現在の求人数は昨年の10月末に比べると3割程度少ない。今年は大企業からの求人が大幅に減少したので中小企業に就職するよう学生に対し積極的に指導し、最近になって学生も漸くその気になってきた。中小企業からの求人は例年より多いが、その中には会社の実体が不明なものもあり、その内容を調べる資料もないため学生を紹介することができない。その点から、先程話しのあった商工会議所の就職相談セクションの設置は結構なことと思う。当面の問題は学生それに教官にも、中小企業に目を向ける認識転換を図ることである。

(私立大学協会) 求人状況を全体的にみると今年较去年より3割程度減っている。理工系では4割程度の求人減であり、女子学生については更に落込んでいる。10月以降の求人の伸びは余り大したことはない。今年は大企業からの採用中止が相当あって全体に求人数が減ったため、選考基準が厳しくなった。従って就職競争が激しいため、11月中旬に内定しない者が3月卒業期まで残るのではないかと懸念される。

(私立大学懇話会) 昨年に比べ5~6割程度の求人数である。今年は大企業からの採用中止が多くみられた。そのような事情から、大企業よりも中小企業の方へ行けと言われていたが、行ってみると中小企業の態度も大分高圧的になってきている。建前論としては中小企業に目を向けるということはいいが、実際にはそれもそう容易なことではない。

(国立短大協会) 国立短大は31校で、その内訳は医療技術系が9校、図書館系が1校、工業系・文科系が21校であって、それらは大体夜間のものが多い。今年も求人の出足が悪く、大企業からの求人も減っているが、国立短大は地元就職が多いので就職難はそう深刻ではない。

(公立短大協会) 9月18日時点で調査をしたが、公立短大は学校の種別がいろいろあるので昨年に比べ求人数が上回っている所もあれば下回っている所もある。従って公立短大48校の事情はそれぞれ違う。9月18日以降少し求人が伸びていると推測されるが的確なことは分らない。

(私立短大協会) 本協会には大体425校が加盟しているが、10月15日現在で求人申込状況、昨年との比較、今年求人の多かった企業、などの事項について調査を行った。現在、回答は1/3程度で目下集計中である。現状としては今年の

求人件数は昨年の1/2くらいのものであり、現在のところ求人の伸びは止まっている。中小企業からの求人は少しふえているが、私立短大は女子が大部分で、女子学生は大企業志望が多いためその辺に問題がある。今年就職時期の協定は9-11月であるが、9月以降学生が会社訪問で動き回っている間に内々定が少し出た。また、9月中旬~10月中旬の間に採用決定が行われていて学生が会社訪問をしたら採用決定済みだと門前払いをされるというケースもあった。これは求人活動開始から選考開始までに2カ月の期間があるためこのようなことが起こるのであろうか。この期間のことは問題があるように思われる。なお、企業側の態度が一般に横柄になったような節がみられる。

(公立高専協会) 公立高専は4校であるが、今年も求人件数、求人数ともに去年の1/3くらいである。今年も現象として、9月15日とか25日とかに申込締切をしてその時点で採用を決定した会社がある。また、締切前なのに申込書類を返送してきた所もある。今年も就職難のため中小企業に就職するようと言われていたが、中小企業にも求職者が集中し、中には15~16倍もの競争率となっている所もある。しかしその一方では、会社の方で採用したい希望があっても学生の方が中小企業には入りたがらない傾向があって仲々むずかしい。なお、10月初旬以降の求人の伸びは少しずつあるが、中小企業関係からのものが多い。

(私立高専協会) 私立高専は7校で卒業予定者は少数である。全体のことはいま分らないが、自分の所の状況についていうと求人数は去年の1/3程度である。去年は5月1日求人活動開始、7月1日選考開始であったが、5月の連休明けには入社試験があり直ちに内定通知があっ

た。しかし、今年はそういうことはない。9月中に試験はしていても10月にはその結果を知らせてこない。11月にまた呼び出すとっているが、感触からして採用の可能性のある者となないものとおおよそ見当がつき、現在採用して貰えそうなのは就職希望者の1割程度である。例年就職できた会社も今年は就職希望者が殺到して、そのために採用基準のレベルが高くなった。学校側では就職希望者を割り当てて推薦しているが、そのうちどれだけの者が採用されるか。もし駄目な者が出ると、二次、三次の割りふりが大変である。昨年は企業側の協定違反で7月までに採用が決ったが、今年は9～10月の間に1割程度の内々定であって、この分では11月に降忙しくなり、かつ不安な思いがある。今年、採用内定通知が遅れているのは協定で厳しく規制しているためか、或いは企業側が早く決められない事情にあるためか。

以上で各団体からの状況報告を終り、ついで学生課長より次のように述べられた。

各団体から最近の状況を伺ったが、主な点として ①求人への伸びが少ないこと、②企業側の採用の意思表示が遅いこと、③関連して就職推薦選考時期はどのような時期が適切かということ、④各大学が学生に対し中小企業への志向転換に努力していること、などが挙げられる。以上のうち就職推薦選考時期の問題についてはできるだけ早く検討したいと思うが、一応今年の経過をみてからでないと相談の手がかりがないので、もう暫らく状況をみたいと思う。また、中小企業への志向転換の指導の問題は仲々むずかしい点があるが、今後その努力を重ねて行くより以外に現状打開の道はないように思われる。明日の商工会議所の会議で大学側の実情を伝え協力をお願いするつもりである。なお、い

わゆる指定校制の問題については、そのようなことは望ましくないということを要望しているが、この指定校制ということにもいろいろなニュアンスの差がある。問題なのは一定の大学からしか採らない、それ以外の大学の学生は一切受け付けない、というような場合であろうと思われる。

以上の説明のあと、この指定校制の問題について各団体よりその実情の紹介や意見の陳述などがあり、ついで就職事務開始時期の問題、今後の就職見通しのことなどについて概ね次のような意見交換があった。

- 昨年、就職事務開始時期を5—7月から6—7月に改めるという話があったが、学生側からは5—7月にしてほしいという要望がある。
- 今年の9—11月というのはだらだらして長過ぎる感じがある。
- 今年のことについては解禁時期の変更ということのほかには経済不況という特殊事情があったので、その適否についてはこの両面を兼合せて考えなければならない。それと、学生が大手企業に集中するので企業側には獲得競争があり、そこで選考解禁前にツバツケが行われることになった。今年の協定は、労働省側はその実績を評価しているようだが実態は乱れている。大学側では締切日を守って学生選考をして推薦しても、会社側では既に選考を終えて受け付けないというような事例があった。来年度はこのような点を是正して決めたことは守るようにしなければならない。
- 中小企業への志向転換の必要性があちこちで言われているが、学生の方は仲々動かない。結局は大企業の採用が一段落したのち就職できなかった者が中小企業に目を向けるよ

うになる。

- 今年は技術系の学生が特に苦しい。メーカー関係の求人はガタ落ちである。
- 国立大学関係では就職難のため大学院進学希望者がふえている傾向が現われており、留年者も今後出てくるのではないかとみられる。
- 留年しても来年度景気が回復しなければ求職者がふえて却って就職がむずかしくなる。
- 世上ではえり好みしなければ何とかかなと言われているが、単に求人数との関係からだけでそう言うことは実情にそぐわない。何遍受験してもはずれる者は出てくる。
- 商品取引をしている会社のうちには十分信用できないものもあるので、中小企業への就職を促進するには確実な調査資料を整備することが必要である。
- 企業の信用度を調査してインフォメーションを与えて貰うよう要請したい。
- 女子学生の就職は地域的な限定があるので余計むずかしくなる。
- 女子学生の中にも自分の能力を生かしたいという気持ちから就職を希望している者もいるので、その点を十分考慮してあつ旋の努力をする必要がある。

概ね以上のような意見交換があつたのち学生課長より、機会をみてまた会合をもちたいのでいろいろご指導を頂きたい旨の挨拶があり、閉会した。

(10) 就職問題懇談会議事要旨(文部省主催)

日時 昭和50年11月17日(月) 10.00~13.00

場所 文部省第4特別会議室

出席者 大学8団体、高専3団体(国立高専、

私立高専欠席)

(文部省) 十文字学生課長、清見課長
補佐

(労働省) 望月業務指導課長

議題 昭和52年3月卒業予定者の就職事務開始時期等について

開会に当たり文部省十文字学生課長より次のとおり挨拶があつた。

今年の「大学卒業予定者の就職事務開始時期」の決定についてはいろいろ紆余曲折があり大学側に大変迷惑をおかけした。今年も11月を迎え来年度の就職事務開始時期について検討する時期となったが、今年の協定(9月1日求人活動開始、11月1日選考開始)に基づく実施結果もほぼお分りと思うので、その問題点も提起して頂き、来年度はどのような時期にしたらよいかご協議を願いたい。

この就職事務開始時期については従来大学8団体の「7月1日以降就職事務開始、10月1日以降推薦開始」という申し合わせがあつたが、47年11月に中央雇用対策協議会(雇対協)の決議が出され、企業側は5月求人活動開始、7月選考開始という申し合わせを行つた。それが今年には種々の経緯があつて9月求人活動開始、11月選考開始ということになった。それで、この変更のことをどう考えるか、また大学8団体の協定と雇対協の決議の両者の関係をどうするかについてご意見を承りたい。

来年度の就職事務開始時期についてはできるだけ早い時期に決めたいと思うが、このことは重要な問題なので、慎重に検討し、意見がまとまったところで決定したいので忌憚のない意見をおきかせ願いたい。最初に各団体から一通りご意見を伺つて、そのあと自由討議を行うことにしたいのでよろしく願ひする。

(国立大学協会) 来年度の就職事務開始時期についてはまだ公式の検討を行っていないが、本協会が過般実施した「就職に関する状況調査」の回答の中にこの問題についての意見が多数寄せられているので、ご参考までにそれを紹介したい。この就職事務開始時期については各種の意見がみられるがその代表的な意見としては①中央雇用対策協議会の求人、選考時期申し合わせを厳守してほしい、②就職活動時期を9月—11月とすることは前期試験や卒論研究に支障があるので再考してほしい、③就職試験を11月以降の短期間で行うと学生が落ち着かず勉学に支障がある、④9月求人開始から11月選考開始まで2カ月の期間を置くことは学生に不安感、焦燥感を与えるので再考してほしい、などがある。また「採用試験解禁以前の採用内定をやめてほしい」という意見も多い。その他種々の意見が提出されており、本年の就職求人、選考時期に対して問題点があることが伺われるが、この問題については余り頻々と変更を繰り返すことは好ましくないので、従来の大学8団体の協定、或いは本年の雇対協の決議の線を中心にして検討するのがよいのではないかとと思われる。

(公立大学協会) 現在この問題について各大学に照会している段階で正確なことはいま分らないが、地域別に10大学に問合わせたところ、70%ほどは「意見なし」ということであり、一部に「昨年並み」或いは「本年どおり」という意見があった。なお、先ほどの国大協からの話しのように、11月の選考開始以前の会社訪問時に採用内定しておりながら11月に入って採用試験を行うということはやめるようにしてほしい。

(私立大学連盟) 今月の20日を目標に各大学、学生、企業等に対し次年度の就職事務開始時期についてのアンケートを行っている。20日

過ぎたらまとまった結果が出るが、特に学生の反応についていま擱んでいる点を述べると、今年度の就職事務開始時期は遅いというのが8~9割で、夏休み前がよいというのが圧倒的に多い。その理由は早く就職を決めて安心したいということであり、また早くやればあとの就職活動期間が長く取れるということである。なお、9月末の就職担当部課長の集まりで今年度の就職事務開始時期の協定の是非と次年度のこれのあり方について意見交換をしたが、その時には6—7月の線が強かった。大学の学年暦から考えると就職活動の時期は夏休み前がよいとの意見が出るのではないかと思われる。今年のように11月選考というのは、学年末試験や卒論等のこともあって学生は就職活動に専念できにくいと思われる。学生の立場を中心に考えると6—7月の線が妥当ではないかと思われる。なお、今年の9—11月というように求人活動開始から選考開始まで2カ月の期間を置くことは長過ぎる。1カ月で十分である。

(私立大学協会) たびたび就職問題会議を開いてこの問題を協議したが、今年の9—11月というやり方は極めてまずいという結論である。その理由は①11月採用試験だと学生がざわついて勉強が手につかない。特に遠隔地の大学ほどそれが著しい。また大学側としても翌年度の大学行事を控えているので11月は不適當である。②求人活動期間が9月、10月の2カ月間となったためその期間中に採用内定が行われることになった。③教育上からもこの時期は卒論を控えているので好ましくない。11月まで就職活動がズレ込むのはまずい。④女子学生の就職は男子学生の採用が決ってからというのが大企業の傾向であるので、11月選考開始では女子学生の就職はますます遅れて厳しい状況になる。

以上の諸点からして理想からいえば5—7月
或いは6—7月がよい。どうしても少し遅く
というなら7—9月というところである。

(私立大学懇話会) 14日現在で就職決定者を
調べたが、その少し前に就職担当者、学生など
を集めてこの問題についてたずねてみた。その
結果9—11月或いは5—7月等の意見があっ
た。今年は9—11月ということで1年やったが、
これを今すぐ又変えるのもどうであろうか。1
～2年やってみて、なお障害があるなら大々的
に検討することにしようか。9—10月にす
ることはできないか。

(国立短大協会) 国立短大は勤労者が多いと
いう特殊事情があるので、今年のように就職事
務開始時期が遅れても影響ないという見通しで
本年度の協定に賛成した。しかし、今年の求人
状況を見ると出足が極めて悪い。この問題につ
いては現在のところ各大学から意見をきいてい
ないが、今月末に理事会で協議することにしてい
る。

(公立短大協会) この問題については目下各
大学に照会中であるが、一部の短大の例につ
いては今年は求人件数が半減している。短大
というのは大卒者の内々の採用決定があるとそ
れが大きく響いてくる。また、採用試験が11月
というように遅くなったことは入社試験の集中
をもたらし次の機会がきかなくなる。昨年は就
職率が100%近かったが、今年はまだ30%ぐ
らいで、次の入社試験を受けたくても求人がない。
小企業からの求人はあるが、学生は大企業
の方に目を向けて小企業に就職したがない。
今年採用選考が11月に繰り下がったのは厳しい
結果を招くことになった。

(私立短大協会) 短大というのは修業年限が
2カ年であるという事情があるため、2年次早

々に就職問題に煩らわされるのはよくないとい
うことから今年の就職事務開始時期の繰り下げ
に賛成した。しかし、9月、10月の求人活動期
間に採用内定が行われ、この申し合せを企業側
が崩してしまった。今年この繰り下げを行った
のは企業側の採用計画の関係を考慮した措置で
あったと思うが、学生に安心感を与えるため
には9—10月或いは7—9月あたりがよいのでは
ないかと思われる。今年は特殊な経済事情にあ
ったということも考慮に入れなければならない
が、目下各大学に意見照会中なので、取り敢え
ずの感じを申し上げた。

(公立高専協会) 公立高専は4校と僅かな数
であって、この問題については2校が5—7月
を希望し2校が9—10月を希望している。今年
のように9—11月と求人活動期間を2カ月とす
るのは長過ぎるため大学側から早く採用決定し
てほしいとの希望があり、それで内定が早く行
われたというような話もきいている。なお、書
類提出締切を10月25日といていながら10月初
旬に締切って、あとは受付けないという会社も
あったが、決めたことは守るようにしてほしい。

各団体より概ね以上のような意見開陳があっ
たのち自由討議に移り、主に次のような意見が
述べられた。

○ 先程の各団体からのお話しによると、今年
の経験に基づく共通意見としては求人活動開
始から選考開始までの期間が2カ月というの
は長過ぎて学生が着落かないので改めた方が
よい、というのが第一点として受取れるよう
である。

○ 求人から選考まで2カ月というのは長過ぎ
るし、11月選考というのも遅すぎる。3月卒
業のためには12月までに卒業要件を整えなけ

ればならないのに、今年のように選考が11月だと特に選考に落ちた者はいつまでも就職活動が続けることになり大事な時に勉強ができなくなる。早く就職を決めてあとはゆっくりしたいというのが学生一般の考えである。

- 選考開始時期が遅いと年内に就職できない学生が相当出てくるが、年越しになると大学の方は入学試験事務に忙殺され就職の面倒まではやれなくなる。
- 今年の就職事務開始時期の協定の評価は、たまたま経済不況の時期に当たったこともあって一概にその是非を論じられないが、この問題を検討する時には現行の大学の学年暦の中でベターな時期を選ぶという考慮が必要である。その点からすれば夏休みがキーポイントになる。この時期なら勉学に支障がなく就職活動もしやすい。
- 今年の協定の評価はさまざまである。9月求人活動開始は守られたがそのあとはバラバラになった。そのため従来なかった就職事務上の悩みや学生側の悩みが出てきた。大学側にとっては会社の申込締切日が大事で、それに合わせてガイダンスを行うが、その時には既に締切ずみというような例もあり、また重複内定という事例も多く、その最終整理は大学がしなければならないので大変である。
- 中央雇用対策協議会は大学側の生（ナマ）の声をきいて協定を決めるようにしてほしい。
- 協定は本来相互の合意によるべきものである。雇う側と雇われる側とのハンデがあるかもしれないが、労働省は両者の意見を対等にきいて中をとるのか。
- 労働省としては両者の気持をきいて歩みよりで決めるのが望ましいと考えている。企業

サイドの都合もあるが大学側の希望もきいて決めたい。一方の意見で決めるのはよくないと思う。

- 大学卒業予定者の就職推薦選考時期については昭和28年頃に大学8団体の申し合せができたが、それが守られない状態が続いた。47年になって企業側の意見がまとまって中央雇用対策協議会の就職事務開始時期に関する決議が出された。この決議の内容は大学8団体協定の線と比べるとなお早期のものであったが、それまで事実上野放し状態であった求人、選考時期について企業側が自主規制したのものとして大学側もこれを評価しこれに協調することにした。ところが本年度は前年度大学卒業者の採用内定取消等の事態の発生を契機に求人、選考時期のあり方が問題となり、内定取消の事態を避けるためには求人、選考時期を遅らせた方がよいということで雇対協は大幅な時期繰り下げを決議した。その急激な変更のため今年は種々混乱を生じた。それで来年度はこれまでの大学8団体の協定の線と本年度の雇対協の決議との調整をどうするかが重要な問題となる。
- 求人、選考の時期をいつにしたらよいかということについてはこの間にどういう問題があったかを検討して基本線を出し、大学側、企業側が歩みよるようにしてなるべくすっきりきめるようにしたい。そしてなるべく早い時点で学生にガイドできるようにするのが望ましい。
- 企業側も雇ってやるのだという態度でなく学生側の都合も考慮して決めるべきである。
- これまでの大学8団体の申し合せの扱いをどうするか。今年は雇対協が9—11月の決議をしたので、従来の大学8団体の7—10月の

協定との関係が問題となった。過般国大協の会議に出席した時にもこのことが問題となったが、その際には今年の9—11月は暫定措置であるので大学8団体の協定は今年は手をつけず来年度に調整を図ると答えておいた。それとこの両者の調整については単に時期のことだけでなく大学8団体協定にいう「就職事務開始、推薦開始」の内容と雇対協決議にいう「求人活動開始、選考開始」の内容の不同性についても検討を加えて調整する必要がある。

- 47年11月に雇対協の決議が出されてから就職推薦選考時期は二本建てとなった。一昨年、昨年は5—7月ということであったので大学協定の7—10月に近づいてきたという了解で雇対協の決議を尊重してきた。しかし、今年はこの決議が9—11月に改められ従来の大学側の協定より遅い時期となった。このため大学側の協定をどう扱うのかとの疑問が出されてきた。免に角、就職事務開始時期について二つの線があるのは好ましくないので、両者の内容を一致させるか、或いは両者協同で一本の協定にするかを考えるべきであろう。
- 大学8団体の意見統一をして、もっとはっきりしたものを作る必要がある。そして雇対協の線との調整を図るべきである。
- これまでの大学協定は努力目標といわれてきたが空文化していた。それをどうするかということになると基本的に検討しなければならない。
- 協定を企業側の雇用状況と見合せて毎年決めるというのはよくない。余程のことがない限り度々変えるべきではない。
- 国大協としては卒業年次の前半は学生に落

着いて勉強させるという趣旨から就職活動は秋以降が適当ということで7—10月の線を推進してきた。しかしこの線のとおり実施されたことはないので実際にこの時期が適当であるという実証はない。それが今回企業側の意向から9—11月となって実施された結果、いろいろな意見が出てきたので、それらの問題点を十分検討して、この際大学側、企業側の一致した方針を樹立すべきである。

- 大学側の推薦、学生の会社訪問、採用選考の3者の関係をはっきりする必要がある。
- 会社説明会、会社訪問の際に選考行為が入るのは問題である。
- いっそ求人活動と選考を一元化した方がよい。
- 守られない協定では意味がない。今年は求人活動の歯止めはできたが、説明会の際に採用内定が行われ、説明会が学生の就職選択に役立てるものという趣旨が失われている。
- 就職推薦選考時期の問題を検討する際、ただ単に求人活動開始、選考開始をいつにするかという形式的なとりきめだけでなく、その両者の内容を厳密に規定しこれを厳守する措置を講ずることが必要である。
- 来年度の就職事務開始時期については文部省と労働省が話し合って決めるということだが具体的にいつ煮つまるのか。大学としてはいろいろスケジュールを立てる関係で早目に決定してほしい。
- 労働省としては年内に片づけたいと思っている。

概ね以上のような意見交換があり、そのほか関連して ①公務員試験時期の問題、②女子学生の就職状況、③中小企業への就職に関する問題（会社の実態把握の困難性、学生の認識転換

のための指導など) などについて懇談が行われた。

最後に文部省側より次のような結びの挨拶があった。

本日の話し合いの問題点をふまえて各大学、高専団体でそれぞれ検討して頂き、一方文部省側も労働省、人事院等の意見を徴したうえ、更にもう一度協議の機会をもつことにしたい。予定としては12月8日(月)を考えている。なお来年度のことについては各大学団体の意見をふまえ企業側との調整も図って、今後そう変更のないような方針をたてたいのでよろしくご協力をお願いする。

(11) 大学就職問題懇談会概要(労働省主催)

日時 昭和50年12月2日(火) 13.00~14.30

場所 労働委員会会館講堂

出席者 別添名簿のとおり

議題 大学等卒業者の選考開始時期等について

労働省望月業務指導課長司会のもとに開会。

初めに遠藤職業安定局長より次のような挨拶があった。

今年の大学等卒業者の就職選考開始時期については決定までに曲折がありご迷惑をかけた。現下の経済不況は今年は横ばい状態が続きそうだが来年は幾分上向くものと予想される。このような厳しい経済状況にも拘らず大学等卒業者の就職は各大学の努力もあって概ね良好な成績を収め得た。来年の就職問題については本年の実績をふまえ大学側、企業側一体となって好結果が得られるよう努力して頂きたい。ついでには51年度の大学等卒業者の選考開始時期のことであるが、今年のゴタゴタの原因は関係者間のコ

ミュニケーションの不足にあったと思われるので、本日忌憚ない意見を出し合って頂き、その上で中央雇用対策協議会で検討したいのでよろしくお願ひしたい。

ついで就職選考開始時期等についての懇談に入り、まず今年の協定の実施結果について、9~11月の間の求人活動の状況および11月1日以降の選考の状況についての感想の報告が行われた。

これについて各大学、高専団体から9月1日求人活動開始の線は守られ、9月以前の求人活動はほとんどなかった旨の報告があった(但し、今年はこの就職選考時期が6-7月、9-10月、9-11月と二転、三転したため、学生のガイダンスに苦勞したこと、また中小企業等ではこの趣旨が徹底せず9月以前に求人があった所もあり、大学側で協定の趣旨を説明して守って貰った、などの報告もあった)。

次に9-11月と求人活動期間を2カ月間としたことについての意見交換に移り次のような意見が述べられた。

日本経営者団体連盟：企業側の意向としては2カ月の期間は長すぎるので来年は10-11月にした方がよいという意見が多いので、日経連としても10-11月の線で進めてほしいと思う。(9-10月の意見も一部にあるとのことである)

日本商工会議所：地方の中小企業では今年の協定が徹底せず9-11月の期間に内定行為があった所もあったようだが、一般には青田買い防止に協力の姿勢であり、選考開始は遅ければ遅いほどよいというのが中小企業の態度のようである。それで来年度のことについては10-11月というなら問題はないと思う。また、求人活動期間の2カ月ということについてはもっと短い方がよいと思う。

全国中小企業団体中央会：本会は業種別の協同組合等の団体が加入しているものである。中小企業は抜けがけ的傾向があるのでよく指導をして行きたいと思っている。来年度のことについては商工会議所と概ね同意見である。

続いてこの2カ月間の期間の問題について鉄鋼連盟、銀行協会等から2カ月というのは長すぎて企業側も学生側も不安感があるので1カ月でよいとの意見が述べられた。

これに対し私大連盟から次のような意見が述べられた。

9月1日の求人活動開始は守られたが、そのあとは目茶苦茶になり11月1日選考開始は形骸化した。この点をはっきりさせないと時期についての形式的な協定をしても無意味である。今年は経済不況という特殊事情があったので、このような結果となったことは協定そのものの罪とはいえないが、いずれにしても2カ月間もあると会社訪問の際に採用行為が行われるようになるので1カ月にした方がよい。また、特に地方学生にとっては夏休みを就職活動に利用するのが便利と思われる。

来年度のことについては大学サイドの事情を理解して頂いて論じて貰いたい。最初から何月というように数字が出てくると話しにくくなる。しかし、いずれにしても2カ月は長いので1カ月でよい。或いはむしろ求人と選考を同時に実施した方がよいとも思う。企業側としては人材獲得競争は避けられないし、大学としてもなるべく早い時期に就職問題が片づいた方が都合がよいという気持はある。

このあと来年度の協定のことに関して意見交換が行われた。

これについて紙パルプ懇談会、電機工業会、化学工業協会等より10—11月がよいとの意見が

述べられ、これに対して私大関係団体より次のような意見が述べられた。

私大協会：11月選考開始というのは困る。大学の教育課程の中で11月というのは卒論をまとめる時期に当たるので支障がある。それと、求人活動が始まってから選考までに2カ月、1カ月も期間をおくことは意味がない。9月に求人と選考を一本にして実施するのがよいとの意見が圧倒的に多い。名古屋地区の大学ではこれを7月にやれとの意見もある。

私大連盟：私大協会の話のように11月選考開始は大学側としては困るので取り下げしてほしい。今年は経済不況の関係もあったが、11月選考開始だと翌年の1～2月まで残る者が出てくる。選考開始時期が早ければ不合格者の救済期間もある。学生側にとっては夏休みを就職活動に利用するのが都合がよい。特に地方学生にとってはそうである。

私大懇話会：来年度は9—10月がよい。今年のように2カ月おくことは学生側からも長すぎるとの意見がある。

私立短大協会：加盟各短大の意見は目下照会中なので私見を述べたい。この就職選考開始時期の問題については、どういう条件で決めるかということが大事である。それには会社の立場（経済見通しの下での採用計画）、大学の立場（できるだけ落着いて長い期間の教育をさせること、および就職事務の適正な遂行）、学生の立場（できるだけ学習して実力をつける、就職決定による安心感）の3者の調和のとれた時期を選ぶのが正しい措置と思われる。先程からの2カ月の期間は長すぎるという話は、これの決め方が悪いためと思う。それで、このことについては ①就職事務開始（求人申込受付、求人依頼、大学側の説明会等）、②推薦（この行為

が現行では省略されている), ③選考, という3段階を経る必要がある。一案としては①7月1日就職事務開始, ②9月1日推薦開始, ③10月1日選考開始, ということも考えられ, 二案としては ①9月1日就職事務開始, ②10月1日推薦開始, ③11月1日選考開始, ということも考えられる。この点を本質的に究明し, 文部省と労働省とがよく連携をとって行政指導を徹底するよう希望する。

ついで公務員採用試験期日との関係について人事院より次のとおり説明があった。

本年は第一次試験後3カ月後に最終合格を発表した(一次発表は7月末)。この第一次試験を民間企業の選考開始時期である11月に合わせると最終合格発表は年を越すことになる。それで各省庁での選考面接日と民間企業の選考開始期日とを合わせるようにした。この方法に対して大学側では, 学生を企業側に推薦する際公務員試験合格者は除きたいので, できれば会社訪問開始時期の9月時点で合格者を発表して貰えれば公務員志望者と会社就職希望者とを振り分けることができ好都合であるとの声がある。また, 学生側からも合格発表を遅らせることに対して苦情が出されている。しかし, 公務員試験に合格しても採用される者は半分以下である。今のところ人事院としては各省庁の選考時期と会社の選考時期とを合わせるようにしたいと考えている。

ついで来年度の協定について国大協から次のような意見が述べられた。

国大協としてはこれまで大学8団体の協定を推進してきた。これは卒業年次の学生に対し前半の期間は勉学に専念させるため就職活動は秋以降にすることが望ましいという趣旨に基づくものである。国大協としてはこの大学8団体の

協定を10数年に亘り各大学に周知徹底を図ってきたので, 国立大学としては基本的にこの趣旨を了承しているものと思う。ただ, 実際にはこの協定は企業側の青田買いによって遵守されない点があった。ところが今年は経済不況という事情もあって9—11月と大幅な繰り下げが行われた。この本年度の協定の実施に対しては, 2カ月の期間をおくのは長すぎるといった意見もかなりあり, またこの9月から11月の時期には前期試験や卒論準備等のことがあり, これらの点から9—10月がよいとか或いは10—11月がよいとかの意見も出されている。これは各大学の事情が必ずしも同一でないため, 現在のところ国立大学として具体的な一本の線がまとまっていはいないが, 秋の時期を中心として選考時期を考えるとということは国立大学の大方の考え方であると思われる。

これに続いて私大連盟より次のような発言があった。大学サイドとしては11月という点だけはぜひはずしてほしい。大学と企業との相互の接点として9—10月ということにしてほしい。11月だけをはずして貰えれば守れる協定ができるのではないかと思う。

ついで文部省学生課係官から次のような説明があった。

この間(11月17日)の就職問題懇談会でこの就職時期の問題について各大学, 高専団体と意見交換を行ったが, 最初の会合であったのでまだ意思統一というところまでは進んでいない。文部省としては大学側の意思統一を図り, その上で企業側との意見調整をしたいと考えている。来週もう一度懇談会を開く予定にしている。今のところ文部省としての見解というものはない。

このあと高校卒業者の選考時期との関係につ

いて文部省職業教育課係官から次のような説明があった。

高校卒業者の選考時期については46年度から9月11日求人活動開始、10月1日選考開始の方針で5年間やってきた。それで来年もこの線で行いたいと考えている。この方針は全国高校長協会や全国担当指導主事会議等で定着しているの
で10月1日選考開始は動かしたくないと思う。

これについて通信工業連盟、自動車産業連盟、百貨店協会等から大学卒業者と高校卒業者の選考期日がラップしても業界側として別に支障はない旨の発言があったが、証券協会、銀行協会側からは支障がある旨の発言があった。

このあと公務員試験の実施時期、合格発表時期、採用選考時期等に関し種々意見交換があった。

最後に業務指導課長から、本日は大学側と企業側との最初の顔合せであり、両者の腹藏のない意見をきくために開いた会合であって、ここで結論を出すというものではない。来年度のことは各業界、大学、人事院等と相談して全体として決めたいと考えている、と述べられ、ついで吉本審議官より、本日は初めての懇談会であったが、各位の意向に基づいて今後文部省、業界とも打合せて処置することにしたいのでよろしくお願ひしたい、と閉会の挨拶があった。

別添

大学就職問題懇談会参加団体名簿

(企業団体)

日本紡績協会	日本化学工業協会
日本鉄鋼連盟	日本電機工業会
自動車産業経営者連盟	日本機械工業連合会
日本造船工業会	日本百貨店協会
全国銀行協会連合会	日本証券業協会
日本貿易会	電気事業連合会
紙・パルプ経営者懇談会	通信工業連盟

日本経営者団体連盟
日本商工会議所

全国中小企業団体中央会

(大学団体)

国立大学協会	公立大学協会
日本私立大学連盟	日本私立大学協会
私立大学懇話会	国立短期大学協会
全国公立短期大学協会	日本私立短期大学協会
国立高等専門学校協会	公立高等専門学校協会
私立高等専門学校協会	

(12) 就職問題懇談会議事要旨(文部省主催)

日時 昭和50年12月9日(火) 13.30~15.30

場所 虎ノ門共済会館2-B会議室

出席者 大学8団体、高専3団体(私立大学懇話会、国立高専協会欠席)

(文部省) 十文字学生課長他1人

(労働省) 望月業務指導課長

議題 昭和52年3月卒業予定者の就職事務開始時期等について

初めに文部省十文字学生課長より次のとおり挨拶があった。

12月に入り今年の「大学卒業予定者の就職推薦選考時期に関する暫定協定」(9月求人活動開始、11月選考開始)の実施が一段落をつけた。それで、今年の協定の実施状況の反省に立って来年の就職事務開始時期の取決めについてご相談したいと思う。これまで就職推薦選考時期についての協定は11月に行っていたが、今年は選考開始時期が11月1日であったので、その結果をみる必要がある関係からこの打合せ会が例年より遅れることになった。しかし、年内には協定を取りまとめたのでよろしくご協力を願いたい。各大学、高専団体においてはまだこれについての正式な結論が出ていないかとも思われるが、すでに検討は行われていると思うの

で、来年度の就職事務開始時期について忌憚のない意見を述べて頂きたい。企業側の動向については労働省の望月業務指導課長より説明して頂き、大学側、企業側双方の意見の調整を図って実効のある協定ができるよう話し合いをお願いしたい。いつもの例に倣い、まず各団体からそれぞれ意見を述べて頂き、そのあと自由討議を行うことにしたい。

(国立大学協会) もう少し早い時期に内部の話し合いをして意見の取りまとめを行う予定であったが、交通ストの関係などで延びてしまい現在のところ協会としての態度はまだ決っていない。しかし、一応関係者の意見を個別的にきいた範囲では概ね次のようなことである。今年の9—11月という協定は欠点もあるが、事情がそう変化がなければもう1年くらい続けてみてはどうか、との意見が相当ある。しかしこれに対して、9月の求人活動開始から11月の選考開始まで2カ月の期間を置くことは長すぎるという意見も一方にはある。大体そのような状況であるが、本日各団体のご意見を伺いこれを持って相談のうえ方針をまとめたいと考えている。

(公立大学協会) まだ協会としての意見統一はできていない。前回(11月17日)の懇談会の経緯から、本日の段階で協会の意見をまとめておく必要があると思い、加盟大学に対しアンケートを行ったが、ストによる郵便事情の悪化のためまだ完全な回収ができていない。現在33校中12校から回答が寄せられているが、それによると現行の9—11月を妥当とするものが5校あり、その他の7校はバラバラの意見となっている。その中にはもっと早い時期(6—7月)に繰り上げてほしいという意見がある。その理由とするところは、①時期が遅くなると卒論作成

と重なり修学上好ましくない、②就職担当教職員の活動上の点からみても夏休み前がよい、③就職難の状況からしても入社試験の機会が多く持てるようにした方がよい、などによるものである。なお、9—11月と2カ月の期間を置くことに対しては、長すぎるので1カ月程度でよいという意見が多い。また、協定の内容が守られず会社訪問期間中に採用内定が行われ、協定を守ったため不利益を蒙ったという事例もあることから、選考時期を決めることに対する疑問も出されている。

(私立大学連盟) 過般実施した就職事務開始時期についての大学、学生、企業の3者に対するアンケートの集計が別紙のように出来上った。これを基に昨日加盟大学のうち28校が集まって来年度の就職事務開始時期についての意見取りまとめの打合せを行った。このアンケートの結果によると学生側は9割方6—7月案に賛成している。また、大学側としても学生の立場を考える見地から6—7月或いは5—7月とする意見が多い。しかし、一方企業側の意見は、アンケートの結果でも、また過般(12月2日)の企業側との懇談会の際にも10—11月という線が強く出されている。本来協定というものは守るべく決め、また守らねばならない。大学側は6—7月を、企業側は10—11月を主張したので、昨年のようなゴタゴタを繰り返すことになり好ましくない。それで、大学8団体の可能な範囲で妥協を図らねばならない。地方の大学などからは7月一本、9月一本等の意見が出されているが、それは兎も角として11月選考開始ということだけは避けてほしい。できれば高卒の選考開始より早目に9—10月ということにしてほしい。

(私立大学協会) 本協会の就職委員会の各委員に加盟大学の意向をまとめて貰って既に意見

がまとまっている。その結論としては、11月選考開始は絶対に困るということである。理想としては6—7月だが、少なくとも9—10月ということにして、11月というのは教育計画を阻害するので絶対に避けてほしい。諸事情を考えて9—10月が適当と考える。

(国立短大協会) 前回の懇談会の際に、本協会としてはこの問題についての調査を行い理事会で協議して意見をまとめると話したが、交通ストの関係で理事会は流れた。今回の調査の結果によると、31校中卒業年次学生が在学していない5校を除いた26校については、その殆どが9—11月に賛意を表している。今年の就職状況についていうと、11月末の就職決定状況は昨年3月末の2割程度だが、短大は遅い時期に就職決定するので、来年3月にならないとはっきりしたことは分らない。来年度の就職事務開始時期については本年どおり9—11月でよい。

(公立短大協会) この問題についてのアンケートに対して加盟48校中1/3くらいの短大から回答が寄せられている。これを集約すると大体3つの意見に分れる。すなわち、①現行どおり(9—11月)、②9—10月、③8月中に企業説明会—10月以降就職試験、の3案である。なお、このアンケートにみられる共通要望事項として、今年の11月1日選考開始では11月1日、2日に試験期日が集中し受験回数制限されるので、この試験期日の集中を避けてほしいという意見がある。この点の配慮を要望する。

(私立短大協会) 先般の労働省主催の懇談会(12月2日)の際に話したように、この就職事務開始時期の問題については文部省、大学側、労働省、企業側の4者がよく折衝して歩調を揃えることが大事である。今年の協定の決定は足並みが乱れて問題があったが、来年の協定につ

いては文部省と労働省とでよく調整して円滑に行くようにしてほしい。この問題について当協会として加盟校に対してアンケートを行ったが、現在425校中317校から回答が寄せられている。その結果によると9—10月が30.4%と最も多く、ついで6—7月が23.0%、現行の9—11月がこれに続いて20.7%となっており、その他10—11月、7—9月、5—7月などいろいろな意見が提出されている。しかし、大勢としては9—10月と6—7月の線である。これをどう決定するかまだ最終決定はしていないが、この調査結果をふまえ、それに沿うように決定することによって後日決定することになっている。なお、東京と地方とを比べると地方の大学の方が早期希望が多い。また、今年のように求人活動開始から選考開始まで2カ月の期間を置くと、その間にいわゆるツバツケが行われ、選考開始期以前に採用内定が行われるということになる。それで個人的見解としては就職推薦選考については就職事務開始(求人受付、求人依頼、大学側の学生に対する説明会等)—推薦(会社受付、会社説明会等)—選考開始、の3段階にするのがよいと思う。ただ、この就職事務開始時期については一方的に決めるべきではなく、企業、大学、学生の3者の立場を考えて調和をとる必要がある。文部省と労働省とが折衝し、また4者会談(労働省、文部省、企業、大学)を何回も開いて適正な時期を決定すべきである。

(公立高専協会) 公立高専は僅か4校と学校数は少ない。この就職事務開始時期については企業側がいう10—11月というのは遅すぎるので、昨年並みの5—7月かそれが駄目なら9—10月がよいとの意見が多い。求人受付はなるべく早い時期としたい。なお、求人の際に申込締

切を明示していないものがあり、申込んだ時には既に選考が終っていたり、も早受付けないというような事例がある。受付期限を明確にしこれを厳守するようにしてほしい。また、申込締切日と選考日までの期間は2週間ないし20日あれば足りると思うので、その点も考慮してほしい。

(私立高専協会) 私立高専は7校と学校数は少ない。今年の就職事務開始時期については、去年の5—7月は早すぎるということ、また経済不況の状況下で企業側は後半期にならないと人事計画が立ちにくいということなどから、9—11月ということに決った。そのようなことで就職事務開始時期が従来大学側が希望していた秋以降ということになったので、これを保持して行くことには賛成である。ただ、今年の9—11月だとその2カ月の間に採用内定等のことが行われるので、この期間は1カ月でよいと思う。先日の労働省主催の懇談会の際には企業側から10—11月の線が出されたが、これを変えるのはむずかしいようにも思う。求人から選考までの期間は1カ月でよいので9—10月というのがよいとも思うが、しかし企業側の都合で10—11月となるなら仕方がないと思う。

各大学・高専団体より概ね以上のような意見が述べられたのち、労働省望月業務指導課長より企業側の考え方の感触について次のような説明があった。

今日出席の大部分の方は去る12月2日の企業側との懇談会に出席されたと思うが、当日企業側から出席されたのは中央雇用対策協議会の幹事会のメンバーであって、そこでは企業側の考えとしては10—11月が適当という意見が出された。その中で自動車産業関係の方からは9—10月でよいとの意見があったが、しかし企業側の

大勢が10—11月ならそれに従うということで、全体の大勢としては10—11月ということになった。これは大学側が希望している9—10月の線と比べると1カ月のズレがある。それともう一つ、大学側が希望している9—10月にすると企業側特に金融機関、銀行、百貨店関係では高卒の採用選考とダブルという問題があり、それで9—10月というのはむずかしい事情にある。概略以上のようなことである。

このあと自由討議に移り、主に次のような意見交換があった。

- 今までの話しだと企業側と大学側との意見に隔たりがある。そこを調整しなければならない。
- 4者会談を数回やって貰うと一つの方向が見出されるのではないか。その予定があるか。
- 意見調整のため有効なら設定に協力したい。
- 中央雇用対策協議会はいつ開くのか。
- 12月12日に拡大幹事会を開き15日に総会を開く予定である。
- 15日に総会を開くとなると、そこで方針が決まりそうなので、大学側と企業側とが折衝する時間的余裕はなさそうである。企業側の大勢はほぼ決まっているようなので、大学側の意向は労働省、文部省から日経連に対して十分伝えてほしい。10—11月とした場合の被害者は学生なので、その点十分考慮してほしい。
- 話しの進み方次第では15日に決まるかどうかは分らない。一応の日程ということである。
- 大学側としては年内に決めてほしい。学生に対する就職指導のスケジュールは3年生の

後半より行われるので、昨年のように変更のためゴタゴタしないようにしてほしい。11月選考開始は大学としては教育計画上問題があるので、その点労働省の方から企業側に対し説得してほしい。なるべく早い時期によい結論が出るよう期待する。

- 企業側の大勢は10—11月ということだが9—10月は絶対駄目ということでもないようである。9月になれば企業側の人事計画も立てられる筈だから9—10月でも支障はないという点を労働省より強く押してほしい。
- 12月2日の懇談会以後企業側に接触し、また日経連等経済団体にも接触したが、10—11月の線は相当強固である。9—10月にすると銀行、百貨店関係の高卒選考とのダブリの問題が出てくる。企業側の大勢は10—11月ということである。
- 経済見通しの下での人事計画の樹立は9月でも支障はないと思われる。大学、学生側の立場もあるので9—10月としてほしい。11月選考だと入社試験日が集中して受験チャンスが少なくなるし、遅くまで採用が決定しないと学生は不安感を持って勉強が手につかなくなる。9—10月だと高卒の選考とのダブリの問題があるとのことだが、何とか調整はできないか。
- その点が企業サイドの問題点である。高卒の10月選考は変えにくい状況にある。10月に大卒と同時に選考できるかどうか。それに9—10月だと、9月は夏休みに接続しているので、不況が去ったら8月に滑りこむ心配もある。
- 高卒の選考との重複が問題となるのは主として金融機関、百貨店関係である。この前の企業側との懇談会の時には大手企業関係者ば

かり出ていたが、学生の5割は中小企業に就職するので、中小企業側の意見も聞く必要がある。高卒の選考は本来11月であり、現在の10月選考は経過措置として決められたものであるので、これを動かすことは不可能とは思えない。

- 高校の方を定着させてそれによって大学の方を動かすということはどうか。高校の方を延ばすことはできないか。
- 職業教育課の方に打診してみたが、変更はむずかしいといっている。
- 大学と高校とどちらが先というようなことはない。
- この就職問題懇談会で決めたら半恒久的な協定としたい。そのためには無理のない線で決めなければならない。それには大学側としてはギリギリ9—10月の線である。今年は4者会談も行われるようになったのでよい機会なので、適正な時期を決定したい。
- この際大所高所より総合的に判断してほしい。今までに問題点は出ているので基本的に考える時期である。その辺を含んで当局側も考慮してほしい。
- 高卒選考との重複で困るのは主に金融関係と百貨店であるので、そういう関係の所は9月中の時期を適当に分けて高卒と大卒の選考を行うようにしてはどうか。
- 高卒の選考時期を再検討してほしい。
- 企業側で大卒と高卒のウェイトを考えてやってみれば、9—10月でもできるのではないか。
- この前の12月2日の懇談会の際には高卒選考との重複のことは余り大きな問題ではなかったように思えた。
- その後各企業と接触し、10—11月を固執す

る理由を聞いた時の説明としてこの重複問題が挙げられた。雇用見通しの点からは9—10月でもそう問題はない。

- 11月に選考が始まり、これが年末まで続いて行われると、中小企業などでは雇用業務を独立で扱っている部署のない所もあるので、年末業務と重なって支障を来す所も少なくないと思われる。
- 学生としては夏休み期間中を就職活動に利用できると便利である。大学は概ね9月半ばまでは休暇中なので、9月1日から求人活動が始まれば都合がよい。
- 企業側はこの就職事務開始時期を恒久的なものにするよう大学側の事情を十分に考慮に入れてほしい。それと、高卒と大卒の選考時期の調整については文部省の方で努力し、その両面から9—10月の線が実現するよう推進してほしい。大学側の意見としてはほぼ一致しているので、あとは文部省と労働省でよく調整を図って頂きたい。
- 今のところ企業側は10—11月ということであり、大学側は9—10月を希望ということなので、この調整は文部・労働両省が誠意をもって処理して貰うより方法がない。今年の就職事務開始時期は経済不況のことと絡んだ面があるが、大学側が9—10月を希望するのは大学としての教育スケジュールの観点よりの意見であるのでその点を理解してほしい。毎年この問題を蒸し返すのでなく恒久的な一本の線を出してほしい。
- 10月選考開始がよいというのは、従来の大学協定で推薦開始を10月1日以降を目途とする、ということにしていたのとも合致するからである。
- 期間の問題が目下の焦点となっているが、

決められた協定を守ることを徹底することも大事である。

- 地方の大学からは6—7月の意見もあり、学年暦からしては妥当な時期と思う。
- 6—7月という考えは昔に逆行することになる。大学側としては青田買い防止ということで7—10月の大学協定を作った。それが今年は9—11月ということになった。6—7月というのは逆行である。
- 就職推薦選考時期は遅ければ遅いほどよいというこれまでの考えが正しかったかどうか。要は学生の勉学のスケジュールの中でいつが最もよいかということである。
- 青田買い防止を主張したのは大学である。これを自ら破ることはよく考える必要がある。
- この懇談会にはこれまで経済団体の人も出席していたが、大学、企業両方の人が出ていた方が話しが円滑に行き結論が出やすいと思う。

概ね以上のような意見交換ののち、十文字学生課長より次のような結びの言葉が述べられた。

今までの意見は十分承った。先程の話のように、この本日の意見を基に労働・文部両省で誠意をもって調整の努力をしたい。そうはいても企業側、大学側双方が守れる線が出ないと意味ない。企業側と折衝して或る線が出たら各大学団体に連絡し、もし協議する必要があるればまた集まって意思統一をしたい。

(13) 就職問題懇談会議事要旨(文部省主催)

日 時 昭和50年12月23日(火) 11.00~12.00
場 所 国立教育会館第4会議室

出席者 大学8団体、高専3団体（私立高専協会欠席）

（文部省）十文字学生課長、清見課長
補佐他1人

議 題 昭和52年3月卒業予定者の就職事務開始時期等について

開会に当たり文部省十文字学生課長より次のとおり挨拶があった。

先般来ご協議頂いている大学卒業予定者の就職事務開始時期の問題についてその後の経過については、今朝の新聞紙上でご承知のことと思うが、このような事態をふまえて大学側の意見を伺ったうえ適切に対処して行きたいと考え、本日急遽お集り頂いたわけである。

前回の会議（12月9日）において各大学団体の意見は9—10月が適当ということのように承ったが、一方企業側は10—11月の線を打出している。それで去る12月12日開催の中央雇用対策協議会の拡大幹事会に出席して、大学側としては企業側が考えている11月1日選考開始という案は ①学生の卒論作成等の時期に重なり勉学上支障が多いこと、また ②年が明けると大学側では入試業務等で多忙となるため就職問題はきでるだけ年内に解決しなければならない事情があること、などの点から不適當である旨を述べ考慮方を要請した。しかし企業側は ①採用見通しの点から選考開始時期は遅ければ遅いほどよいということ、また ②10月選考開始とすると高卒者の選考時期と重なるので具合が悪いこと、などの点から大学側が希望する9—10月の線には同意せず、結局結論が出ないまま文部省と労働省の調整にまかせるということになった。

それで文部省としては、大学側と企業側の意見が折り合わないと迷惑するのは学生であり、

また大学としても困ることになるので、来年度の就職事務開始時期についてはよく調整して大学側、企業側双方が守れるもの、いつまでも続けられるものを定める必要があると考え、双方が折り合える折衷案として9月15日—10月15日の案を労働省側に伝えた。労働省はそれを受けて企業側にこれを伝えて打診の努力をしたが、15日開催の中央雇用対策協議会総会までに遂に調整がつかなかった。それでこの問題は総会に持ち越しとなったが、総会で結論を出すというルールはないので私は当日出席しなかった。15日の総会では結局結論を出さず22日にもう一度総会を開くことになり、それまでの1週間の間に更に調整を図るということになった。それで先程の9.15—10.15の線で労働省も努力を重ねたが、総会当日の22日に至るまで遂に調整がつかなかった。そのような事情からこの日も私は総会に出席しなかったが、総会終了後労働省より、総会で企業側は10.1—11.1の線を決定したとの連絡があった。これの詳しい中身を紹介すると、企業側の出席は32団体で、そのうち10—11月案賛成が27団体、9.15—10.15案賛成が2団体、どちらでもよいが3団体ということで、結論として51年度の措置として10—11月ということに決定された。なお、52年度以降については中卒、高卒の選考時期を含めて再検討するというので、この10—11月の協定は51年度の暫定措置ということである。そのほか公務員試験の合格発表については人事院はこれを10月31日以前に行うということになった。

この51年度の就職事務開始時期の協定について、企業側はあらゆる手段を講じて各企業体にこれを守らせる努力をするということであるが、文部省としては企業側、大学側双方が守れる協定がよいと思うので、企業側が大学側の意

「内外の大学間との交流」というものを入れ、これを会則に載せることを総会にかける必要があるかもしれない。ただ、西独の場合もフランスの場合も具体的な来日中の準備のことは別の委員会（招待準備委員会）を設けてこれに当たった。今後もこれはやらなければならないと思う。

- 国際交流のことにについては文部省に学術国際局ができたので、そこからいろいろな発想が出てくると思われる。国際交流には予算が伴うので国大協としては具体的なことを独自には決められないが、アイディアは出せる。しかし、予算化されなければ実現しないので、結局文部省の計画したものを受けて協力することになるのではないかと。
- 国大協としては国際交流についてのアイディアを出すのか。それとも文部省の考えたものを引受けてやるのか。
- 学術国際局ができて国際交流を推進するというなら国大協としてそれに対する要望を出して進めるべきである。文部省としてもそれを望んでいると思う。
- そうなるとその検討は小委員会ではなく第5常置全体でやった方がよいと思う。そして、具体的問題が起こった時に中心になってやる人を決めればよい。
- 一昨年の西独からの学長招待、昨年の日本からの西独学長招待の結果はどうなったか。一応報告書はそれぞれ出したが、この日独学長の国際交流が両国の大学の管理体制の上でどういう影響を与えたかの後始末は行われていない。ただ当事者が視察をしたというだけでは効果がないと思う。
- 第5常置として国際交流を主たる業務としてやって行くという切り換えを考える時期に

きているのではないかとと思われる。これまで第5常置が国際交流の問題に偏ったということではなく、経過に伴いその方向に進んで行ったということだと思う。それで、どういう交流を今後継続的にやって行くか。さしあたって来日の報告書を先方に送るということなども考えられる。

- この国際交流の結果が大学の中に定着することを考える必要がある。この事業が拡大してくると学長もその大学の意向を含んでやらなければならない。それで、教官、学生に対する理解の浸透を図る必要がある。第5常置にまかされている仕事は何か。その原点に帰って考える必要がある。
- 国大協が扱っている国際交流は学長間の交流を通じて学術の交流を活発化することである。教官の交換、在外研究員のことは学術振興会の仕事である。
- 学術国際交流の動向というようなものを学生のために作って頒布すれば、国際交流のことが大学内にかなり浸透するようになる。
- この委員会は従来留学生、外国人教師、在外研究員等について意見を出してきた。そのような性格の機関であって、執行面のことは文部省や学術振興会の所管に属することである。
- 文部省が国際交流についてどう考えているかをキャッチしながら進めた方がよい。その方が考えがまとまりやすい。
- 学長間の交流は学長個人の問題でなく大学の代表者ということなので、交流の結果を基にそれをさらに発展させる役割をもつものと思われる。その意味で本委員会としては単に報告をするだけでなく、その成果が各大学に浸透するような活動が必要と思われる。

常置は「大学間の協力」を担当するという
ことであったが、これは国内についてだけで
なく国外も含むということであった。その後
実際に外国との交流問題が出てきたので、第5
常置でこれを扱うようになった。

- 本委員会としては「大学間の協力」を担当
事項としていたが、その後国際情勢の変化も
あって外国との関係のある問題に集中するよ
うになり、留学生問題、単位互換制の問題、
非常勤講師の問題等を取扱っている中に西独
との国際交流の問題が出てきた。
- そのような経過で最近では国際関係のことが
中心となっているが、国内の大学間協力につ
いて現在特に問題がなければ国際問題に集中
しても差支えないのではないかと。ただ、この
国際問題を扱う場合、第5常置でやるよりも
小委員会でやった方がよいのかどうか。また
小委員会でやるとした場合に西独、フランス、
その他についてそれぞれ個別に設ける方がよ
いのかどうか。このことについてはどこの国
を相手にどのような問題を取り上げるか、そ
の問題点がはっきりしないと考えようがない。
- 第5常置本来の仕事を考え直す必要があるか
もしれない。西独のほか諸外国との恒常的な
交流を続けるとなると何をやることになる
か。学術関係のことは学術振興会で扱うとな
ると国大協の国際交流の範囲は限られること
になる。資料の交換というようなことになれば
小委員会が担当しそこで研究することも考
えられる。もう一つ根本的な問題として第5
常置が本来取り上げるべき調査研究課題は何
かということがある。その本来の線を堅持し
ながらその時々国際交流問題を取り上げる
ということであろう。

○ 今後国際交流はふえてくる。そうなるとこ
の問題を扱う委員会が他になければ、第5常
置でこれを扱うのは自然であるが、この国際
交流が今後拡大してくると5~6人の小委員
会でまとめられるかどうか疑問である。委員
会全体としてケースバイケースで当たった方
がよいのではないかと。

○ 資料の交換なら事務的にでも処理できる
が、何を促進するかとなると問題を絞りにく
い。その必要性がはっきりするまで暫らくフ
リートーキングをしてはどうか。来年はAA
諸国から学長を招待する話があるが、AA諸
国だと学長会議みたいな団体がなく個々の大
学が中心となる。それを一々相手にして折衝
するのは大変である。まず第5常置で全体的
に考えて、その上で必要に応じ小委員会を設
けることにしてはどうか。

○ AA諸国からの招待のコンタクトの方法は
文部省の方で判っていると思う。国大協とし
ては招待の実施面のことを引受ければよいの
であってコンタクトをする必要はない。た
だ、この国際交流の問題についてはその範疇
がはっきりしない点がある。今回の「学長の
国際交流に関する要望書」でもこの点がはっ
きりしていない。この際、抜本的にそのあり
方を検討する必要があるのではないかと。

○ 文部省は西独、フランスの次にアジア諸国
から招待するという考えだが、どこの国を呼
ぶかについては相談があることと思う。昨年
の西独との国際交流は国大協がイニシアチブ
をとり文部省がこれに協力した。今年のフラ
ンスとの国際交流は文部省が計画し国大協は
これに協力する立場であった。そのようなこ
とで今後は両者が協力しないとこの事業はで
きない。それで第5常置の担当事項の中に

の役員選挙についての運動が盛んで、会議全体を通じてまとまりのない印象を受けた。

この会議にたまたま昨年来日された西独学長の6人の中の3人(クーネルト女史、ニーダーレンダー学長、イッセルハルト学長)が出席しており、いろいろ意見交換を行なったが、その際クーネルト女史から日独間の恒常的な情報交換を考えてほしいとの要請があった。それで帰国したらその問題を第5常置で協議しようと考えた次第である。

次に今回のフランス学長の来日のことについて概略ご報告したい。予定どおり3名の学長(夫人同伴1人)が9月21日に来日され、爾後10月7日までの17日間に10大学(内私大2校)および関係機関等を視察訪問し、各大学ではいろいろ懇談が行われた。帰国前日の10月6日には国大協主催で締めくくりの懇談会を学士会館で開催した。出席者は国大協からは林会長、岡本副会長のほか招待準備委員会委員である佐々木、三輪、井上の各委員および私が出席した。公・私立大学関係では都立大学、成蹊大学、東海大学の関係者、それに学術振興会理事長も出席し、文部省からは木田学術国際局長以下関係官が多数出席された。懇談は2時間余りに亘ったが、この内容は速記録にしていずれ国大協「会報」に載せる予定である。また、今回のフランス学長団の来日の成果については井上委員にそのまともをお願いしてある。その他これについての残務は本委員会では処理することにしている。なお、フランス側は今回の招待に対し来年或いは再来年に日本の学長を招待するとの意向を伝えてきている。そしてこの招待のことについてはパリにある「大学の国際交流促進のための機関」の担当官タトニー氏とも連絡をとって進めるとのことであった。

以上のように一連の国際交流が行われているので、この際国大協としてこれの促進を図るための委員会を作ることを考えてはどうかと思料し、そのことをご協議頂くことにしたわけである。

議 事

◎ 西独大学等との連絡組織、方法について

以上の委員長からの説明を基に次のような意見交換が行われた。

- 本日の議題には西独大学との交流とあるが文部省では来年はAA諸国から招待する計画があるようにきいている。そうなるとその度毎に委員会をつくることになるのか。
- 第5常置の中にそのための小委員会を設けることも考えられる。交流の範囲が拡大してくればそのための特別委員会を新たに設置することも考えられるが、さしあたっては第5常置の中に小委員会を設けてこれを担当するという方法もある。
- 将来諸外国との学長の国際交流が行われるようになれば適当な人達に頼んで小委員会をつくり、この事業がさらに規模が拡大してきたら国大協として適当な組織を考えるようにしてはどうか。
- もともと第5常置は国際交流が本務でなく「大学間の協力」ということが担当事項であった。しかしそのうちに留学生問題などが出てきて、これは他の委員会とは余り関係がないということから第5常置でこれを取りあげるようになり、さらに外国人教師や在外研究員等の問題も取扱うようになった。そして大学間の国際交流ということも自然と本委員会が引受けるようになった。
- 各常置委員会の担当事項については46年度の理事会で検討したことがある。その時第5

今年のように二転、三転というようなことのないようにしたい。

- 今年、高卒の選考時期を含めて検討されることと思っていたが、高校の方は据え置きとなっている。両者を含めて考え直してほしい。
- 折衝の結果或る線が決ったらどうこう言うことはしない。
- 組織の下部では9—10月でもなお不満だという空気がある。それで、もし10—11月ということになる混雑が起こる恐れもあるが、最終的に出た結論には従いたいと思う。
概ね以上のような意見交換ののち学生課長より、十分意見を承ったのでそれに従って努力したい旨の挨拶があり、閉会した。

(14) 第5常置委員会議事要録

日時 昭和50年11月11日(火) 10.00~12.00

場所 国立大学協会会議室

出席者 後藤委員長

大原、玉山、坂本、佐々木、都築、水戸部、桜場、石塚、井上、西沢、勝木、柿本各委員

白倉、新堀各専門委員

後藤委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、今回新たに委員に就任された石塚名古屋大学長と都築一橋大学教授の紹介があり、ついで次のような挨拶があった。

本日の議題は予めご通知したように「西独大学等との連絡組織、方法について」ということであるが、このことについてご協議頂くことになった経緯について一言申し上げたい。一昨年西独からの招待により国大協から6名の学長等が訪独したことを契機として、昨年はこちらに対する返礼としてわが国の方で西独学長6名を招

待することになり、日独両国学長の国際交流が行われるようになった。そして今年文部省を通じフランス学長の招待が行われ、これに対しフランス側は明年または明後年に日本側の学長を招待する約束を伝えてきている。このように学長の国際交流は漸次進展をみせているが、この相互招待をその場限りの視察だけに終らせず継続的に情報、資料等の交換を図り、相互間の学術文化の交流を一層深めて行くことが必要と思われる。このことについて先般西独学長の一部の方達より要請があったので、これをどういう組織、どのような方法で行なったらよいかということになり、本日そのことについてご協議頂くことにしたわけである。なお、この西独学長からの要請は、去る8月モスクワにおいて開かれた国際大学協会の総会にわれわれが出席した際に話し合われたものである。それでご参考までにその総会の模様について概略ご報告をしたい。

国際大学協会は大学の国際協力を目的として1950年に設立され、現在約700団体が加入している。総会は5年毎に開かれ、1965年には日本で開催され、70年にはカナダのモントリオールで、そして今回はモスクワで開催された。今回の会期は8月19日から25日までの7日間で、471大学が参加し1,000名以上の参加者があった。日本からは国公立を含め19大学(内国立大学は6大学)が参加した。今回の総会のテーマは「21世紀のための高等教育」ということで、会場はモスクワ大学の講堂と教室が当てられた。今回の会議全体の空気についていうと、参加大学の中には先進国と開発途上国があり、また自由主義国と社会主義国があり、これらの間の意見の相違が目立った。そのようなこともあって開会当初から、最終日に行われる会長、理事等

今年の場合のような取りつけ騒ぎなどないようにしたい。

(私立大学懇話会) この懇談会の意見としては一応9—10月ということであるが、それに対して企業側は10—11月の線を出している。この就職事務開始時期についてはできるだけ早く決定してほしいが、両者の妥協が困難なら、まず大学側だけでも意見をまとめて、それによって文部省があっせんの手をとりようにしてほしい。

(国立短大協会) 前回の会議で述べたように理事会は1月になったが、アンケートの結果では本年どおりの9—11月賛成が31校中26校である。会長校の意見としてはこのアンケートの意見の範囲内で調整して貰えればよいと思っている。

(公立短大協会) 加盟校48校に対してアンケートをしたが、そのうち35校より回答があった。それによると本年どおり9—11月賛成が19校、9—10月の意見が11校、あとの5校はバラバラの意見である。要するに9—11月あるいは9—10月なら公立短大としては問題ないと思う。

(私立短大協会) 前回にも報告したようにアンケートの結果では60%が9—10月の意見である。10—11月ということには問題があるような気がする。ただ短大の場合、特に地方の短大では高卒者採用のあとで短大卒の採用が行われる例が多いので、高卒の選考時期10月ということとの問題が絡む。その点もふまえて年が明けてから検討したいと思っている。文部省の調整努力の結果どういふ結論となるか分らないが、できるだけ9—10月とすることが望ましいと考えている。

(国立高専協会) 全体的な意見としては9—

10月とか10—11月とかいうよりも5月1日求人開始が望ましいと思っている。ただ、このような情勢なので9—10月でも10—11月でもどちらでもよいと思っている。

(公立高専協会) 極力9—10月の線でまとめてほしい。

各団体より概ね以上のような意見開陳があったのち自由討議に移り、主に次のような意見が述べられた。

- 4者会談(文部省、労働省、大学側、企業側)でよく話し合って調和のとれた協定を作ることが大事であるとの持論であるが、兎に角経済団体と文部省、労働省とでよく折衝して頂きたい。私大側の空気としては10—11月案に対しては猛烈な反対がある点を考慮し人事を尽してほしい。
- 文部省の調整工作がうまくいかなかったのは労働省との間のことではなくて企業側との間のこととなると、経済団体と直接交渉しなければ打開の道がないということか。
- 労働省としてはできるだけやってくれたと思う。これ以上は無理とも思える。
- 大学側と企業側との線の間に1ヵ月のズレがあるが、今後の折衝でこれが詰められるか。年度内の3月末までに決めればよいとの意見もあったが、12月中旬に3年次の学生にガイダンスをしなければならない。折衝によって変更し得る可能性がなさそうとの判断ならば10—11月を守ってもよい。今後好転の見通しはあるのか。中央雇用対策協議会で決めればそのとおりにになってしまうのではないか。
- 努力の余地はあると思う。しかし、年内は予算関係のことがあって時間的余裕がないので、年が明けてからの折衝となろう。遅くとも年度内には決着をつけたいと思っている。

向をきかないで決定したのは残念なことと思う。しかし諦めずに今後更に調整の努力をしたい。この問題は早く取り決める必要があるが、年内に調整できなければ年が明けてからも努力を続けたい。それで取敢えず現時点で大学側の意見をきき、それをふまえて調整に立ち向いたいと思う。以上のような経過であるので忌憚のないご意見を伺いたい。

これについて各団体よりそれぞれ次のような意見陳述があった。

(国立大学協会) この就職事務開始時期についての正式決定を行う機会が遅れているが、関係委員会の各委員の意向を個別的に打診したところでは10月を中心とした時期を考えているものが多い。本年どおり9—11月でよいという意見が相当あり、また9—10月、10—11月がよいとの意見もある。そのほか夏休中の7—8月が勉学上の支障が少ないので適当であるとか、11月選考開始は卒論作成の関係や就職試験の受験チャンス減少などの点から好ましくないとする意見なども若干ある。しかし大方は10月を中心とした時期がよいということのように推察される。なお、本協会としての正式な統一意見は来る25日の委員会で決定することになっている。

(公立大学協会) 公立大学は33校あり、この就職時期の問題について意見を求めたところ約 $\frac{1}{3}$ は本年どおり9—11月でよいということである。あとの $\frac{2}{3}$ はもっと早い時期がよいという意見であるが、その内容は6—7月とか、夏休中とか、あるいは9—11月とかいろいろあってバラバラである。なお、求人活動開始から選考開始までの期間が2ヵ月というのは長すぎるという意見が多い。また、今年どおり9—11月でよいという意見の中にも、9月は前期試験の関係があり、11月は卒論の関係があつて、学業との関

係を心配する向きもあり、どうしても9—11月でという積極論はない。各大学の意向調査の結果は以上のとおりであるが、正式な機関的意思決定はしていないし、それをする予定もない。

(私立大学連盟) 前回の会議で、大学8団体がこの会議の場で意思統一をして今年のような混乱を起こさせないようにするということから9—10月という線を出した。ただ、企業側が10—11月という線を出しているためこの大学側の意見が通る可能性は半々なので、これの調整を文部省にお願いした。われわれとしては9—10月を希望するが、文部省が提案している9.15—10.15でも止むを得ないと思っている。来年の1月に評議会を開いて最終的結論を出すことにしている。地方の大学からは種々の意見が提出されているが、今日ここでそれらのものを持ち出そうとは考えていない。ただあくまでも今後の進め方において学生が混乱を起こさないようにということを念願する。仮に10—11月ということに決っても加盟校が理解して賛成すれば問題ないが、これを指導する段階で納得が得られないと協定が守りにくくなる。いずれにしても1月にならないとはっきりしたことは分らないが、今のところは9—10月を希望する。

(私立大学協会) 本協会では昨年全国協議会を開き、109校が集まってこの就職時期の問題についての意思統一を行った。その結論は、あくまでも9—10月ということであり、11月は絶対困るということである。そのようなことから、昨日の中央雇用対策協議会総会での決定は保留ということにして、時間をかけても文部省と労働省で調整を図って貰いたい。もし9—10月ということがどうしても不可能なら9.15—10.15でも止むを得ないと思う。年度内に決まればよいので時間をかけて努力して、一度決まったら

- 学長間の交流は大学の管理運営面のことが中心になる。このような制度の問題は視察や懇談をしたからといってすぐ実施面に反映できないが、自然の積み重ねで漸次改善に役立って行く。例えば学長間の交流が学生の国際交流を活発にする機縁にもなる。学長間相互の交流があったからといってすぐ成果を期待するのは無理である。
- 大学の制度は急には変らない。しかし、この学長の国際交流がその場その場で終らず継続的に行われるよう政府にも要望して積み重ねができるようにすべきである。
- 学長の国際交流は主として大学の管理運営面に関することが主題となるが、しかしそれ以外の面でも収穫はある。
- これまでの西独やフランスとの学長の交流は偶然的な要素から決められたようであるが、その相手国を決めることは本委員会からも発議できるのではないか。こういう問題についてどこの国と交流をしたいということは言えるのではないか。文部省の決めたものを下請けするのではなく、こちらからも積極的に意見を述べられるような体制をつくる必要があるのではないか。
- これまでのことは偶然的な事情に左右された点が多かったが、今後は国大協の方から考えを出して要求して実現を図ることが望ましい。
- 学長間の国際交流は長い間の積み重ねで効果が出てくる。すぐ目に見えるものが現われていなくても、例えば留学生が海外に留学した時に学長交流があった大学ではこれの受入れに理解がある筈である。長い目でみる必要がある。
- 今回来日のフランス学長との懇談会を開い

た際にグルノーブル大学のステイフ学長から、日本からも研究生がきているが派遣ルートが違い、また留学期間延長手続も違っていて煩雑なので文部省、国大協で協力して派遣方法の簡素化を図ってほしいと提言があった。この点受入れ大学でも困惑している模様である。また、質の悪い学生もいるということも言っていた。

- 単位互換を取り交している大学からの留学生の単位認定の仕方に苦労した。外国大学のインフォメーションのまとまった整理ができると見当が付きやすい。

このあと、この単位の問題、在外研究員の派遣人員、期間等に関する問題について意見が交されたのち、委員長より次のような提言があった。

この学長の国際交流の問題については、文部省に学術国際局が設けられたので、同局の方からこれに関する考えをきく必要があると思われる。また、只今論議のあった在外研究員に関する問題についても文部省の考え方をききたいと思う。については次回委員会には文部省の関係官を招いて説明をきくということにしたいと思う。

なお、明日開催される総会への報告については、次のようなことにしてはいかがかと考える。すなわち、第5常置としてはこれまでの国内交流の問題から国際交流の方向に進んできたが、今後のあり方として国際交流を主要な仕事とするという考えで進んで行きたい。また、目下懸案となっている交流を行なった海外の大学との連携のことについては、当面資料の交換、インフォメーションの送付などのことを考えていきたい。概略以上のような趣旨の報告としたいがこれでよろしいか。

以上の提案を了承したのち、さらに次のような点について意見や要望があった。

- 短期の在外研究員というのは余り効果はない。もし単に見聞を拓めるためだけなら、大学以下の教員がやっているようなチームによる短期海外視察の方法を考えてみてはどうか。そうでもしないと大学教員は高校教員等よりも海外出張の機会が少なくなる（この問題は今後の検討課題に加えることにした）。
- アジア、アフリカ地域の大学や学生は日本の事情がよく分らないので、留学生がきても教育指導がむずかしい。これの解決のためにはインフォメーションを与えることが必要だが、相互の学長、指導教官等の交流を図ればさらに教育効果が上ると思われるので、そのことを要望してほしい。
- 非常勤講師に関することであるが、行政機関関係の人を講師としてよぶ場合、土曜日の午後ならよいが平日は駄目とのことで都合の悪い点があるので、この点について国大協から要望してほしい。

以上で協議を終り、最後に委員長より次のとおり結びの言葉が述べられた。

先程述べたように、今回は文部省より関係官を招いて国際交流の構想、計画などをきいて懇談をしたい。開催期日は1月16日（金）13.00よりとする。なお、私の学長任期は1月26日に終るので、次回の委員会において次期委員長の選出を行ないたい。次期委員長には残任期間勤めて頂くことになるのでお含みおき願いたい。

(15) 大学格差問題特別委員会議事要録

日 時 昭和50年10月3日（金）13.00～16.30
場 所 国立大学協会会議室

出席者 水戸部委員長

玉山、石原、岡本、北村、桜場、芦田
各委員

下沢専門委員

水戸部委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のとおり挨拶があった。

大学格差問題についてこれまで第1常置委員会格差是正小委員会作成の報告書を基に数回にわたり検討を重ね、前回の委員会において、これまでの論議をふまえて本特別委員会としての「格差是正に関する報告書」の素案をまとめることを専門委員の方々に依頼した。その後、下沢専門委員が中心となってこの作業を進められ、このたびその素案が作成されたので、本日その報告書（案）を紹介してご意見を伺うこととしたい。

ついで前回（5月26日）の議事要録の朗読があり、これを承認したのち議事に入った。

議 事

◎ 大学格差問題について

このことについて委員長より次のとおり述べられた。

先程朗読した議事要録にもあるように、この大学格差問題については種々議論があったが、この問題の検討資料となっていた第1常置小委員会作成の「格差是正に関する報告書」の最後の部分に「格差是正のための提案のまとめ」が提示されているので、この点を中心に検討して本委員会としての意見をまとめることとし、その素案が9月末に下沢専門委員のもとでまとめられたので、まずその作成の経緯について同専門委員より説明を伺うことにしたい。

これについて下沢専門委員より概ね次のとおり説明があった。

5月末に開かれた前回の委員会以後、当委員

会でのこれまでの論議をふまえて報告書のとりまとめにかかったが、これまでの論議の過程で特に教育系大学・学部と教養部の両者の扱いのことが問題となっていたので、教育系大学・学部の問題については小松専門委員より資料の提供を受け、また教養部の問題については東大教養学部の小野教授と相談するなどして検討を行ってきた。それをふまえて第1常置小委員会の報告書にこれをどう組み入れるか考えたが、これは仲々むずかしい点があって困ったが、この大学間格差是正の構想の元になるのは第1常置小委員会の報告書であるので、これまでの本委員会での諸意見に基づいてこの報告書の内容について修正、変更する個所があるかどうかを検討してみた。それで気がついたことは、これまで「格差」ということを言うとき「大学間格差」のことを専ら考えて学部間、学部内、地域間での格差ということが余り念頭になかった。それで、その点を明らかにする必要があると思い、まず「格差」とは何かということ「まえがき」の冒頭で述べてはどうかと考えた。しかし、これをただ抽象的に説明しただけでは格差の実態が十分明らかにならないので、これを具体的な「金(かね)」の面から捉えて説明することを考えた。この点、資料不足で明確な数字を示せない個所もあるが、兎に角このような考えから「まえがき」の部分を前報告書より大幅に変更した。その他の項目については、本委員会での諸意見を基に若干の修正、補足等を行ったが、全体の流れとしては前報告書と大差はない。その修正、補足の主要な点について述べると、前述の教育系大学・学部、教養部に関する問題および地域間格差の問題などで、そのほか実験・非実験学科の問題についても若干筆を加えた。なお、今回新たに加えた4「教育系大学

・学部の諸問題」については教大協のレポートを参考にしてこれを短く圧縮して記述したものである。また5「教養部の諸問題」については東大教養学部の小野教授の意見を参酌してまとめたものである。以上のようなことで各項目の部分を修正、補足し、最後の「まとめ」については、前報告書と若干プリンシプルが変わった点もあるので、それを加味してやや詳しく記述した。大体以上がこの報告書(案)の作成の経過である。

以上の経過説明ののち報告書(案)の内容の検討に入り、同報告書(案)を項目毎に朗読しつつ意見交換を行った。その主要意見を摘記すると以下のとおりである。

- ◎ 「まえがき」の前文について
- 先程の経過説明で述べた大学格差の実情を予算の「金額」の面から示すことについては、これを厳密に表示することはむずかしい点があり、この点の説明にはもう一工夫が必要であるとの意見があったので、その辺のことについてのご意見を伺いたい。
- ここでの予算額の数字面からの格差の説明は余り機械的に過ぎて意味がないのではないか。
- 研究組織の規模の大きい大学や附置研究所の多い大学では研究費が当然多くなるので、大学に配分される予算額の差で単純に格差を論ずることはできない。
- 「金額」の数字を使用して格差を実証しようとするのは種々な点から無理があると思われるので、この個所は抽象的な表現でよいのではないか。
- 現在の大学の組織構成に差があり過ぎることは問題があるので、格差是正のためこれを適正にする必要がある。

- 附置研究所を特定大学に集中せず地方大学にも設置するよう考えるべきである。
- ◎ 「まえがき」の1)~4)について
- この個所に先程述べられた大学の組織構成の適正化のことを織り込むとよい。
- 格差の内容を規定するのは、ここでいわれている大学の規模の大小だけかどうか一概にいえぬ。
- 大学ということではどの大学も本来同じなのに、いわれない差別をそこに設けることが「格差」ということである。
- 同じ制度の下、同じ条件の下にあるのに、予算や教官定員などの上で差があるということが「格差」ということである。
- この文章の構成は、初めの部分で世間一般が考えている格差についての考え方のことを述べ、そのあとで大学間格差の真相を説明するという仕組みになっているが、そのために世間一般の考えの方が前面に出てきて趣旨が通じにくくなっている。むしろ、われわれの立場の意見の方を概念的にまとめて前面に出すようにした方がよい。
- 実験学科と非実験学科との別による予算配分の差が大きすぎるような感がある。
- 教養部の教官当りの学生数は非常に多く、専門学部との差があり過ぎる。
- ◎ 「2. 国立大学の大学院の現状」について
- ここで問題にしてほしいのは、旧帝大・官立大以外の大学では修士課程から更に博士課程へもって行くことがなぜ出来ないか、という理由からか。連合大学院や総合大学院という方向でなく、各大学に博士課程が設置できるようにすることを検討すべきである。
- 教官スタッフの現状から、大学によっては博士課程を設けるだけの条件が整わないので連合大学院や総合大学院という構想が出てくることになる。
- ◎ 「3. 国立大学の予算算定基準等の問題点」について
- この部分に掲げてある資料の中の数字は以前のもを用いているので、いずれ調べて50年度のものに訂正する。
- ◎ 「4. 教育系大学・学部の諸問題」について
- この個所は教大協の報告書の主旨を要約して記載しているが、ここに掲げられている6項目の指摘はこのままの形でよいかどうか疑問がある。特にこの中の3. 4. 5. の各項は本報告書の主旨からすると異質に感じられる。この教育系大学・学部の問題については更に検討することにした。
- ◎ 「5. 教養部の諸問題」について
- ここに挙げられている教養部の困難点の指摘をこの報告書に盛り込んでよいかどうか若干問題がある。
- ◎ 「6. 格差是正のための提案のまとめ」について
- この提案は格差是正のための提案ということだが、内容的にみると新設大学の充実のための提案という感じがする。格差是正というよりも充実ということでよいのではないか。
- もともとはこの委員会は「新設大学拡充特別委員会」ということであった。しかし、新制大学発足後20年以上もたって新設大学というもおかしいというので「大学格差問題特別委員会」ということになった。
- 旧帝大も新設大学も同じ扱いにしてほしいという気持はあるが、両者を対置して格差を論ずるという形にする必要はないのではないか。

○ しかし対象がないと引上げられない面もある。

概ね以上のような意見交換があったのち委員長より次のような提言があった。

まだこの報報書(案)の検討が十分でないが時間の関係上本日はここまでとしたい。また本日欠席の委員の意見をきく必要がある。それでもう一度委員会を開いて検討し、文章の表現などにも修正を加え、その上でこれを総会に提出するかどうかのことについても協議したい。なお、本日の討議によってこの報告書(案)に対するご意見があれば、それを今月一杯に下沢専門委員のもとに提出して頂きたい。下沢専門委員にはご面倒でもこれをまとめて修正案を次回までに作成して頂き、これを更に検討した上で中間報告にでもしてまとめたいと思う。

この提言に対し、この程度のもので総会に提出できるか、もう少し検討の要があるのではないか、報告書を出す以上は効果のあるものにする必要がある、などの意見が出された。また、正式の報告書を出すについてはまず中間報告を出して各大学の意見を徴する慣行となっているので、そのような段階を経るとなると今度の総会には素案を各大学に照会したいという了承を得る程度になるのではないかと、この意見が述べられた。

以上の意見に基づいて委員長より更に次のとおり述べられた。

前述のようにこの報告書(案)に対する各位の意見を今月中に下沢専門委員のもとに送って頂き、それに基づいて下沢専門委員がまとめた第二次案について次回もう一度検討を行って中間報告をまとめる作業を進め、その上でこれを各大学に照会するかどうかについてもその時に協議することにした。

次回は11月11日(火)13.30より開催することとしたい。

(16) 大学格差問題特別委員会議事要録

日時 昭和50年11月11日(火)13.30~16.00

場所 国立大学協会会議室

出席者 水戸部委員長

玉山、岡本、豊田、桜場、小坂、芦田各委員

下沢、白田、小松各専門委員

水戸部委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長からつぎのとおり新委員の紹介があった。

小坂 淳夫 岡山大学

ついで、つぎのことが述べられた。

前回は10月3日に委員会を開き、下沢専門委員が中心になってまとめられた「格差是正に関する報告書(案)」について、下沢専門委員からご説明いただいたのち、各項目ごとに朗読しながら意見交換を行い、いわば第一読会を終わった。更に、文書をもって各委員に、この報告書(案)に意見があれば9月末までにお寄せいただくよう依頼しておいたところ、お手許に配付したように太田委員から意見書が寄せられた。

なお、本日は下沢専門委員から報告書(案)の修正(案)をご提出いただいたので、前回に続き第二読会ということでご検討をお願いし、できるかぎり全員の合意が得られるようご協議願いたい。

以上のような経過説明があったのち、前回(10月3日)の議事要録を朗読し、これを承認した。

つぎに、下沢専門委員から、資料「格差是正に関する報告書(案)」を基に概ねつぎのよう

な説明があった。

前回に述べられた意見をふまえて、まず「まえがき」を短く集約した。つぎに、原案では「金(かね)」のことに触れてあったが、これは省くことにした。また、2ページめ当りで、一般に言われている大学格差、学部間格差あるいは地域格差について、かなり細かく述べてあるが、これを短くし、要するにわれわれが、格差ということをもどのように考えているかということが分る程度に書き改めた。もう一つは、大学院のことについて、今年の概算要求で静岡大学、お茶の水女子大学に博士課程設置の見通しが明るくなったので、そのことを付け加えることにした。それ以外のところは、本日のご意見を伺ったうえで考え直すことにしている。

以上のような説明があったのち「格差是正に関する報告書(修正案)」の朗読があった。

これにつづいて概ねつぎのように各項目ごとの問題点を指摘しながら意見交換が行われた。

◎ まえがき

- 今日では「新制大学」という言い方それ自体に格差の感があると言える。この表現は改めなければならない。
- これは、戦前から置かれている大学と戦後に設けられた大学とを区別する意味で便宜的に使われている表現である。確かに適当な言い方ではないので、例えば、まえがきのところで注意をするなどして表現を工夫することにした。
- この報告書が来年になってから出るのであれば、その時期に合わせて文書も調えなければならないであろう。例えば、修正案の3ページ1行めの「今年度の概算要求において」以下「われわれはこれを高く評価したい。」までは省くべきであろう。

◎ 学部内格差

- 法制上で講座制と学科目制に格差があるのであれば、そのことははっきりと分りよく述べる方がよいと思う。
- 格差にはあるべき格差というものがある。ドクターあるいはマスターを持っている大学の教育体制とそうでない大学の教育体制との間には、当然の格差が起こるはずである。その格差が、あるべき格差であるのか、そうでない格差であるのか、ということがいわゆる格差の問題になると思う。その問題はどのような論理の詰め方をするのであろうか。
- その問題は、すでに厳然として存在する格差を指摘して、これは是正すべきではないか、という姿勢で進めている。
- 格差には当然あるべき格差ということがあると思うが、そのような格差もあってはいけないのか、格差とは何であるかというときに、あるべき格差でない格差があるということをも充分とらえておかなければならない。
- この課題の原点は、修士課程、博士課程は上積み部分であるとして、その土台をなす部分は同一にすべきだという思想である。
- 例えば、研究所を付置するかどうかの法制上の理由づけは何もない。これは、行政措置として設けられるのであるから、これに対する批判は行政行為に対する批判になるので、ここでは避けてある。ところが法律で保障する予算基準は何かという問題を突き詰めていくと、講座制と学科目制に格差があることが分る。これは明らかに、あるべき格差ではないので是正すべきだということである。

講座制は旧帝大と旧官立大学に置かれ、それ以外の大学には学科目制が設けられ、その学科目制の上に大学院が上積みされても、土

台となる部分は元の学科目制のままおかれていることが格差の要因になっている。

- ドクターをもっている場合、それに伴う負担や、学科目制の場合とは異なるレベルの体制の差異はありうると思う。ということは、講座制の概念の中にドクターを含むという意味を採り入れてくると、講座制と学科目制に差異があるのは当然ではないかという考えが起きてくる。講座制のある大学の学部体制と、そうでない学部レベルの体制との間に差異があるということを言うためには、講座制、学科目制の問題ではなく、別の契機が入ってくるのではなからうか。
- 学部の予算措置を、すべて現行の講座制の基準に上げよということとは言えないことではないが、それはひとまず置いて、そのこととは別に修士課程、博士課程の予算基準を設けよということをおうとするものである。現在は学部についての予算措置しかないので、大学院があっても、講座制のところは講座制、学科目制のところは学科目制の予算措置しか認められないということを主張したいのである。
- ◎ 国立大学の大学院の現状
- 30年度代に、修士課程を積み残された大学の格差はとくに大きいといえる。しかし、格差是正のために大学院を設けよという提案がよいのかどうかの問題がある。大学院を設けることが格差是正の手段であるということは、いわば物欲しげのための手段的な論理のようにとられるので、大学の発展過程に即応して大学院は置けるようにする、というプリンシプルをまず置いて、予算上は学部とは全く別の枠組みにすべきだということである。
- 講座制と学科目制との間には、予算上の差

異の外に目的、内容上の差異はないであろうか。

- 法令には、講座制は研究と教育を行う、学科目制は教育を行う、とある。
- 格差の根源はむしろそこにある。かつてはそのような定義分けの必要があったのであろうが、今日の時点では、研究を行わずして教育だけを行うことのできる大学はありえないし、その定義分けは現実にそぐわないので、それを改めない限り格差はありうることになる。研究者養成は、どこの大学にさせるかという行政面の別の問題はあるにしても、この問題は適当なところで強く指摘すべきである。
- 今や、地方大学の充実がさげばれているときでもあるので、この際に旧設大学といわゆる新設大学の格差解消の実現を強く主張すべきである。医学部について言えば、歴史の流れの中では大学の間に格差の時代があったこともあろうが、今ではすべての医学部に博士課程が置かれたので、それぞれの大学で研究者養成ができるようになった。にもかかわらず格差が現存するのは、格差をつけようとする、ある勢なり企てなりがどこかに潜在しているのではなからうか。
- ◎ 教育系大学・学部の諸問題
- 教員養成課程については、先程「教育系大学・学部の諸問題」のところで、ここでの課題に直接そぐわない部分の削除もお願いしたが、なお、教員養成課程には博士課程が置かれていないので、研究者養成はできない。仮に優れた研究者がでたにしても博士課程のある大学に採られてしまうということで、ますます格差は固定化していくことになる。
- ◎ 教養部の諸問題

- ここでは、われわれの考えだけの意見を述べることでよいのかどうか疑問である。むしろ、教養部の方の意見を十分に採入れる余地も姿勢も残しておかないと、うまくいかなくなることもあると思う。
- 教養部の問題については、外に＜教養課程に関する特別委員会＞があるのだから、この委員会では触れないことにしてはどうか。
- 専門課程の学部で学生定員を増やすことになれば、まず、その影響を受けるのは教養部である。したがって格差を論ずる場合に教養部の問題を避けるとなると別の問題がでてくると思う。少なくとも問題点は指摘しておかなければならないであろう。
- ◎ 格差是正のための提案
- この報告書では、基準の上にあらわれた格差の是正の外に、地方大学の拡充という文教政策のうえからの格差是正という提案は、国大協の立場ではできないのであろうか。
- 格差是正のための提案ということであれば、都市大学と地方大学の格差が最も大きな問題ということになる。
- 文教政策のうえからの都市大学と地方大学の格差是正という問題は、それはまず、第1常置委員会が所掌し大所高所から論ずべき課題であろう。この特別委員会は、第1常置から回付された議案を基にして、その範囲を逸脱しない方針で進めている。
- この問題は、各ブロックの学長会議あるいは全国の学部長会議も開かれているので、そちらの会議で大いに自由に論じてもらいたい。国大協としては至って素直に、誰がみても明らかに是正すべき格差だと言える問題を指摘して論ずることにしたい。この報告書が、いずれ各大学に配付された場合に誤解を

招くようなことがないように配慮すべきである。

以上のほか各項目についての具体的な文案の修正意見が交わされた。

なお、今後の作業の進め方についてつぎのことが承認された。

- ① 本日交わされた意見をふまえ、第三次案を作成する。その作業を専門委員会に一任する。
- ② 来年1月中旬に委員会を開き、最終案を審議のうえ承認が得られれば、それにより各大学の意見を求めることにする。
- ③ 各大学の意見を基に報告書を調べ、それにより来年春の国大協総会に報告する。
- ④ 明日の総会には、委員長から、報告書(案)ができた段階でそれにより各大学の意見を求めることについて承認を得ることと、各大学の協力を要請することにする。

(17) 医学教育に関する特別委員会 議事要録

日 時 昭和50年10月4日(土) 13.30~16.30

場 所 国立大学協会会議室

出席者 北村委員長

白淵, 加藤(代・粟冠), 勝木, 豊田,
吉利各委員

尾島, 中川各専門委員

北村委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長からつぎのようなあいさつが述べられた。

本日は、前回に引続き早速報告書(最終案)の検討に入るが、できれば本日をもってこの案件の審議を終りたいのでよろしく願います。

議 事

- ◎ 医学教育改革に関する調査研究報告書のま

とめについて

早速、前回は引続き「最終案」の、7-1大学院、の項から検討に入り、つぎの各項目毎に案文を朗読しながらその修正作業が行われた。

- 7-1 大学院
- 7-2 臨床研修
- 7-3 専門医の教育
- 7-4 生涯教育
- 8 研究体制と研究者の養成
- 9 医師以外の医療要員

以上のとおり協議を終り、別冊をもって当委員会の、医学教育改革に関する調査研究報告書の成案とすることが承認された。

なお、この報告書案は、印刷ができ次第全国立大学に送付し、これに対する各大学の意見を来る11月10日までに求めることになった。

(18) 図書館特別委員会議事要録

日 時 昭和50年11月6日(木) 14.30~17.00

場 所 学士会分館7号室

出席者 川上委員長

小坂、谷田、清水、田中各委員

高木、谷口、今井各臨時委員

吉田、日高、長沢、佐竹、藤井各専門委員

深川臨時専門委員

川上委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長からつぎのことが述べられた。

谷口(前)委員長の後を受けて委員長に就任した。何分にも不慣れのことであり、また本日は、はじめての会議でもあるので谷口(前)委員長にもご出席いただいた。よろしく願います。ところで、本日の議題は、(1)第二次報告(案)のまとめ、(2)51年度予算に関する要望書について、であるが、協議に入る前につぎのこ

とを報告したい。

実は、この委員会において長らく熱心にご努力いただいた佐藤仁専門委員が去る10月27日副鼻腔シュヨウのため逝去されました。ここに謹んでご報告いたします。なお、国大協としては会長から応分の弔意が表されましたので、合わせてご承知願いたい。

以上のようなあいさつと報告があったのち議事に入った。

議 事

1. 大学図書館の振興についての昭和51年度予算に関する要望書について

まず、深川臨時専門委員から、昨年提出した要望書を基にして、小委員会の51年度要望書(案)の説明があった。

これに対し若干の修正意見が交され、文案の調整および理由書の作成を作業部会に一任することとし、それをもって理事会の了承を得て総会に報告し採択されたのち、早速文部省その他の関係機関に要望することになった。

2. 大学の研究・教育に対する図書館の在り方とその改革について

初めに委員長からつぎのことが述べられた。

これについては、去る7月第二次報告(案)を各大学に送付し、意見を求めたところ、67大学から回答があり、そのうち各項目についての意見書を寄せられたのは42大学であった。これらの意見の整理には深川臨時専門委員を主査とする作業部会において、数回にわたって鋭意検討が重ねられ、原案の文章を修正することで意見の趣旨が十分汲取れるものは、そのように該当部分の修正が行われ、また、かなり基本的な事柄についての意見は、原案を単に修正するだけではその趣意を十分に生かされないもので、それらの意見は「あとがき」としてまとめ、報告

書の終りに付加えることになった。そこで、まず深川臨時専門委員から「まえがき」「あとがき」の原案などの資料を基に、一通りの説明を伺うことにしたい。

以上の提言につづいて深川臨時専門委員から、まえがき・あとがきの原案を読みながらその概要および各大学から寄せられた意見の分析などについて説明があった。

これに対しとくに意見はなかった。

つづいて深川臨時専門委員から、原案修正の資料を基に主な修正個所の説明があった。

これにつづいて修正意見が交されたのち、作業部会においてそれらの意見をふまえ、最終的な調整を行うことになった。

つぎに委員長から、午前の小委員会においては、報告書の最後に、①日米両国の大学図書館の比較、②51年度の予算に関する要望書の写しを、資料として添付したいということになったがいかがかと提案があり、とくに異議なく了承された。

以上をもって、第二次報告（案）に対する審議を終り、これをもって総会に報告することが承認された。なお、総会には深川臨時専門委員に出席を煩わし、とくに質問があればそれに答えてもらうことになった。

(19) 特別会計制度協議会議事要録

日時 昭和50年12月20日（土）13.30～16.00

場所 国立教育会館第1特別会議室

出席者 （文部省側）岩間、佐野、木田、清水
（代柏木教育施設部長）、井内、宮地
各委員

吉田、大崎、植木各専門委員

松浦人事課長その他

（国大協側）林議長、相磯、岡本、飯

島、小泉各委員

岩田、手塚、丁子各専門委員

林議長主宰のもとに開会。

初めに議長より次のことが述べられた。本日は、文部省よりの要請により臨時にお集りをお願いした。

来年度国立学校特別会計概算要求について文部省よりご説明を伺いたいが、その前に委員ならびに専門委員の異動についてご報告ならびにお諮りしたい。

(1) 国立大学協会側委員として田中佐賀大学長が去る12月15日をもって学長任期満了となったので、一橋大学の小泉学長に会長指名の委員をお願いしたのでご報告する。

(2) つぎに文部省側の人事異動により専門委員として高等教育計画課長兼務の吉田審議官と官房会計課前畑副長に専門委員をご委嘱したのでお諮りする。

これについて協議の結果、いずれも承認された。

つぎに岩間委員から、51年度概算要求もいよいよ大詰の段階にきたので、予めご相談しておきたいということで、協議会の開催をお願いした、と会議開催の趣旨が述べられたのち、議事に入った。

議 事

1. 昭和51年度概算要求について

初めに佐野委員からつぎのことが述べられた。

51年度の予算編成は、去る8月の時点で協議した内容より、その情勢は一層きびしいものになった。学年進行、附属病院の新設に伴う定員増、とくに国大協の要望である新規事項の実現は困難が予想される。今後の情勢いかんによっては学年進行の繰り延べもありうる。また、学

生当積算校費、教官当積算校費などの基準経費は全般的に抑制の方針にあるので、文部省関係だけが先に伸びることは難しい。今後の折衝は大学の特別のプロジェクトその他共通の経費を重点的に進めることになる。

以上の説明に対しつぎのような事柄について意見交換が行われた。

- 定員関係がとくに窮屈な情勢にあるので、これについてかなり重点的に注意を払い、この際は掘替措置による態勢も考えて対応しなければならなくなるであろう。
 - 定員問題については、余程の新しい試みをしない限り実現の望みは薄い。しかし、特定の大学の欠員の問題にまで話しが及ぶことのないように十分配慮しなければならない。
 - 大学生の養成ということが、国家的な計画養成がはっきりしておれば文教予算の組み方にも別の考えがでてよいのであるが、現在のところは国立の場合も教員養成以外は仲々説明が難しい。
 - 学年進行の繰り延べの問題については、二つの資格条件が充たされるものについては来年度の実現を期することになっている。その一つは、すでに各大学で実際に発足していて繰り延べが大学の運営に現実に支障を及ぼすような単位であること。もう一つは、その組織をみた以上は当然必要ということでどうしても来年度に予算措置をしなければならないものであること。
- 以上の二点が充されれば純新規で確保しなければならないと考えている。
- 学年進行には、講座の増とそれに伴う人と予算とがあるが、講座の増設そのものに触れるような方式は避けなければならない。
 - 諸般の情勢からして深刻な国家財政に直面

していることは十分に理解できる。しかし、そのために、国立大学に学ぶ者の学生生活がいろいろな面においてこれまで以上に困難な事態になるような文教政策が打出されることのないよう最善の努力はしなければならない。

その他、私学助成、地方財政との関連において、文教政策にその影響が予想されるであろう新たな問題についての意見が交わされた。

概ね以上のような事柄について意見交換が行われたのち、今後新たな問題が提起された場合には、速やかに協議会を開催し協議することになった。

2. 助教授の任命権を学長に委任することについて

このことにつき松浦人事課長よりつぎのような説明があった。

事務簡素化の観点から、助教授の任命権を学長に委任することについて、非公式に大学の意見を伺っているが、賛成の意見がかなり多い。しかし、①教授と助教授は一体となって大学の運営に当たっている。②助教授は独立して教育・研究活動の使命を担っている。③教授と助教授の区別を廃止すべきである。④教授と助教授の格差を更に大きくすることになるという感情論などから反対の意見もあるので、それらの反対意見を考慮に入れると単に事務簡素化の観点からだけで進めてよいかどうかということがあ

る。

以上の説明に対し若干の意見が交わされたのち、全くの事務簡素化という目的だけのことであれば、とくに問題はなかるうが、なお、もう少し大学側の意向を打診してみることにした。

(20) 入試改善調査委員会議事要録

日 時 昭和50年10月25日(土) 13.30~16.00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 岡本委員長

加藤, 谷田各副委員長

湊, 丸井, 佐野, 三上, 永田, 増尾,

菅, 円藤, 長瀬, 蟹江各委員

岡本委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のとおり挨拶があった。

前回の合同会議(6月9日)以降も引続いて各専門委員会でも共通第一次試験の調査研究が進められてきた。一方、本委員会が本年3月にまとめた「国立大学入試改善調査研究報告書」についての意見を求めるため、去る6月24日付で各国立大学に対しアンケート調査を行った。このアンケートの回答締切は9月30日で、現在殆どの大学から回答が寄せられている。それでこのアンケートの整理を去る10月9日開催の実施方法等調査専門委員会の際に小委員会メンバーの方々に依頼し、本日その集計資料の提出があったので、まずこのアンケート結果の報告とこれについての審議をお願いしたい。

次にこの「入試改善調査研究報告書」に対して文部省の入試改善会議から意見が寄せられているので、これについての紹介と協議をお願いしたい。そのほか本年の実施事業である試験問題実地研究に関する事および共通第一次試験に関する来年度概算要求のことなどについて説明しご意見を承ることにしたいのでよろしくお願いしたい。

議 事

1. 「国立大学入試改善調査研究報告書」に関するアンケートについて

このことについて加藤副委員長(実施方法等

調査専門委員会委員長)より次のとおり説明があった。

今回のアンケートの質問事項は7項目(10問)になっており、これについての意見を9月一杯に回答するよう国立大学長に依頼した。この回答の処理は本専門委員会の小委員会委員の方々に項目別に分担して集計して頂いた。この集計資料をもとに本日午前開催の専門委員会で討議を行った結果、細部の点は別として共通第一次試験に対する各大学の意見の大体の方向は掴むことができた。

前述のようにアンケートは7項目に分れているが、その中でこの共通第一次試験に関し最も重要な事項は第I項目である。これはこの共通第一次試験と各大学が実施する第二次試験とを組み合わせるといふ選抜方式によって、従来のいわゆる「一発勝負」の欠点が緩和され、また大学側からみた場合に従来より、より適切な入学者選抜ができるか、の2点をたずねたものである。この項目が今回のアンケートの最も基本的な部分であるが、そのほか第VII項目の「その他の意見」の所で全般的ないろいろな意見が出されている。それで、その辺を中心にしてアンケートの回答結果をご紹介したい。

項目Iの第1問では「共通第一次試験と各大学独自の第二次試験を組み合わせるといふ選抜することによって、受験生側からみた「一発勝負」の欠点を従来よりも緩和することができると考えられるか」という質問をしたが、これについては回答76大学中、大学単位での回答(65校)では肯定が33.84%、概ね肯定32.30%、概ね否定6.15%、否定7.69%、いずれとも決められない21.53%という結果となっており、肯定的なものが66.14%、否定的なものが13.84%となっている。また、これを学部単位で回答した58学部

(11校)について集計した結果についてみても、ほぼ似たような結果がみられる。

次に第2問「この入学試験方式は大学側からみた場合、従来より、より適切な入学者の選抜ができると考えられるか」の質問に対しては、肯定30.76%、概ね肯定40.00%、概ね否定1.53%、否定6.15%、いずれとも決められない21.53%となっており、肯定的なものが70.76%、否定的なものが7.68%となっている。また、これを学部単位で回答をしたものについてみてもほぼ似たような結果がみられる。

以上共通第一次試験に関して最も基本的な質問である第I項の2つの設問についてみると、各大学の反応は概ね6割以上が肯定的であり、否定的なものは1割前後ということになるとみられる。ただ、設問1および設問2を通じ態度不明のものがおのおの20%前後みられる。これらの中には条件次第では肯定に転ずる可能性のあるものも見受けられる。

以上のような次第で、総括的にはこの共通第一次試験の制度を今後もっと積極的にその具体像を求めて調査研究を重ねてよいように判断される。

以下第II項目以下の質問に対する各大学の意見を簡単に述べると次のとおりである。

- 第II項目（第二次試験のやり方、予備選抜等）：これについては大学により種々様々な意見が出されている。
- 第III項目（共通第一次試験における科目指定）：大多数が大学は科目指定を行わない方がよいとの意見である。
- 第IV項目（共通第一次試験実施に当たっての大学側の負担や障害に関して）：これについては試験実施のスケジュールについて再検討の意見や志望大学で一次、二次試験同時に

実施してはどうかとの意見や、高校側の協力を要請すべきである、などの意見がある。

- 第V項目（昨年度の実地研究の出題の内容、方式についての意見）：これについては種々の意見があるが、これは科目別研究専門委員会の担当領域のことなのでそちらの方に伝えることにする。
- 第VI項目（本年度の実地研究の成績データについての希望）：この項目についてはまだ集計ができていないが、この分はコンピューター専門委員会に特に関係する事項である。
- 第VII項目（その他の意見）：これについては種々様々な意見が提出されており検討に値する問題が多い。内容的には提案的なもの、要求的なもの、疑問を呈したもの、などがあるが、そのうち多数意見のものを挙げると次のとおりである。①I期校、II期校の一本化、②高校側の意見聴取、③共通第一次試験成績の公表、④音楽、美術等の特殊学科受験生の受験科目の軽減、⑤公・私立大学と一体で実施、⑥第二次試験のガイドラインを作れ、⑦身障者受験の検討、⑧アンケートのまとめの早期報告、などである。また質問的なものとしては ①この方法で受験地獄が果して解消するか、②大学および受験生の負担増になる、③格差の増大または固定化の心配、④高校教育の画一化の心配、⑤秘密保持、事故防止の不安、などがある。この第VII項目についての意見の中には従来当専門委員会で討議されてきた問題も多々あるが、今後検討すべき問題も多いので、今後共通第一次試験の具体化を進めて行く段階でその疑問に答える必要があると思われる。なお、このアンケートの結果はいずれ本年度の報告書に掲載されることになる。以上の説明に関連し項目Iについてまと

めを行った菅委員より次のような補足説明があった。

第Ⅰ項目の「肯否いずれとも決められない」との意見の内容は大体次の4点に要約される。すなわち①この共通第一次試験は小手先の改革で労多くして効少ないのではないか、②この制度は大学側にも受験生にも二重負担になる、③コンピューターによる大量処理方式によって試験が画一化される、④全国共通で大規模にやる必要があるか、などであって、それらの点に対する疑問から肯否いずれとも決しかねているのである。

ついで岡本委員長より更に次のとおり述べられた。

加藤副委員長より報告のあったように、共通第一次試験についての最も本質的な事項に関する第Ⅰ項目の質問に対しては概ね6～7割程度の過半数の肯定的意見が寄せられたので、今後この共通第一次試験について更に具体的な検討を進めてよいのではないかと考えられる。なお今回のアンケートの結果をみると「調査研究報告書」の内容を十分消化していない向もみられ、また本委員会としてもまだ十分検討し尽くされていない問題もあるので、機会をみて、疑問を表明された大学に対しては膝つき合せて話し合うこともできるのではないかとと思われる。そして、その結果もアンケート処理の報告の中に加えることも意味があると思う。いずれにしても65～70%が共通第一次試験の基本線に対し肯定的な意見表明があったので、今後、本年度に残された研究課題の検討と今回指摘のあった問題の検討を進めていってはどうかと考えるので、ご意見があれば伺いたい。

これについて次のような意見が出された。

○ 質問の第Ⅰ項目については2つの設問があ

るが、設問1)の方は「一発勝負」の点を強調してきているので「一発勝負」の意味の受取り方によって回答がやや不明瞭になっている点がみられる。それでむしろ、設問2)の「この方式によって従来より、より適切な入学者選抜ができるかと考えるか」に対する回答の方が意思表示がはっきり掴めるのではないかと思う。肯定意見もこの設問の方が高いので、これを基準にして考えてよいのではないか。

○ 将来残された問題としては芸術大学等の実技を主体とする学科の入学者選抜方法をどうするかの問題がある。

○ 実技を主体とする特殊大学、特殊コースの入学者選抜の場合に科目指定を認めるかどうかは研究の要がある。共通第一次試験の本質論、理念の点からは科目指定をしない方が正しいと思われるが、実際問題として検討の余地がある。

この発言に対し、特殊大学、特殊コースの受験者に対して科目指定を認めるかどうかの問題について、①これを認めると全般にこれが波及することにならないか、②第二次試験との関係が変わってくるのではないか、③共通第一次試験の趣旨に反するのではないか、などについて種々論議が交された。

このあと岡本委員長より、今回のアンケート結果に基づいて今後さらにこの共通第一次試験の具体的検討を進めて行くことについて格別のご異議もなかったので、来る10月29日開催の理事会にはその由を報告することにしたいのでご了承頂きたい、と述べられ、この議題についての審議を終った。

2. 国立大学共通第一次試験についての入試改善会議の意見について

このことについて、まず別紙「国立大学共通第一次試験について：入試改善会議50. 9.22」の朗読があったのち、谷田副委員長よりこれに関し概ね次のとおり説明があった。

文部省の「大学入学者選抜方法の改善に関する会議」（略称入試改善会議）には国・公・私立大学関係者、高等学校関係者、その他言論関係の人達が加わっているので、ここでは各方面の意見が出ている。この入試改善会議では早くより共通入試の問題を提起していたが、これの具体的検討を国大協の方で始めたので、現在はその結果待ちの態度にある。そこに今回国大協から「国立大学入試改善調査研究報告書」が発表になったので、これを受けて入試改善会議としての意見を述べたものがこの資料である。ここでは8項目に亘って意見が述べられているが、それを要約すると次のとおりである。

- ① 共通第一次試験の基本的性格について：ここでは国大協の共通第一次試験の構想は入試改善会議が考えている共通学力検査の趣旨と基本的に一致しているのでこれを推進してほしいということが述べられている。なお、ここでの（注）で述べられている「大学側と高等学校側とが緊密に協力して……」という言葉は、試験問題作成参加のことまで言っているのではなく、実施された問題の検討などによって協力するというようなことである。
- ② 共通第一次試験の実施教科、科目について：ここで入試改善会議は5教科5科目（国語は現代国語と古典I甲を合せて1科目とする）の提案をしているが、これはこれまで入試改善会議が科目数を減ずる方向で進んできた関係でこのような意見となった。また、高校での履修の度合が著しく少ない科目は出題しない方針が述べられているが、これは大学

側でもこのような科目（数学一般、基礎理科）は殆ど出題していないので現実的な配慮からそのような意見となった。また、英語の出題を英語Bとしていることについては論議もあったが、Bの範囲内で基本的な問題を出せばAを履修した者でも解答できるとの意見によってそのようなことになった。

- ③ 各大学の行う第二次試験のあり方について：第二次試験については実施科目が少ないことが望ましいが、直ちに一律にするというわけにもいかない事情がある。共通第一次試験を実施してその信頼度が分ってくれば、第二次試験の科目も漸次減るであろうという考えが述べてある。
- ④ 共通第一次試験の結果の利用について：共通第一次試験の結果は総合判定の一資料として活用されるのが本旨であるが、共通第一次試験の成績からして合格の可能性のないと認められる者については、共通第一次試験の結果によって予備選抜（足切り）を行うことも一概に否定し得ないとの意見が述べられている。しかし、これを実施するについては慎重な配慮が必要であることが付言されている。
- ⑤ 実施機関について：共通第一次試験の実施機関として入試センター（仮称）の設置を構想するに当たっては共通第一次試験の信頼性向上のために研究面の充実に重きを置くようにとの提言とともに、その運営面について高校等の意見も反映できる協議の場を考慮する必要がある旨が述べられている。
- ⑥ 公・私立大学の参加について：共通学力検査は国公私立大学を通じて実施されることが望ましいが、現時点において直ちに国公私立大学全体を通じて実施を考えることは無理であるとの考えが述べられている。この共通第

一次試験は目下は国立大学自体の問題として取り上げられているが、そのことによって公、私立大学を閉め出すことのないようにとのことである。なお、公立大学関係では共通学力検査に参加したい希望が強い。

- ⑦ 国立大学入試期日の一元化との関連について：国立大学の入試期日の一元化については、入試改善会議は共通第一次試験と関連させて行うことが望ましいとしている。ただここで、共通第一次試験の結果等を活用して志願者の第二志望を生かす方策のことや、予備選抜によって不合格になった者が他大学の第二次試験を受験できるような方法を考慮するよう述べられているが、これにはいろいろ微妙な問題が絡んでくる。これは入試期の一元化によって受験チャンスが1回になることに対する緩和策であって高校側からの希望に基づくものであるが、予備選抜の不合格者を他大学を受験させることも問題があり、また予備選抜に合格して第二次試験で不合格になった者の処置のことも問題となる。次に入学定員の一定数を留保しておいて改めて選抜を行うこと(第二次募集的なもの)も提案されているが、これを現実に行うとなるとその方法にいろいろむずかしい点があると思われる。

- ⑧ 実施期日について：国立大学の入試期が一元化されれば各大学の入学試験は現在の3月3日（I期校試験日）より遅らせることも可能となる。それで、入試改善会議では入試期一元化を前提にして共通第一次試験の実施期日は、高校における授業の状況を考慮し2月上旬とすることが適当であるとしている。

以上が国立大学共通第一次試験に対する入試改善会議からの意見の概要である。私共は個人的な資格でこの入試改善会議に加わっている

が、国大協の入試改善調査委員会の調査研究結果に対する意見聴取の一つとしてこの意見を取次いだものである。なお、この意見は公表的なものではなく、入試改善調査委員会への申入れの形のものであるのでご了承いただきたい。

以上の説明に対し、①公、私立大学の共通第一次試験への参加の問題、②共通第一次試験の実施教科、科目の問題、③実施機関の構成の問題、などについて種々意見交換が行われた。

3. 国立大学共通第一次試験に関する昭和51年度概算要求について

このことについて岡本委員長より別紙資料に基づき次のとおり説明があった。

この「共通第一次試験に関する51年度概算要求」は、国立大学共通第一次試験について国大協の方針が決定された場合における予算措置に遺漏のないようにするため、文部省が8月末に行う昭和51年度概算要求において、とりあえず共通第一次試験の推進に必要な経費を要求したものである。

一方、国大協における共通第一次試験に関する調査研究は、49年度の調査研究報告書に対する各大学の意見を照会している段階であり、そのアンケートの結果をみないことには来年度の事業内容を決められない状況にある。しかし、この時点で来年度における何らかの予算措置を講じておかなければならない事情もあるので、一応このような概算要求案を作ってみた。なおこの概算要求の内容に関しては、今秋に開催される国大協総会における決定を俟って、予算編成の過程において決定方針に即するよう修正を行うことになっている。そのようなことで、この概算要求案は過般（8月12日）の理事会で承認を得たが、その計画の内容を紹介すると以下のとおりである。

実施する事業の内容としては、①共通第一次試験に関する準備調査(実地研究を含む)、②共通第一次試験に関する大学、高校等に対する周知徹底、③大学入試の改善に関する調査研究、などであって、従来と特に変わったところはない。ただ、この事業を実施するために国大協の意向により特定の大学に附設する「国立大学入試改善調査施設」というものを設け、そこで上述の事項の調査研究とともに国立大学入試センター(仮称)の創設に関する準備調査も行うことにしており、それらの調査研究のための所要人員、経費等を見積っている。なお、この調査施設は、国大協の意向によって入試センターが創設されるような場合には、そのまま入試センターに移行するということになっている。

一応来年度の概算要求として以上のような内容のものを考えているが、先程も述べたように国大協の総会の意向により予算編成の過程で修正を図ることもあり得るものであるので、よろしくご了承頂きたい。

ついで加藤副委員長より次のような補足説明があった。

この国立大学共通第一次試験に関する調査研究は、48年度以降国大協が文部省から調査費を貰って研究を進めてきた。しかし、この調査研究が進むにつれ国大協の事務スタッフでは荷が重すぎるので、本年4月からは関係大学に入学主幹等の職員が配置され、特別会計予算によって事務運営が行われるようになった。それでいろいろ調査事務等も行われるようになったが、この研究が更に具体的に進み入試センターの具体像などを詰めてゆくとなると、現在の入学主幹等だけの陣容では処理し切れなくなる。それで、今回のような調査施設が必要になると考えられる。この調査施設における事業の中身につ

いては、現在の調査研究の継続発展ということでは問題はないと思われる。なお、この調査施設については、共通第一次試験が実施されるようになった場合には入試センターに移行するという意思表示がされているが、今回のアンケート結果からその心証が得られるかどうか。

以上の説明ののち意見交換があり、この概算要求案の内容について現状に即するよう若干の字句修正を施してこれを承認し、これを更に次回理事会に諮ることとした。

このあと、来る11月23~24日の両日実施の試験問題実地研究の準備状況について東大入学主幹室係員より報告が行われた。また、これに関連して加藤実施方法等調査専門委員会委員長より、実地研究実施当日は同専門委員会小委員会の委員は昨年の場合と同様、中央試験実施本部に詰め、各地区試験実施本部への指示、連絡等の運營業務に当って貰いたい旨依頼があった。

(21) 実施方法等調査専門委員会議事要録

日時 昭和50年10月9日(木) 10.00~14.30
場所 学士会分館8号室
出席者 岡本入試改善調査委員会委員長、谷田
同副委員長
加藤委員長
田中、帷子、湊、清水、川村、丸井、
永田、秋田、細川、菅、上垣内、長瀬
各委員

加藤委員長主宰のもとに開会。

開会に当たり委員長から次のとおり述べられた。

本委員会の本年度の作業として共通第一次試験の実施方法上のいくつかの問題の検討が残されているが、これの検討については先般各大学

に照会した「国立大学入試改善調査研究報告書についてのアンケート」の結果を照合して検討した方が効果的と考え、今日まで会議開催を見合せてきた。このアンケートの回答期限は9月末日となっており今日までに71大学から回答が寄せられたので、本日はまず ①このアンケートの回答をどのように処理するか、ということを討議し、ついで ②残されている研究課題の検作作業をどう進めて行くか、について協議することとしたい。一方、本年度の重要な実施事業である「試験問題実地研究」（11月23～24日実施）の準備はその後順調に進んでいるが、その経過の概要をご報告し、これについてのご意見なども伺いたい。なお、来る11月12～13日に国大協の総会が開かれるが、その際にこの共通第一次試験の問題について状況報告をしなければならぬので、その日程に合わせて作業を進めたいと考えている。以上の点をご了承頂いてこれから協議に入りたいが、その前に過般（9月26日）行われた共通第一次試験に関しての日教組との懇談の様態について岡本入試改善調査委員会委員長からご報告をお願いしたい。

ついで、岡本委員長より懇談の様態について概略次のとおり報告があった。

日教組の意見として、大学入試改善のためには大学は収容能力を大幅に増大させる、大学間格差をなくする、などの抜本的改革に取り組むべきであるとの提案や、高校教師の意見をはじめ各界各層からの意見もひろく聞きながら作業を進めるべきであるとの要望などがあった。これに対してわれわれとしては、抜本的改革のことを念頭においていないわけではないが、これを早急に行うことは困難であるので、当面は現状を少しでも改善して行きたいとの意図からこの共通第一次試験の調査研究を進めているこ

と、また高校側その他の意見を徴することについては過般の「調査研究報告書についての説明懇談会」でも高校側の意見を徴した、今後も高校をはじめ各層の意見を十分に聞きたい、現在は各国立大学の意見をアンケートによって聴取している、などを回答した。

以上の報告に続いて加藤委員長より次のような補足があった。

日教組としては共通第一次試験の中身については特に意見はなかったが、この取り上げ方について、例えばその実施機関として入試センターが設置された場合、国の統制強化につながるのではないかと懸念が表明された。これに対してわれわれとしては、入試センターは国大協直接のものではないが、その管理運営は国立大学の責任の下に行われる性格のものである点を強調しておいた。

議 事

1. 試験問題実地研究について

堀津東大入学主幹から、来る11月23～24日両日に実施される試験問題実地研究の準備状況について、試験問題作成、受験者申込状況、試験場設定と受験者の配分、等について経過報告があり、ついで別紙資料「監督者要領」、「受験者の心得」、「受験者に対するアンケート調査票」についてそれぞれその内容の説明があった。

これらの資料について討議の結果、資料4「受験者の心得」の内容について一部修正を行った。また資料5「アンケート調査票」については、英語の聴解力テストの扱いに関して若干の論議があり、この点については英語の科目別研究専門委員会と連絡のうえ処理することとした。

2. アンケート回答の処理の方法について

加藤委員長から、このことについては小委員会のメンバーが分担してその検討に当たり、こ

れを10月25日開催の委員会に持ち寄って討議し、さらにこれを同日午後開催の入試改善調査委員会にかけたうえ10月29日の理事会に結果報告したい旨発言があり、これを了承した。

(委員会閉会后小委員会メンバーでアンケート回答の検討の分担について協議の結果、設問別に取りまとめることとし次のとおり決定した。設問1＝菅委員、設問2＝湊委員、設問3＝丸井委員、設問4＝永田委員、設問5＝長瀬委員、設問6＝小野委員、設問7＝川村委員、細川委員)

3. 本年度に残された研究課題について

このことについて加藤委員長より次のように述べられた。

本年度においてさらに詰めなければならない実施方法上の研究課題として次の5つのものが挙げられている。すなわち①出題内容と形式、②一次試験と二次試験の有機的組合せ、③事故処理問題、④居住地受験のための試験場設定、⑤入試センターの具体的内容(各大学の事務機構も含む)等であるが、このうち①は主として科目別研究専門委員会の担当事項であり、④については東大入学主幹の方である程度検討が進んでいる。その他③と⑤も事務レベルの作業との関連が深いので、本委員会としてはまず②の「共通第一次試験と各大学が実施する第二次試験との有効な組合せ」の問題から討議することとしたい。

これについて各委員から共通第一次試験、第二次試験のおおのの性格やあり方、共通第一次試験の利用方法や第二次試験との組合せ方等について種々意見の開陳があり、またいくつかの大学で行われている「実地研究の試験成績の分析」の紹介などがあった。なお、これに関連して第二次試験の意義として挙げられている適

性判断の「適性」の語の解釈の問題について種々論議があった。

このあと加藤委員長から、この一次、二次の組合せの問題についてはまず小委員会で詰めて行くことになるが、他の委員の方々もこれについての意見を提出して頂きたい、と述べられ、これを1週間以内に東大入学主幹宛に提出することとした。

その他、今回実施する実地研究について各大学ができるだけこれに参加することが望ましいとの意見があり、このことについては来る11月6日開催の地区試験実施委員会委員長会議で何らかの形(実施時の見学を含む)で各地区内の国立大学関係者の参加を図ることを提案することとした。

今回は10月25日(土)10.00より開催することとした。

(22) 実施方法等調査専門委員会議事要録

日時 昭和50年10月25日(土)10.00~13.00

場所 国立大学協会会議室

出席者 (入試改善調査委員会)

岡本委員長、谷田副委員長

(実施方法等調査専門委員会)

加藤委員長

田中、帷子、湊、丸井、三上、永田、

秋田、菅、上垣内、長瀬各委員

加藤委員長主宰のもとに開会。

開会に当たり委員長から、午前中この委員会において過日のアンケートに対する回答を概略まとめ、午後行われる親委員会(入試改善調査委員会)に報告したい旨述べられ、記憶を新たにするため前回10月9日の本委員会の議事要録の朗読が求められた。

(10月9日の実施方法調査専門委員会議事要録朗読。)

委員長から、設問Ⅵ担当の小野委員は本日欠席で、後日書面にて報告するとのことであったが、この設問の回答結果は本日の審議には直接関係がないようであるので支障はない旨述べられ、ついでアンケート回答状況について事務局側に照会があった。

これについて事務局長より、回答は前回までの分の後に4校、更に本日2校到着し、他に意見なし、発送済み等あり、現下のところ回答は79大学から寄せられたことになる旨報告があった。

議 事

1. 「国立大学入試改善調査研究報告書」に関するアンケートについて

① 設問Ⅰについて菅委員から詳細説明があり、その大要はつぎのとおりである。

問1) 「共通第一次試験と各大学独自の第二次試験を組合せて選抜することによって、受験生側からみた「一発勝負」の欠点を従来よりも緩和することができると考えられますか。」に対し、回答をA (yes), B (大体 yes), C (yesにもnoにも入らないもの、いろいろニュアンスの差あり), D (大体no), E(no), F (回答未着)に分けると、大学単位の回答集計では

A	B	C	D	E	F
27.7	25.9	17.3	4.9	6.2	6.2%

となり、学部単位の集計では

2.5	6.6	2.7	0.9	0.9	0%
-----	-----	-----	-----	-----	----

で合算(意味は若干明確を欠くが)して、

30.6	33.0	20.0	5.9	7.1	6.0
------	------	------	-----	-----	-----

となり、大体 yes (A+B) が6割余り、大体 no (D+E) が1割余り、その他 (C+F) が

3割たらずであった。

問2) 「この入学試験方法は大学側からみた場合、従来より、より適切な入学者の選抜ができると考えられますか」に対し

大学単位では

A	B	C	D	E	F
24.7	32.1	17.3	1.2	4.9	6.2%

学部単位では

3.3	6.7	2.1	0.8	0.7	0%
-----	-----	-----	-----	-----	----

で、総計すれば

28.0	38.8	19.4	2.1	5.6	6.2%
------	------	------	-----	-----	------

となり、yes (A+B) の概数6割余り、no(D+E) の概数1割にたらず、その他 (C+F) 3割たらずとなった。

この報告に関し、Cの分類に入るものについて若干の議論があった。

② 設問Ⅱについて、湊委員から次のとおり説明があった。

問1) 「第二次試験で、学力試験を課するとした場合、どのような教科、科目が適当と考えられますか。また、それ以外の第二次試験の方法について、どのようにお考えになりますか。」については、

「第二次試験の教科、科目に関しては受験生の入学希望学部、学科の専攻科目を中心とする。」「現行の出題科目数よりも、その数を減少することを希望している。」「共通第一次試験に出題されない科目を選ぶことも考えられる。」、また「学部の構成、更に入学試験の性質などの点よりみて(現行の通り)5教科8科目の試験が望ましい。」等の意見がある。

希望出題科目は別表の如く多岐にわたっているが、出題にあたっては次のような点に配慮が必要であるとされている。すなわち「共通第一次試験の形式がマークシート方式であるので、

第二次試験においてはこれを補う形式として記述式、例えば論文型の解答を求め、表現力、論理性、理解力などを試験する必要がある。」、一部では「可能な限り、小論文または作文を課することを考慮している。」等である。

更に「面接、実技などを行うことも配慮すべきである。」との意見もある。なお少数意見として、「共通第一次試験が行われるものとしての意見を求められる点において回答を保留した。」というものがあつた。

問2) 「共通第一次試験の成績と第二次試験の成績とをどのように組合わせて総合判定に利用されるお考えですか。」に対しては、

「1対1」、「二次に重点を置く」などの意見が出されているが、相当多くの大学においては「目下検討中」であり、一部では「当分共通第一次試験と第二次試験のそれぞれの成績を比較検討し、その相互関係を調査した上で判定する。」、あるいは「共通第一次試験の成績は選抜の補足的資料以上に利用することはできない。」との意見もある。「大学の第二次試験の方針が決定の上、慎重に検討することになるう。」との意見もあつた。

問3) 「予備選抜については、その実施および方法についてご意見があればお聞かせください。」については、

予備選抜に反対の「行わない。」、「行わないほうがよい。」、「すべきではない。」の意見、中間的な「できるだけ予備選抜への使用をさげたい。」という意見に対し、予備選抜に使用するとの意見では「その必要性は原則として各大学で行われる第二次試験において厳密な学科試験を行うにあたっての受験生の数の限度という見地から行うことが考慮される」との意見が中心になっていて、その多くは共通第一次試験の成

績によって人数を制限する方法をとるが、一部には成績の50~60%を合格とし、1科目でも30%以下であれば不合格、更に大学入学者総数の \times 倍(例えば2倍)の受験生の最低点以下を不合格にするなどの意見があつた。共通第一次試験の合格者数を入学定員の何倍にするかについては2~5倍、3倍……1.5~2倍、1.5倍等いろいろあつた。

なお少数意見として、「予備選抜に利用するかしないかはその時点で慎重に判断する。」、「検討中」、「共通第一次試験で合格を定める。」、「予備選抜で2.5倍の数をとる場合、教員養成大学ではその必要がなくなる可能性がある。」、「予備選抜の点数に偏差値を利用することを配慮したい。」等があつた。

④ 設問Ⅲについては丸井委員から次のとおり説明があつた。

「共通第一次試験の受験教科科目について指定はしないことについてご意見があればお聞かせください。」に対しては、

肯定的な「科目の指定を行わないことが妥当である。」、「指定すべきでない。」、「指定の必要はない。」、「意見なし。」の意見がほぼ86%で、反対の指定の希望が11%で、更に意見をさし控えたいが2校であつた。

その他として、「稍多すぎる。」、「文・理系別がよい。」、「必修全科目を。」、「社会、理科の得点の補正が必要。」、「数学一般は不適當、古典I乙が適當。」、「2、3科目のみ希望。」があつた。

④ 設問Ⅳについては永田委員から次のとおり説明があつた。

「共通第一次試験の実施にあたっては、大学側において試験の時期、試験場および試験監督業務などについての負担過重やその他の障害が

おこることも考えられます。これらについてお気付きの点がありましたらお聞かせください。」については、

1) スケジュールについては再検討を求める意見が多く寄せられている。1月下旬は種々不都合があるので、「3月(入学時期を変更し)」、「冬休みもしくはそれ以前にすべし」との意見がある。「共通第一次試験も志望大学で受験し、引続き第二次試験を行なえ」という意見、「実施は週日にすべき」との意見等があった。

2) 高等学校等の協力については、「試験場確保のため」また「監督業務にも」、「出題にも」高等学校側の協力を求むべきとの意見があり、さらに「教育委員会その他の協力も必要」との意見があった。

3) 大学側の負担について「負担過重にならないようにせよ。」、「定員増、予算措置を要求する。」、「負担増は止むを得ない。」、「負担軽減のため二重志願を許さぬ。」、「共通第一次試験の成績のよいものには第二次試験免除の提案」のような意見が出ている。

4) その他、「理科、社会の選択科目数を各1とせよ。」、「機密保持の必要」、「離島に対する配慮」、「責任態勢を明確に」、「各府県に入試センター支部を」、「具体案を作れ」、「実施に反対」の意見があった。

⑤ 設問Vについては長瀬委員から次のとおり説明があった。

「昨年度の実地研究の出題の内容、方式などについて特にご意見がありましたらお聞かせください。」に対しては、

全体の $\frac{1}{3}$ 程度が肯定的な「ほぼ妥当」、「特に意見なし。」、「更に努力を望む。」といったものであったが、多くの大学、学部はかなり批判的な意見を寄せられた。少数ながら共通第一次試

験に反対あるいは批判的という立場から意見の発表を保留された向きもあった。

一般的な批判のうち、最も多いのはマーク・シート方式による試験に関するものである。「マーク・シート法による客観テストの限界を実感する。」、「委員の努力にも拘らず問題は択一的で、偏り、断片的な知識を問うて、思考の過程を調べることができない。」、「このような出題方法で試験が継続実施されれば高校教育に悪影響を及ぼす。」、「第二次試験でその欠陥を補うとすれば多くの科目について試験を行わなければならない、二重の労力が費される。」

「異質の試験を行って補完するということは入試改善の趣旨に合うだろうか。」、「何とか第一次試験に記述的、論文的なものは加味できないか。できなれば第二次全科目はそれぞれ記述的な試験をすべきである。」等の意見があった。また「このような特別の試験法を用いるとすれば、受験生に事前に予備試験等をして練習させる必要がある。」という意見もあった。

更に「今回は委員の努力により、このような比較的良好な問題ができたが、設問の範囲が狭いため問題が類型的になり、何年もやったら種切れになりはしまいか。対策の研究を望む。」という意見も少なくなかった。

他に「問題が難しすぎる」、「難易に関して、教科間、科目間はかなりアンバランスがある。」

「問題作成委員の他に、批判委員あるいは評価委員を加えたら。」、「科目によっては高校の学習指導要領に従っていない不適當なものがある。」、「偏っている。」、「高校側の意見の聴取の必要」、その他種々の意見があり、科目別には更に細かい批判があった。

⑥ 設問VIIについては細川委員の報告書が読まれた。「その他のご意見について」に対し、

提案的意見

1. 一期校，二期校を一本化せよ。
2. 高校側の意見をよくきけ。その他。
3. 選抜方法
全員または中位以上合格者を合格させる。
一次試験と内申書で選抜。
一次と二次の成績の比率の統一。
4. 教科について
「適性検査もせよ。」、「英語の hearing は設備等で無理。」、「数学はⅡAとⅡBの共通範囲まで。」、「不受験の科目に減点を。」、「外国語に中国語，ロシア語を加えよ。」
5. 「一次試験の成績を公表すべきでない。」
「すべきである。」
6. 資格試験とせよ
7. 音楽，美術等の学科は2～3科目でよい。
8. 公，私立大学と一緒にせよ。
9. 全国を8ブロック位にわけ，各センターを作り実施する。
10. 実施は全大学一斉にすべきである。
11. 実施しながら改善せよ。

要求事項

1. 一次，二次試験の関係等二次試験のガイドラインを作れ。その他。
2. 身障者，職業科，外国人留学生に対する配慮
3. 二重出願防止策は，
4. 「再（追）試験の検討を。」、「追試反対」
5. 予備選抜するときの公表の方法の検討
6. 居住地受験をもっと調査せよ。
7. 実施時期は3月中旬に
8. 「センターの人选方法を明確に。」、「センターと大学の事務機構の整備。」
9. 「実地試験の追跡調査を望む。」、「数万

人単位の実地試験をせよ。」

10. 進学適性検査の評価と廃止の理由を明らかにせよ。
11. このアンケートのまとめの報告を早くせよ。
12. 積雪地，寒冷地に対する配慮。

疑問的事項

1. 受験地獄解消，正常化に役立たない。
2. 現行入試問題の改善が先決。
3. 社会機構の改革が先決。
4. 大学および受験生の負担増になる。
5. 格差の増大または固定化の心配。
6. 教育の画一化の心配。
7. 秘密保持，事故防止の不安。
8. 文部省の入試科目5～6教科との関係は？
9. 総定員法によって大学他部門に定員の圧迫が心配。

以上の報告後，午後の親委員会に報告すべき骨子について意見が交され，基本的問題について忌憚のない意見が交換された。

(23) 地区試験実施委員会委員長会議事要録

日 時 昭和50年11月6日（木）13.00～16.00

場 所 学生会分館8号室

出席者 （入試改善調査委員会）岡本委員長
（実施方法等調査専門委員会）

加藤委員長

湊，小野，永田，細川，菅，長瀬各委員

（コンピューター専門委員会）

小野委員長（再掲）

（地区試験実施委員長）

藝目（北海道大），大畑（帯広畜産大）
永野（東北大），秋月（弘前大），山田

(東京大), 田村(名古屋大), 上原(大阪大), 榊井代理小林(広島大), 桑田(香川大), 岡田(熊本大)各委員長

(地区事務担当責任者)

浅野, 入谷, 江田, 熊谷, 堀津, 大島, 荒木, 豊松, 古屋, 吉田, 伊東各事務官

加藤実施方法等調査専門委員会委員長主宰のもとに開会。

初めに岡本委員長から「共通第一次試験の实地研究については批判も評価もあるが、国大協としては調査研究を本来の態度とすると考える」むね、また加藤専門委員会委員長からは「本年度は実施14大学中6大学は昨年経験済みであるが、8大学は初めてなので骨が折れようがよろしく願います」むね、挨拶があった。

議 事

◎ 昭和50年度国立大学共通第一次試験实地研究の実施について

このことについて堀津東大入学主幹から次のように事務説明があった。

I 配付資料説明

1. 受験者心得に添付の地図はその受験者の該当分1葉のみを送付する。
2. 資料13(問題冊子, 解答用紙分封数表), 資料14(答案回収用封筒数表)は説明見本として関東甲信越地区用のものを本日配付してある。

II 地区試験実施委員会への連絡事項(資料11)説明

1. 送付印刷物等
 - 1) 送付印刷物等は資料11の備考欄に11月4日発送と記入されているものはすべて予定期日に発送済(一部は本11月6日午前発送済)。他は本日引渡し。

- 2) 地区別試験室割当表, 受験者名簿は各地区4部で, 1地区に2委員会の所は, 1委員会2部ずつとなる。

- 3) 答案回収用封筒は本年度初めて作ったものである。(実物呈示)

- 4) 分封用封筒中解答用紙用は, 解答用紙返送用に再使用する(実物呈示)。

- 5) 受験票の予備が不足の場合はゼロックス複写で作製されたい。

2. 一般的事項

- 1) 試験場立看板は「国立大学協会共通第一次試験实地研究〇〇地区試験場」とする。ただし, 地区試験場の表示は受験者への通知の文言どおりとする。

- 2) 聴解力テスト用カセットは本日お渡しする。

- 3) 問題訂正は本部から電話連絡するが, 事前に判明したものは文書により連絡する。

3. 試験実施の時間的説明(資料3, 監督者要領による)

- 1) マークシートはB4判で同じ時間に使用するものは印刷の色を変えてある。

- 2) 2頁3の1の「所定の時刻, 場所」は地区ごとに定める。

- 3) 3頁の5の6の「当日の全部の」を「その」と訂正。「絶対に」を削る。

- 4) 4頁4の「ナイフ」は「鉛筆削り」を意味する。

- 5) 4頁8の「地区試験実施本部」とあるのは, 地区実施本部を置いていない実施校にあっては地区本部の分室と読みかえる。

- 6) 受験者退出の項(16, 28, 41, 58)の「上記第15(27, 40, 57)項の」とある

部分はそれぞれ「14 (26, 39, 56) 項」
と改める。

- 7) 6頁28の「そのあとで用便を許しても
よいがその前に」を削る。9頁の58も同
じ。
- 8) 7頁, 34, 35 (8頁51, 52) を入れ替
える。35項の別封筒には印刷がない。
- 9) 数学一般, 基礎理科学科選択者は問題冊子
解答用紙を予め差し替えておく必要があ
る。
なお, この2科目の採点はコンピュー
ター処理をしない。
- 10) 答案回収は番号順に並べる必要はない。

上記の説明についての質疑応答の中には次の
ようなものがあつた。

- 報道関係による試験場室内の撮影は各大学
の入試時の慣行によるが, 試験開始前までと
する。受験者が解答用紙に受験番号を記入す
る時点などがよいであろう。
- 報道関係に対し受験者の高校名は発表しな
いことにするが, 高校数, 受験者数は発表し
て差支えない。
- 報道関係者等に試験問題を渡すのは当日の
試験終了後とする。
- 聴解力テストにおける「特別の場合」につ
いては各地区本部で判断する。
- 問題冊子, 解答用紙の配布, 回収の方法は
各大学の入試慣行に従うが, 答案の回収は受
験者退出前が望ましい。
- 解答用紙を予めクリップ等でまとめること
は避けた方がよい。昨年度はコンピューター
処理の際随分解答用紙のつかえ(jam)があつ
た。傷がつかない方法でまとめるのはよい。
- 受験者に対するアンケートの調査票は試験

場で回収してほしい。

- 未使用解答用紙はすべて中央実施本部に返
送することになっている。

このあと豊松広島大学入学主幹から, 聴解力
テスト用カセットの始めの所に吹き込んである
音質音量テスト用部分の再生試験が行われた。

ついで全体的なことについて懇談があり, 次
のような話題が提出された。

- 試験問題作成者は54大学にわたっている
が, それぞれの所属大学から手当が出せるよ
うにする。
- 今度の実地研究についての他大学よりの見
学申込等に対しては各地区で適当に処理され
たい。ただ, 旅費は出所がないので参加大学
の負担となる。

受験者の成績について, 各科目別最高点,
最低点, 平均点, 標準偏差と個人科目別成績
を知らせることをなるべく年内にしてほし
い。——(回答)昨年は1月8日に知らせた。
年内といっても年末になったのでは意味がな
いので, 遅くとも12月20日頃までにまとめな
ければならない。一応そういうことで努力し
てみる。

- 昨年の実地研究と本年度の大学入試との関
係を国大協で総合的に調査して貰いたい。一
一(回答)各大学入試受験者の中から実地研
究受験者を知ることが手続的に面倒なところ
がある。
- 数千人対象の実地研究から30万人以上の本
番にいきなり飛躍して大丈夫か。もう少し大
規模な実地研究をしてみる必要はないか。
- 過般実施された「入試改善調査研究報告書
についてのアンケート」には「一発勝負の緩
和に役立つか」とか「より適切な選抜ができ
ると思うか」とかいう解釈に苦しむ用語が使

われているが、用語は厳密なものにしてほしい。

このあと加藤専門委員会委員長から過般各大学に対して実施したアンケートの結果について概略の報告があり、最後に岡本委員長から次のような閉会の挨拶があった。

この国立大学入試改善の調査研究は国大協の仕事として大きすぎるが、そういつまでも調査

を続けるわけにもいかないので、無理のない時点で報告書をまとめ上げたい。まだ残されている問題はあるが、過般高校長会と話しあってみて、高校側の共通入試に対する期待が予想より遙かに大きいことを知った。それらの点からもこの共通第一次試験の調査研究は有意義な仕事と思われるので、引き続きご協力をお願いします。

窓

生物材料の神秘さ

木は暮しの中で欠くことのできない大切な材料であるにもかかわらず、その優秀性を数量的に証明することは難しい。なぜなら、居住性能に必要な熱とか音とか振動とかいった物性のどの項目をとり出して試験してみても、ほかの材料に比べて、平均して3位か5位くらいのところに位置していて、最上位を占めるものがない。つまり優秀さの決め手になるようなデータは出てこないからである。

そのうえ性能の経年変化も直線的ではない。強度についていえば、木は切り倒されてのち2、3百年くらいまでの間は、曲げ強さや硬度がじわじわあがって、3割くらいも上昇する。この時期を過ぎてのち弱くなり始めるので1300年経った法隆寺の古い柱は、新しいヒノキの柱と同じ強さになっている。「亀の甲より年の功」といった言葉のあてはまる生きものの材料だから、縦軸式評価法で優秀さを証明することは一層難しいのである。

だが評価の見方を変えて、各項目ごとのバランスがうまくとれている、という横軸式の評価法をとると、木はきわめて秀れた材料ということになる。絹やもめんも同様に生物材料だから、これもまた木によく似ている。物理・化学的な試験では、どの項目も最上位にはならないが、「ふうあい」までも含めた総合的な評価法をとると、最も優れた繊維であることは、長い体験を通じて誰もが知っていることである。

こうした木の厄介な評価を考えているうちに、人間の評価法の難しさに気がついた。その意味は、数学とか理科とかいう一つの軸が人間を縦割りにして、その能力が高ければ、それが優秀な人材だとみなす評価法には疑問があるということである。たしかにいまの社会では、縦割りの軸で測った上位の人たちが指導的地位を占めていることは否定できない。だが実際に世の中を動かしているのは、各軸での成績は中位でもバランスのとれた名もなき人たちではなからうか。

頭のよい人というのは、とかくくせがあって馴染みにくいものだが、バランスのとれた人は人間味豊かで親しみやすい。頭のよい人はたしかに大事ではあるが、バランスのとれた人もまた社会構成上欠くことのできない要素である。だがいまのように縦軸式評価法が幅をきかしているかぎりそういう人たちのよさは浮かんでこない。

思うに生物の社会というのは、きわめて複雑で神秘なものだから、もっと多次元の評価法でとらえないと、本当のよさは分からないのであろう。顕微鏡で木の細胞をのぞいていると、切り倒されて死んだはずの木が、なお生きものとして、そういうことをあれこれと考えさせてくれるので、楽しみはつきない。

(千葉大学工学部建築学科・教授 小原二郎)

2. 諸会合

50.10. 3	金	10時30分	図書館特別委員会作業部会	11. 6	木	10時	第6常置大学財政小委員会
10. 3	金	13時30分	大学格差問題特別委員会	11. 6	木	10時	図書館特別委員会小委員会
10. 4	土	13時30分	医学教育に関する特別委員会	11. 6	木	13時	実施方法等調査専門委員会小委員会・各地区試験実施委員長合同会議
10. 6	月	15時	フランス大学長との懇談会	11. 6	木	14時30分	図書館特別委員会
10. 7	火	10時	実施方法等調査専門委員会小委員会・コンピューター専門委員会合同会議	11. 6	木	16時	入試問題懇談会（文部省主催）
10. 9	木	10時	実施方法等調査専門委員会	11. 11	火	10時	第5常置委員会
10. 9	木	18時30分	入試問題懇談会（文部省主催）	11. 11	火	13時	大学格差問題特別委員会
10. 16	木	13時30分	コンピューター専門委員会	11. 12	水	10時	第57回総会（第1日）
10. 18	土	10時	第6常置学費小委員会	11. 13	木	10時	第57回総会（第2日）
10. 20	月	13時30分	第3常置委員会	11. 13	木	18時	幹事会
10. 22	水	10時30分	第2常置委員会小委員会	11. 14	金	10時	第24回事務連絡会議
10. 22	水	13時30分	第2常置委員会	11. 15	土	10時30分	コンピューター専門委員会
10. 25	土	10時	図書館特別委員会作業部会	11. 17	月	10時	就職問題懇談会（文部省主催）
10. 25	土	10時	実施方法等調査専門委員会	11. 19	水	11時	日教組との懇談会
10. 25	土	13時30分	入試改善調査委員会	11. 23	日	9時30分	共通第一次試験実地研究（第1日）
10. 29	水	13時30分	理事会	11. 23	日	8時30分	実施方法等調査専門委員会小委員会
10. 30	木	10時	就職問題懇談会（文部省主催）	11. 24	月	9時15分	共通第一次試験実地研究（第2日）
				11. 24	月	9時	実施方法等調査専門委員会小委員会
				12. 2	月	13時	就職問題懇談会（労働省主催）

12. 6 土 10時	図書館特別委員会作 業部会	12. 22 月 18時	図書館特別委員会作 業部会
12. 8 月 17時	災害補償制度懇談会 (学徒援護会主催)	12. 23 火 11時	就職問題懇談会 (文 部省主催)
12. 9 火 13時30分	就職問題懇談会 (文 部省主催)	12. 23 火 13時30分	実施方法等調査専門 委員会小委員会
12. 12 金 10時	理事会	12. 25 木 13時	第3・第4常置委員 会合同会議
12. 19 金 12時	大学格差問題特別委 員会小委員会	12. 25 木 16時	特別会計制度協議会 懇談会
12. 20 土 13時30分	特別会計制度協議会		
12. 20 土 18時	入試問題懇談会 (文 部省主催)		

窓

鯛の色づけ

鯛は縁起ものだとところから、正月早早テレビに出したいという注文がきた。

色の美しい天然のマダイにチダイ、黒っぽい養殖鯛など何種類か、テレビカメラの前にそろえてくれと勝手なことをいう。海産の、しかもかなりの大きさの魚を、生かしたまま、運ぶのは、この寒空に容易なことではない。虎やライオンなら檻かごにいれて運べばいいのだから、その点からすればよほど楽だろう。

どうやら運搬も無事に済んで、カメラの前に400リットル入りの水槽を据え、本番と相成ったが、養殖ものの鯛が、色は黒いながらも悠々と、いかにも心安げに泳いでいるのに反して、天然ものの方が、あまりにも大きな環境の変化にショックを受けて、おどおどと底の方にへばりついているのが気の毒であった。

鯛もおびえて緊張すると、体色が黒ずんで、平常は見えない鯛特有の縞模様が明瞭に現われ、まるで別種の魚のようになってしまう。ピンク色の天然鯛がこの番組の売物なのだから、大いに当惑したが、そのうちにそろそろ動き出してきて、体色も少し元に戻ったのでほっとした。

鯛の黒っぽい色はメラニン色素で、赤い色はアスタキサンチンだということは判明していることだが、さて実際に生きている魚に対して、どうやってメラニンを除去し、どのようにしてアスタキサンチンをより多量に与え得るか。

小割り式養魚法は、海面を広く利用できるし、必要に応じて網を移動させることが可能だという利点を持つが、この方式でマダイを飼う限り体色が黒ずんで来ることは避けられない。元来マダイは深い海に棲息する魚だからだ。又さらに、配合餌料のペレットを用いることも鯛が黒くなる原因だ。

光関係と餌関係の二方面から、今後も仕事を進めてゆくつもりだが、容易ではないことはわかっている。「餌料だけで赤くするのは無理だな」とつぶやいていたら、傍で緋物の目を数えていた女房が顔をあげて、「終戦のころ、貧乏でカボチャばかり食べていたら、あなたの顔が黄色になったことがあったわね」とつもらぬことを言った。

彼女は私より長生きするに相違ない。

(広島大学水産学部・教授 村上 豊)

B 要 望 書

(1) 「身体障害者の大学受入れ」 のための施策について(要望)

昭和50年11月12日

国立大学協会

会長 林 健太郎

国立大学協会は予てより「身体障害者の大学受入れ」について、国立大学における実態を調査し、問題点を検討して参りましたが、このたび開催の第57回総会において、「身体障害者の大学受入れ」のための施策について要望することに決議されましたので、趣旨ご了承の上そのための施設・設備・要員等についての検討、必要経費の措置等別紙の諸点について、特段のご配慮をたまわりたくお願いいたします。

要 望 書

「身体障害者の大学受入れ」のための施策 について

身体障害者の大学受入れについては、入学試験についての必要な配慮と在学中の教育条件の整備のため、大学の側において十分な対応の措置を必要とすることはいうまでもないが、その措置は施設・設備、要員、諸経費等にわたり、個々の大学内部のみでは解決し得ない点が多い。現在、受入れ大学に対して行われている経費措置等はなお十分とはいえ多くの問題を残している。

国立大学協会は、予てよりこの問題に関して各大学における実態を調査し問題点を検討してきたが、ここに下記の諸点について必要な施策を講じられるよう要望する次第である。

記

1. (施 設)

身体障害学生が学生生活上利用しやすいような学校建築のあり方および付帯設備についての検討を要する。特に今後新たに建築する場合には大学側の要望に応じて適切な予算的措置が望ましい。

2. (設備・要員)

大学図書館等における身障学生のための視聴覚教育等の機器の設置、職員の配置等が必要である。

3. (経費の補填)

身障学生の教育研究上必要な経費は非身障学生のそれをはるかに越えている。これに対しては大学自体における設備・体制を整備するとともに学生個人の負担に対しては特別奨学金による補填等両面からの対策が必要である。

4. (チューター制)

身障学生のために現行の外国人留学生チューター制のごときものを設けることが望ましい。

5. (学力検査)

学力検査の方法についての研究(例えば全盲の試験方法、時間延長度の検討、点字印刷の能率化等)のための組織・設備について検討する必要がある。特に入学試験時の点訳要員の確保が必要である。

6. (入試実施要領)

当面の必要に応えるため身障者入試(特に視覚障害者の場合)実施の方策等についての具体的な実施要領を作成することが望ましい。

7. (当面の整備)

さしあたり、現在すでに身障学生を受入れている大学においてはその教育と研究とが円滑に行われるよう設備・体制の整備をすることが緊要である。なお、大学における身障学生の受入

れのための諸方策について具体的研究を推進するため予算的措置をすることが望ましい。

昭和50年11月12日

国立大学協会

会長 林 健太郎

要望先

永井文部大臣他関係官

大平大蔵大臣他関係官

(2) 大学図書館の振興について の昭和51年度予算に関する要 望書について

昭和50年11月12日

国立大学協会

会長 林 健太郎

国立大学協会は、大学の研究教育における大学図書館の地位の重要性にかんがみ、かねてより特別委員会において大学図書館の在り方について検討してまいりました。

このたびその結果に基づき別紙のとおり「大学図書館の振興についての昭和51年度予算に関する要望書」を提出いたします。

については、国立大学図書館の現状と改革の緊要性をご高察の上、要望の実現方につき特段のご配慮をたまわりたくお願いいたします。

大学図書館の振興についての昭和51年度予算に関する要望書

大学図書館が大学の教育と研究のため重要な役割をもっていることは、周知のとおりであります。

しかしながら、近年における教育・研究の多様化はもとより、学術・文化の急速な進歩、学術情報の増大、情報処理機器の開発等の諸情勢にかんがみ、これらの諸情勢に対応して大学図書館が適切な活動をなすうするためには、障害と

なるものがきわめて多くその本来の使命をまっとうするにはほど遠い実情にあるといわざるをえません。

この現状を改善し、大学図書館の真価を発揮するためには、各大学自体の自発的努力にまつべきものが少なくありませんが、同時に、各大学の努力を支援し、かつ新しい大学図書館のあり方を実現するための予算的・行政的な諸措置がきわめて緊要と思われます。

予算的・行政的措置の必要事項については、国立大学図書館協議会から要望書が提出されていますが、当国立大学協会としましては、とくに、大学図書館予算および人員の増強、図書館の近代化、図書館情報学の教育・研究体制の拡充、司書職制度の確立、大学図書館業務および図書館情報学研究の国際的協力・交流等が、当面、緊急を要する措置と考えます。

なお、近時、人件費・図書購入費および光熱費等の異常な高騰は図書館維持に著しい圧迫を加えているので、予算上格段の配慮を要するものと考えます。

については、大学における教育・研究の発展に対応するため、大学図書館振興の緊急方策として、次の事項につき速やかに改善の措置をとられますよう要望いたします。

要 望 事 項

1. 大学図書館予算および人員の不足を緊急に補充するための措置

(1) 図書館維持費の増額

昭和51年度予算においては、現在図書館維持のために実際に支出されている額の50%以上を確保する。

(2) 図書購入費の増額

昭和51年度予算においては、前年度予算額の最低50%を増額し、その際とくに参考

図書購入費の充実を考慮する。

(3) 図書館職員の増員

大学図書館の定員増の必要のうち、当面大学の教育・研究に極めて重要な参考業務担当職員を中心とし、昭和51年度においては最低60名を増員・配置する。

(4) 図書館職員の研修旅費

図書館職員の研修旅費を増額・改善する。大学図書館の専門職員としての資質の向上を図るとともに、新しい図書館サービスの実現のために文部省をはじめとする図書館・情報関係機関の実施する研修会等への参加は必須の要件であり、そのため旅費の増額・改善を図るべきである。

2. 図書館の近代化のための予算措置

(1) 図書館の近代化を早急かつ強力に促進するための施設・設備費の大幅増額

この問題は、大学図書館が年来努力している点であるが、引きつづき機械化を含めて、一段と改善を促進する必要がある。

(2) 保存・共同利用図書館制度の開発、あるいは学術情報処理についての研究・開発、および広地域にわたる学術情報のネットワークの整備のごとき総合的・近代的な組織のための経費の新規計上。そのために調査・研究・策案の機関を設け、とりあえず51年度においては調査費として最低30,000千円を計上する。

3. 図書館情報学の教育・研究体制の拡充強化および司書職制度の確立

(1) 図書館情報学研究施設ないしは研究組織の設置

大学内の共同利用施設としての情報図書館学研究センターを設置し、その計画的な増加をはかること。

(2) 図書館情報学の講座・学科・科目および大学院研究科の計画的な設置・整備

(3) 大学図書館運営に、図書館情報学等の専攻者を育成・導入するなどの方途を講じ、司書専門職制度の確立

4. 大学図書館業務および図書館情報学研究の国際的協力交流の促進

学術情報・資料の国際的交換・交流の促進および図書館業務や図書館情報学研究の発展を図るために、図書館職員や図書館情報学研究者を海外に派遣し、または海外より招聘するがごとき制度を、この際検討し、そのために必要とされる予算措置を速かに講ずべきである。

昭和50年11月12日

国立大学協会会長 林 健太郎

理 由 書

1. 大学図書館予算および人員の不足を緊急に補充するための措置

(1) 図書館維持費の増額について

大学図書館は、以下の諸理由のため時代の趨勢に応じるための業務の改善はもとより、その日常業務の維持においてすら、差し支える現状にある。この目下の実情を打開するための緊急対策として、図書館維持費の大幅な増額を要望する。

イ. 大学図書館は、現在の定員措置のために、業務遂行上多数の非常勤職員の雇用を余儀なくされているが、賃金水準の異常な上昇のため、支出される維持費は激増しつつある。賃金支出の、図書館運営費中に占める比率は逐年上昇し、本国立大学協会図書館特別委員会が昭和49年にまとめた調査〔中央図書館（分館を含む）についてのみ実施〕によれば、昭和47年度決算でみて、

約36.2%の高率を示している。これは、その後の国の措置によって若干、改善されたがまだ、大学図書館としては、はなはだ困窮しているのが実情である。

ロ. 諸物価の高騰のため、備品費・消耗品費・印刷製本費等の支出も増大している。本協会の調査によれば、昭和48年度の文部省の当初配当の図書館維持費の、前年度の大学図書館の経常的経費に占める比率は、約23%にしかあたらない。不足の約77%分は、積算校費の中から振替支出によって補われているのが実情である。

ハ. 加うるに光熱・水道料および冷・暖房などのための経費が、大学図書館の運営費に対し避けがたい圧力となっている。

なお、図書館維持費を決定するにあたり現在とられている格付けとその基準額の算定について、近年かなりの手直しがなされたことは一歩前進であるが、これも、50年度に図書購入費の倍増などの改善をみたが、大学図書館の実支出額に対照するとき、文部省配当の図書館維持費の大幅な増額が望まれる。

特に基準額の増額を早急に検討・実施するとともに、個々の大学図書館に対する格付の不均衡を抜本的に是正することを希望する。

(2) 図書購入費の増額について

最近時の図書・資料の価格の高騰は、周知のように顕著である。そのため、図書購入冊数は需要を満たすに至らず、図書購入のための経費のみが不均衡に年々膨張を続けるに至った。しかるに、文部省配当の図書購入費は必要経費を充足できず、文部省当初配当の図書購入費は図書館が実際に支出する図書購入

費総額の半ばにも達していない。このため大学予算がこうむる負担は甚だ大きい。しかも増大する学術情報資料に対する需要の度合は急速に高まり、図書館の奉仕が一層必要とされる現在、図書購入費予算の大幅な増額が、特に要望される。その際、参考図書購入費の面での改善は、特に配慮されるべきと思われる。

(3) 図書館職員の増員について

最近における情報・資料の急増および利用者の要求の多様化等に対応するには、適切な人員増の措置が是非とも必要である。現状では、情報・資料の処理が停滞し、利用者の要求に応えるためには著しい困難がある。大学図書館に対する不満の一因がここにあることは周知のとおりであって図書館職員の増員を計画化するとともに、当面は、特に参考業務担当職員を中心として51年度においては最低60名増員することがきわめて必須と考えられる。

(4) 図書館職員の研修旅費について

大学図書館を真に教育・研究に役立つ機関として改善していくためには、図書館職員の研修が極めて必要である。現在、文部省をはじめとして、国立国会図書館、日本科学技術情報センター等、図書館・情報関係機関において各種の研修会等が実施されているが、研修参加旅費の計上されているのは、文部省、国立図書館短期大学共催による大学図書館職員長期研修（受講定員30人）および東京大学の実施する図書館情報学セミナーのみであり、各大学においては、学内で配分される旅費が極めて少額のため、ほとんど研修の機会に恵まれることが少ないのが現状である。この状況にかんがみ、大学図書館に対し、研修

参加旅費を計上することは急務と考える。

2. 図書館近代化のための予算措置

大学図書館の近代化は、漸く着手されたばかりで、今なお初歩的な水準でしかない。従って今後は、大学図書館を組織的に整備し拡充するための計画をたて、その実施を積極的に講じる必要がある。この趣旨にもとづいて、以下の対策を強く要望する。

(1) 図書館近代化のために、施設・設備費の増額が早急に必要である。

イ. 建設単価の増額

図書館施設は、内部空間の融通性の確保、情報検索、資料の搬送、吸音性や遮音性をもつ仕上材の選択等、他施設にみられない独自の施設であることに留意せねばならない。

ロ. 環境整備について

図書館施設については、ここ数年来力が注がれてきたが、建物周辺の環境整備についてはとりのこされてきたきらいがある。利用者のアプローチはもちろんのこと、建物周辺の造園計画と建築が一体となって計画され、実施されることが必要である。

ハ. 備品費の増額

図書館はその性質上、独自の備品類を必要とするが、その機能を発揮するために、質的にも新たな開発を必要とする。特に建物新営に伴う備品費は、現状では極めて不充足であるので、大幅な増額が望まれる。

ニ. 維持管理費の別枠予算

施設の近代化に伴い、冷暖房・搬送設備のため、光熱・水道料の大幅支出がある以上、別枠の予算の計上が必要である。

(2) イ. 保存・共同利用図書館制度を開発し、その構想を現実化すべきである。

ロ. またこれに伴い、大学図書館相互の協力関係を緊密にするための全国的あるいはブロック別規模でのネットワークを確立する必要がある。

ハ. 学術情報の全国的・有機的な収集・処理・利用・保存等の機能をもつ中央機関および地方機関の設立、たとえば国立学術図書館（仮称）の設立。

以上を実現するために、さしあたり、昭和51年度においては、内外の実態調査および学術情報の収集・処理機構の策案のための調査費を予算化すべきである。

3. 図書館情報学の教育・研究体制の拡充強化および司書職制度の確立

大学図書館の拡充強化のためには

(1) 教育機関の整備拡充

(2) 図書館情報学研究機関の設置

(3) 大学図書館運営にあたる高度な専門家の養成および司書職制度の確立

などが緊急不可欠である。

以下各事項についてその理由を述べる。

(1) 図書館情報学研究施設ないしは、研究組織の大学図書館への設置について国立大学協会が行なったアンケート等によれば、図書館情報学に関する研究所・附置研究所・研究施設等の研究的機関の設置を必要とするものが多く、また大学図書館にこの種の研究機関を設ける必要を説くものも少なくない。現在、大学図書館には制度上、図書館情報学の研究機関は存しない。わずかに東京大学図書館に図書館情報学セミナーが開設され、研究施設を志向しているにすぎない。しかしながら、大学図書館が専門的な研究機能をもつことによって大学図書館の運営・組織等の改善をなすべきは焦眉の急である。

政府においてはこれらの実情を勘案し、制度的な研究的機構を計画的に大学図書館に設置し、国公立の全大学図書館の改革に対して重要な役割をなしうるようにすることが緊要と考える。

(2) 図書館情報学の講座・学科・科目および大学院研究科の計画的な設置・整備について

国立大学協会が去る48年11月に行なった調査結果等によれば、図書館情報学の拡充強化のため (イ)学部図書館情報学の講座・科目の増設を必要とするもの、(ロ)大学院図書館情報学研究科の設置を必要とするもの、(ハ)国立図書館短期大学の4年制昇格やさらに大学院設置を必要とするもの等、全大学をとおして、図書館情報学の教育・研究体制の拡充強化を必要としている意見は全大学を通じて圧倒的に多数を占めている。

従って国の政策としては学術情報の今後の量・質にわたる拡大・発展に対応して、全国的な観点に立つ図書館情報学の教育体制の改善・充実の計画を策案し、これを強力に実施にうつしていくことがきわめて緊要であると考える。

(3) 大学図書館の運営に、図書館情報学等の専攻者を育成導入するなどの方途を講じ、司書専門職制度の確立を図ることについて

大学図書館が、学術文化の急速な進歩や大学改革の進展に即応しその本来の使命を果たしうするためには、大学図書館に図書館運営に関する高度の専門的学識・技術をもつ要員を導入し、大学司書の資質を高度化する施策が必要で、このことについては、日本学術会議、国立大学協会、国立大学図書館協議会等が積年その必要を強調してきたことは、周知のとおりである。よって政府におかれては、大学

司書の資質の高度化を図る、図書館情報学その他情報科学等の専門的学識・技術をもつ学徒を大学図書館に導入するなどのための諸方途を緊急に策案し、またこれにともない大学図書館に制度としての専門職制を確立し、人材の吸収・輩出が実現できるよう切に要望するものである。

4. 大学図書館業務および図書館情報学研究の国際的協力・交流の促進

今日、学術情報資料の収集は、国際的規模でなされることがいよいよ強く要請されている。この点、諸外国の図書館についても同様であり、国際的次元における学術情報資料の交換・交流の業務は、今後ますます促進されねばならぬものと考えられる。

また、わが国の大学図書館業務の立ち遅れを克服し、これを近代化し発展させるためには、図書館職員や図書館情報学の研究者を海外に派遣し、また海外からこの方面の専門家・学者を招聘することが必要とされる。

このような観点から、大学図書館関係者の国際的相互交流は、緊急に推進されるべきものと考えられる。そのためには、相互交流のための基金を設ける、あるいは施設を用意するなど、なすべきことは甚だ多い。この件につき速かに検討を行ない、成案ができしだい実行に移し得るよう適切な予算措置をとる必要があると考え

(3) 国立大学の授業料について
(要望)

昭和51年12月12日
国立大学協会
会長 林 健太郎

このたび昭和51年度予算編成に際し、国立大

学の授業料上げが検討されている由であります。このことに関し、別紙のとおり要望書を提出いたしますので、国立大学の性格とわが国民生活の実情を十分にご賢察の上、これが善処方につき何分のご配慮をお願いいたします。

国立大学授業料についての要望

最近政府においては、国立大学授業料値上げの意図があると伝えられているが、国立大学の授業料の上げはわが国の高等教育のあり方や学生生活に大きな影響を及ぼすものであるから、慎重に取扱われるよう要望する。

国立大学における教育に要する経費は、高等教育に対する国の責任に基づく経費であり、国がこれを負担することは理由がある。とくに国立大学授業料が戦後から現在に至るまで比較的低廉に維持されてきたことが、教育の機会均等、人材の育成などの重要な社会的役割を果たしてきたことを高く評価すべきである。従って私立大学と国立大学の授業料格差を、国立大学授業料の上げによって是正しようとする考え

方は、国の高等教育の経費の負担についての根本的政策に基づくものとはいえ、単に学生、父兄の経済的負担を増大する結果を招くのみでなく、わが国の高等教育のあり方に歪を与えるおそれもある。

現在わが国の国民経済は依然として不安定であり、諸物価の値上り、諸税、諸公共料金の増大などによる家計の不安定状態のなかで、学生、父兄の教育費負担が、一層困難を増しつつあることは、大学学生生活の実態調査によっても明らかである。

上記の事情を考慮して、政府は、国の高等教育の社会的役割と教育の機会均等を確保することの重要な意義に鑑み、国立大学の授業料を、できるだけ低廉に止め、その上げについては慎重に措置されるよう強く要望する。

昭和50年12月12日

国立大学協会
会長 林 健太郎

C 資 料

(1) 富山医科薬科大学及び島根医科大学の国立大学協会加入に伴い、理事及び監事総会互選要領その他関係規則の一部改正について

昭和50年10月29日

理 事 会

昭和50年11月12日

第57回総会

富山医科薬科大学及び島根医科大学の国立大学協会加入に伴い、理事及び監事総会互選要領その他関係規則の一部を次のとおり改正する。

(理事及び監事総会互選要領の一部改正)

第1条 理事および監事総会互選要領第1項に定める(別表)理事地区別定員表のうち中部地区の項、所属大学の欄中「富山」の次に「富山医科薬科」を加え、中国・四国地区の項、所属大学の欄中「島根」の次に「島根医科」を加える。

(国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領の一部改正)

第2条 国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領第4項に定める各常置委員会委員定数表中「第1 13」を「第1 14」に、「第2 13」を「第2 14」に、「計78」を「計80」に改める。

※ なお、富山医科薬科大学は第1常置委員会の、島根医科大学は第2常置委員会のそれぞれ所属とする。

(大学運営協議会規程の一部改正)

第3条 大学運営協議会規程第7条第3項に定める(別表)のうち中部地区の項、所属国立

大学の欄中「富山」の次に「富山医科薬科」を、中国・四国地区の項「島根」の次に「島根医科」をそれぞれ加える。

附 則

(施行期日)

この改正は昭和50年11月12日から施行し、昭和50年10月1日から適用する。

理由

昭和50年10月1日富山医科薬科大学及び島根医科大学が創設され、創設の日をもって当協会に加入のためこれに伴い関係諸規則を改正する必要があるによる。

(2) 学費について(事務連絡)

国大協総第120号

昭和50年12月13日

各国立大学長 殿

国立大学協会

事務局長 丁子 尚

国立大学授業料引上げの問題については、来年度の予算編成に関連し新聞紙上等に屢々報道されておりますが、当協会においては、去る11月の総会の意向をうけ、12月12日開催の理事会においてこの問題について審議の結果、取敢えず文部省に対し別紙の要望書を提出することになり、同日林会長、岡本、相磯両副会長ならびに飯島・今村両第6常置委員が、文部省に岩間事務次官ならびに佐野大学局長を訪ねて面談し、要望書の趣旨を詳細に説明し善処方を強く要望いたしましたので、取敢えずご連絡いたします。

(3) 学費について(事務連絡 第2)

国大協総第 131 号

昭和50年12月25日

各国立大学長 殿

国立大学協会

事務局長 丁子 尚

このことについてその後の経過につきご連絡いたします。

1. 去る12月20日第26回特別会計制度協議会が開催され、昭和51年度概算要求につき文部省より大蔵省との事前の事務的折衝の状況についての報告があり、それによれば学費の問題について本年は財政当局の考え方は極めてきびしいものがある由でありましたが、林会長、岡本、相磯両副会長、飯島、小泉両委員等よりさらに文部省側に対し学費をできるだけ低廉にとどめるようなお一層の努力方を要望した。

なお同日協議会終了後国大協側において、状況の分析と今後とるべき措置について協議がありました。

2. また同夜開かれた永井文部大臣との懇談会の席上において、林会長、岡本、相磯両副会長より永井文部大臣に対し、学費問題について改めて慎重な取扱い方を要望いたしました。
3. その後諸般の情勢を考慮し、去る12月24日林会長、岡本、相磯両副会長ならびに渡辺第6常置委員会委員長が竹内大蔵事務次官に面談し、さき去る12月12日開催の理事会において決定した「国立大学の授業料について(要望)」を持参し、国立大学の実情について申述べ慎重な配慮方を要望し、また同時に奨学金制度ならびに授業料減免措置の拡大、研

究・教育に関する基準的経費の増額等を十分考慮されたい旨を強く要望するところがありました。

(4) 学費について(事務連絡 第3)

国大協総第 132 号

昭和50年12月26日

各国立大学長 殿

国立大学協会

事務局長 丁子 尚

このことについてその後の経過をご連絡いたします。

1. 去る12月24日深夜大蔵省より文部省に対し来年度予算の内示が行われましたので、これを承け翌12月25日午後特別会計制度協議会懇談会が開催されましたが、その際文部省側より示された大蔵省内示の予算概況によれば学費等の問題に関し、先般来文部省、大蔵省に対しなされた国大協側の意向が種々反映している旨説明が行われましたが、林会長初め岡本、相磯両副会長、渡辺、飯島各委員は文部省側と重ねて真剣な意見の交換を行いこの問題について最後まで大蔵省との折衝を尽され学費については出来るだけ低廉にとどめ、かつその見返りの財政的措置については格別の措置を講ぜられるよう要望いたしました。

なお同上懇談会ののち、国大協側のみにおいてこの際とるべき措置につき種々協議いたしました。

2. 翌12月26日午後林会長、岡本副会長、渡辺第6常置委員会委員長ならびに飯島第6常置委員が再び永井文部大臣と会見し、わが国における高等教育のあり方の問題に関連し国立大学の授業料の考え方について隔意のない意見交換を行い、予算折衝の場における永井文

部大臣のこの上一層の配意を強く要望いたしました。

(5) 国立民族学博物館概要

博物館の役割と事業

構想の概要

設置形態——この博物館は国立の機関として、国が設置したものです。そしてこの博物館は、世界の諸民族資料を集中的に収集、整理、保管し、全国の研究者の利用に供するとともに、いっぽうでは大学などの諸教育研究機関との人事交流を円滑にし、優れた人材を集める必要上、共同利用の研究機関となっています。

研究博物館——この博物館は、資料収集、研究調査と、その成果の展示、公開までを一体的に取り扱う「研究博物館」です。対象は、世界中のあらゆる地域にわたり、すべての民族を取り扱います。また、衣食住などの生活用品の実物だけでなく、文献、写真、フィルム、レコード、テープなど、あらゆる資料を収集します。これは、世界諸民族の社会と文化に関する総合資料館です。

この博物館の研究者は、民族学にふくまれるさまざまな研究分野、つまり文化人類学や言語学、物質文化論、民族音楽論などの専門家から構成されています。これらの研究者は、展示についての企画や実施計画にも参加し、研究成果が博物館の展示に反映できるように運営されます。また研究者は、一般のための啓蒙的な講演やセミナーなどの講師としても活動します。この博物館では、世界の民族文化についての専門的な研究といわゆる博物館としての役割がひとつになっているのです。

世界の窓——この博物館は、市民にとって「世界の窓」となるでしょう。この博物館では、世

界の諸民族の文化を、正しく、美しく、わかりやすく展示します。ここから、世界諸民族の生活や歴史をのぞくことができます。

展示には、常設の一般展示や短かい期間で開催される特別展示のほか、市民展示といったものも考えられています。一般展示では、オセアニア、アメリカ、ヨーロッパ、アフリカ、東南アジアなど、大きな地域にわたったプログラムが計画されており、さらには世界の言語文化や民族音楽・芸能をテーマとする通文化（クロス・カルチャー）的な展示も計画されています。

さらにこの博物館では、それぞれの文化の特色を展示するという考え方から、展示場においては、標本の展示に工夫をこらすとともに、映像や音響などに新しい技術を導入します。とくに視聴覚ブースとよばれる映像機器はこの博物館の特色のひとつで、このブースを利用することによって、世界のさまざまな文化の様相を手軽に知ることができます。

市民大学——一般的な展示のほかに、視聴覚ブース、文献資料室、そして博物館で行われるさまざまな講演会、セミナーなどを通じて、市民は世界の諸民族についてのさまざまな知識を得ることができます。この博物館は、民族学を中心とした「市民大学」です。

資料の収集、保管——この博物館では、民具などの直接諸民族の生活を知る標本資料はもちろん、民族学に関するあらゆる文献資料やアメリカ合衆国のエール大学に本部をもつHRAF（世界の諸民族の社会・文化についての記録ファイル）をおさめ、整理保管します。また諸民族の文化社会に関する写真、映画フィルム、ビデオ・テープなどを収集し、映像ライブラリーをつくります。さらに音声言語資料や民族音楽などの資料も、テープまたはディスクとして収

集、保存し、音響ライブラリーもつくる計画です。

情報センター——この博物館は、世界の諸民族の文化と社会に関する情報サービスを行います。収集、保管されたあらゆる資料のデータを、コンピューターを利用してすみやかに情報検索ができるようにします。市民の要望にこたえて、必要な情報サービスが行われることによって、この博物館は世界の諸民族についての情報センターとなるでしょう。

研究センター——ここでは、全国の大学を中心とする研究者の協力のもとに、世界の諸民族の社会と文化に関する総合的な研究が行われます。そのために必要な世界各地での現地調査活動も実施されます。それらの研究の成果や資料は、出版やコンピューターを使った情報サービスによって広く利用されることとなります。この博物館は日本における民族学研究の最大の拠点として民族学及び関連諸科学の専門家にとっては、利用価値の高い研究センターとなります。

専門教育——さらに民族学は、新興の科学として、優秀な後継者を速やかに養成することが要求されています。この博物館は、各大学の特に大学院教育に協力することになります。

国際交流——民族学（文化人類学）は、その学問の特質上、国際的な協力と広範な国際交流を必要とします。交流の内容としては、研究者の交流、標本、文献、映像などの諸資料の交流などが中心となります。この博物館では、研究者の交流のための客員教授制度がおかれています。この制度の運営によって、この博物館は外国人研究者の日本文化研究のセンターともなります。このような意味において、この博物館は、わが国における民族学の国際交流センターとして機能することになります。

館長及びこれを補佐する副館長のもとに、世界の全地域を研究対象とするため、五つの研究部を置くほか、さらに、管理部、事業部、情報管理施設を設けます。組織の構成については、右の図のとおりです。（図 略）

事務局：管理部と事業部は、博物館の事務担当部局です。事業部の企画課、展示課は、企画、展示に伴う事務を管掌しますが、事業としての企画、展示の立案、実施は、研究展示一体の原則に基づき、全館員が委員会を組織してこれに当たります。

研究部：五つの研究部は、4ないし5の研究部門を含みます。

研究部の分担は、次のとおりです。

第1研究部：アジア北部

第2研究部：アジア南部

第3研究部：ヨーロッパ、アフリカ

第4研究部：アメリカ、オセアニア

第5研究部：総合部門

この民族学博物館においては、情報検索その他にコンピューターを全面的に活用することを考えています。民族学におけるコンピューターの導入は、将来おおいに発展することが予想されますが、特に、この博物館において努力して開拓すべき分野として、第5研究部にコンピューター民族学という部門を設けます。

人員構成：各研究部には部長をおき、所属の諸部門を統括します。各研究部門は、教授1、助教授1、助手1から構成されます。

客員部門：なお、五つの研究部には、定員を伴わない客員部門をそれぞれ2部門ずつ設置し外国又は国内の研究機関から研究者を招きます。

情報管理施設：研究部と並んで、この博物館の機能の重要な部分を構成します。ここには、事務系及び技術系の職員が配置されます。

D そ の 他

(1) 学長等の異動について

○ 学長の交代

大学名	旧	新
秋田大学	渡辺 武男	九嶋 勝司
福島大学	玉山 勇	渡辺源次郎
群馬大学	石原 恵三	畑 敏雄
お茶の水女子大学	谷田 闔次	市古 宙三
福岡教育大学	山本 傳	大賀 一夫
佐賀大学	田中 定	池田 敦好
大分大学	後藤 正夫	中村 末男

○ 委員長の交代

委員会名	旧	新
第5常置委員会	後藤 正夫 (大分大学)	佐々木忠義 (東京水産大学)
第6常置委員会	渡辺 武男 (秋田大学)	飯島 宗一 (広島大学)

○ 特別委員会委員の交代

特別会計制度協議会

田中 定 (佐賀大学) (旧)

小泉 明 (一橋大学) (新)

○ 専門委員の委嘱

第6常置委員会

石塚龍之進 (東京医科歯科大事務局長)

佐藤三樹太郎 (横浜国立大事務局長)

塩野 宏 (東京大教授)

(2) 寄贈図書

○ 第12回大学教員懇談会記録 (昭和50. 6. 27
~28) 大学セミナーハウス

○ 昭和50年度 学校基本調査速報 学校調査

○ 昭和51年度 大学入学者選抜試験問題の参
考資料 (総論編, 国語・社会
編, 数学・理科編, 外国語編,
職業編) 以上文部省

○ 「科学研究基本法」(第1次草案)

日本学術会議

○ 医学教育の現状とあり方

全国医学部長病院長会議

編 集 後 記

本号は総会記事もあり、120頁を越すものになった。諸会議の記録をなるべく詳しくお伝えしたいと思って事務局では苦心している。

巻頭の特別寄稿、窓欄の諸寄稿について、諸先生に深くお礼を申しあげる。

(C)